

# 第131回国会概観

## — 内閣提出法案、すべて成立 —

第131回国会（臨時会）は、平成6年9月30日に召集された。会期は当初12月3日までの65日間であったが、世界貿易機関（WTO）設立協定承認案件及びその関連法案並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案の衆議院通過が会期末近くになったことから、参議院での審議日数を確保するため、12月2日の衆参両院本会議において、12月9日まで6日間の会期延長の議決が行われた。

今国会は、村山連立政権が成立して初めての本格的な論戦が展開された国会であり、審議された重要法案は、①衆議院小選挙区比例代表並立制導入に不可欠な小選挙区の区割り法案を含む政治改革関連法案、②老齢年金の満額支給開始年齢を65歳へ引き上げること等を行う年金改革関連法案、③平成9年4月から消費税率5%への引上げと所得税減税等を行うことを含む税制改革関連法案、④ウルグアイ・ラウンド合意に伴うWTO設立協定承認案件及び関連7法案等があり、これらの成立が大きな焦点となった。

参議院では、前国会と異なる特別委員会の設置がなされた。すなわち、前国会では設置されていた「交通安全対策特別委員会」が廃止される一方、「中小企業対策特別委員会」が新たに設置され、また、「地方分権及び規制緩和に関する特別委員会」が設置された。

さらに、WTO設立協定承認案件及び関連法案の審議のため、衆議院と同様、「世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会」が設置された。しかし、税制改革関連法案については、衆議院とは異なり、特別委員会の設置はなされなかった。

### 【村山富市内閣総理大臣の所信表明演説と予算委員会の審議】

召集日の開会式に続いて、村山内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。しかし、衆議院では、副議長ポストの野党第一党への配分を要求する「改革」と与党が対立し、一部の議員を除く「改革」所属の議員が欠席する中で総理の演説がなされる異例の事態となった。

本院でも、新緑風会及び公明党・国民会議所属の議員が総理の所信表明演説

の本会議を欠席した。

しかし、その後、院の構成（副議長配分のあり方問題）については、今国会中に成案を得るべく努力するとして、話し合いを続けることで与野党の合意が成立したため、10月4日から正常化した。

10月4日には、外務大臣の訪米・国連総会出席等の帰国報告を聴取し、10月5日から3日間、衆参両議院の本会議において、総理の所信表明演説及び外務大臣の帰国報告に対する各党の代表質問が行われた。

所信表明演説の中で、村山総理は、政権運営の基本姿勢として大胆な改革と未来の世代に対して責任を持てる政治の実現を目指すことを強調し、政治改革では、腐敗防止の徹底及び区割りに係る公職選挙法改正案の早期成立を要請した。

同月11日から18日まで、村山連立政権誕生後初めての予算委員会審議が衆参両議院で行われ、本会議論議から持ち越された政治改革、税制改革、行財政改革等の諸点を中心に与野党の論議が展開された。この中で村山総理は、自衛隊合憲や消費税率引上げは社会党の公約違反でないことを強調した。

### 【法律案の成立状況等】

今国会では、内閣提出の27件（新規19件、継続8件）及び5条約（新規1件、継続4件）がすべて成立、承認され、議員提出法案5件も成立した。

#### 〔政治改革関連法案〕

今国会前半の大きな争点は、区割りのための公職選挙法改正案であった。本法案は、「改革」側が旧連立与党のときに推進していたこともあって、11月上旬の成立で与野党間の合意がなされた。

また、連立与党及び「改革」双方からそれぞれ提出されていた選挙違反の連座制の対象拡大等を行うための公職選挙法の2改正法案は、衆議院政治改革調査特別委員会において併合修正された。

さらに、政党交付金の交付を受ける政党に法律上の能力を与える政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案も衆議院委員長提案として提出された。

これら政治改革関連法案は、11月2日、衆議院の同特別委員会及び本会議で

可決（公職選挙法の2改正法案は修正議決）され、参議院に送付された。

参議院においては、11月7日、政治改革特別委員会に付託され、11月18日に同特別委員会、11月21日に本会議で可決され、成立した。

政治改革関連法案は11月25日に公布され、村山内閣は年内成立の公約を果たした。

#### 〔年金改革関連法案〕

衆議院で継続審査となっていた国民年金法等改正案については、基礎年金の国庫負担率引上げについての与野党の修正案作りが難航したため、与党は共同修正案の提出を断念し、同月26日、厚生委員会において与野党の各修正案がそれぞれ採決に付され、与党修正案が可決された。また、27日の衆議院本会議において委員会議決のとおり修正議決された。さらに、国家公務員等共済組合法等の関連4法案も同日の本会議で同趣旨の修正議決が行われた。

参議院では、10月28日の本会議で趣旨説明の聴取が行われ、その後、厚生委員会等関連委員会での質疑が行われた後、11月2日に同委員会及び本会議において可決、成立した。

#### 〔税制改革関連法案〕

10月18日、衆議院本会議で趣旨説明が行われ、村山総理は答弁の中で、税制改革は国民の理解を求めつつ、所得税・住民税の減税、行政改革の断行、福祉ビジョンの策定との三位一体で行っていく旨の決意を述べた。さらに、本年度以降の減税を含む税制改革について、総合的な改革の論議を進め、年内の税制改革の実現に向けて一層努力していく旨述べた。

衆議院税制改革特別委員会においては、10月24日、公聴会の日程設定をめぐり与野党が対立し審議が空転した。27日には、「改革」欠席のまま審議が進められる中で公聴会の11月7日開催の日程が決定された。その後、「改革」も出席して議論が展開されたものの、11月9日、「改革」提出の修正案の質疑が認められず、再び欠席したまま総括質疑が行われた後、「改革」の抗議の中で「改革」提出の修正案は否決され、税制改革関連法案は可決された。

10日、「改革」は採決無効を主張したが、土井衆議院議長が提案した委員会で各党の賛否を確認する等のあっせん案を与野党ともに受け入れ、審議は正常

化するに至った。

11日、同特別委員会で税制改革4法案の質疑を行い、賛否を確認した後、本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、11日に本会議で趣旨説明の聴取が行われた。特別委員会は設置されず、大蔵委員会及び地方行政委員会でそれぞれ審議が行われた。

さらに、両委員会の連合審査会及び連合審査会公聴会も開催され、消費税の見直し、税制改革の前提となる行財政改革及び福祉ビジョンの策定等について質疑が行われ、24日に委員会で、25日に本会議で4法案とも可決され、成立した。

#### 〔世界貿易機関（WTO）設立協定締結承認案件及び関連法案〕

ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、世界貿易の新しいルールとなるWTO協定締結承認案件及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案等の関連7法案の審議は、衆議院では、11月2日の本会議で趣旨説明の聴取が行われた後、WTO特別委員会で17日から質疑が開始され、12月1日に同特別委員会、翌2日に本会議において同協定は承認され、関連7法案は可決された。

参議院では、同協定等が衆議院で審議中に、11月21日に本会議で趣旨説明を聴取し、世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会で24日から予備審査として質疑が行われた。

同特別委員会では、農業対策、食糧対策、WTOの運営、知的所有権等の貿易ルールの確立等について議論が展開され、会期延長後の12月8日に同特別委員会及び本会議で、協定は承認され、関連7法案は可決、成立した。

なお、当日の本会議で、「世界貿易機関設立協定の締結承認等に伴う国内対策の確立等に関する決議」が行われた。

#### 〔原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案〕

「国の責任」による援護対策として、被爆者の遺族で自らも被爆者である人に対し特別葬祭給付金を支給する等を柱とした原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案が政府から提出された。この対案として、衆議院においては「改革」から、参議院においては新緑風会及び公明党・国民会議から、「国家補償的配慮に基づき」被爆者対策を行う原子爆弾被爆者援護法案がそれぞれ提出さ

れた。政府案は、衆議院で12月1日に厚生委員会、翌2日に本会議で可決された。

参議院では、会期延長後の8日に厚生委員会、会期終了日9日の本会議において可決され、政府案は成立した。

#### 〔その他の法案〕

なお、継続審査に付されていた自衛隊法の一部を改正する法律案及び行政改革委員会設置法案等も成立した。

#### 〔その他〕

11月29日、東京高裁は、参議院比例代表選出の山崎順子議員の繰り上げ当選を無効とする判決を出した。この判決に対して、12月8日、中央選挙管理会は、最高裁に上告した。

# 1 参議院役員一覽

役員名		召集日	会期中選任
議長		原文兵衛	
副議長		赤桐操	
常任委員	内閣	岡部三郎	岡野裕(6.9.30)
	地方行政	岩本久人	
	法務	猪熊重二	中西珠子(6.9.30)
	外務	井上章平	田村秀昭(6.9.30)
	大蔵	上杉光弘	西田吉宏(6.9.30)
	文教	石井道子	松浦孝治(6.9.30)
	厚生	会田長栄	種田誠(6.9.30)
	農林水産	浦田勝	青木幹雄(6.9.30)
	商工	中曾根弘文	久世公堯(6.9.30)
	運輸	和田教美	大久保直彦(6.9.30)
	逓信	森暢子	山田健一(6.9.30)
	労働	野村五男	笹野貞子(6.9.30)
	建設	合馬敬	
	予算	井上吉夫	坂野重信(6.9.30)
	決算	三上隆雄	前畑幸子(6.10.4)
	特別委員長	議院運営	大森昭
懲罰		鈴木和美	井上計(6.9.30)
科学技術		高桑栄松	
環境		篠崎年子	
災害対策		陣内孝雄	
政治改革		上野雄文	
沖縄・北方		坪井一字	
分権・緩和		小林正	
調査会長	中小企業	石渡清元	
	貿易機関	6.11.21設置	矢田部理(6.11.21)
	国際問題	沢田一精	
事務総長	国民生活	鈴木省吾	
	産業・資源	三重野栄子	
事務総長		戸張正雄	

## 2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 平成 6. 12. 9 現在)

会 派	議員数	① 7. 7.22 任期満了			②10. 7.25 任期満了		
		比 例	選 挙	合 計	比 例	選 挙	合 計
自 由 民 主 党	95 (6)	12 (2)	21 (1)	33 (3)	17 (1)	45 (2)	62 (3)
日本社会党・護憲民主連合	68 (17)	16 (5)	29 (7)	45 (12)	10 (2)	13 (3)	23 (5)
新 緑 風 会	39 (4)	7 (1)	16 (2)	23 (3)	10 (1)	6	16 (1)
公明党・国民会議	24 (5)	6 (2)	4	10 (2)	8 (2)	6 (1)	14 (3)
日 本 共 産 党	11 (4)	4 (2)	1 (1)	5 (3)	4	2 (1)	6 (1)
二 院 ク ラ ブ	5	1	1	2	1	2	3
新党・護憲リベラル	5 (1)	3 (1)	2	5 (1)	0	0	0
各派に属しない議員	5 (1)	1	2 (1)	3 (1)	0	2	2
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	252 (38)	50 (13)	76 (12)	126 (25)	50 (6)	76 (7)	126 (13)

※ ( ) 内は女性議員

### 3 委員会及び調査会委員一覧

(初回開会日現在)

#### 【内閣委員会】

委員長	岡野	裕	(自)	久保田	真苗	(社)
理事	板垣	正	(自)	栗原	君子	(社)
理事	狩野	安	(自)	中尾	則幸	(社)
理事	瀬谷	英行	(社)	中村	鋭一	(新緑)
理事	寺澤	芳男	(新緑)	永野	茂門	(新緑)
	井上	孝	(自)	吉田	之久	(新緑)
	岩崎	純三	(自)	猪熊	重二	(公)
	岡部	三郎	(自)	聽濤	弘	(共)
	村上	正邦	(自)	赤桐	操	(無)
	萱野	茂	(社)			(6. 10. 6 現在)

#### 【地方行政委員会】

委員長	岩本	久人	(社)	松浦	功	(自)
理事	鎌田	要人	(自)	上野	雄文	(社)
理事	岩崎	昭弥	(社)	篠崎	年子	(社)
理事	釘宮	磐	(新緑)	山口	哲夫	(社)
理事	有働	正治	(共)	渡辺	四郎	(社)
	石渡	清元	(自)	小林	正	(新緑)
	鈴木	貞敏	(自)	長谷川	清	(新緑)
	関根	則之	(自)	続	訓弘	(公)
	服部	三男雄	(自)	西川	潔	(二院)
	真島	一男	(自)			(6. 10. 6 現在)

## 【法務委員会】

委員長	中西	珠子	(公)	北村	哲男	(社)
理事	志村	哲良	(自)	浜本	万三	(社)
理事	糸久	八重子	(社)	深田	肇	(社)
理事	平野	貞夫	(新緑)	山崎	順子	(新緑)
理事	荒木	清寛	(公)	翫	正敏	(護リ)
	斎藤	十朗	(自)	國弘	正雄	(護リ)
	坂野	重信	(自)	紀平	悌子	(無)
	下稻葉	耕吉	(自)	原	文兵衛	(無)
	鈴木	省吾	(自)	安恒	良一	(無)
	山本	富雄	(自)			(6. 10. 6現在)

## 【外務委員会】

委員長	田村	秀昭	(新緑)	大淵	絹子	(社)
理事	大木	浩	(自)	大脇	雅子	(社)
理事	野間	赳	(自)	清水	澄子	(社)
理事	矢田部	理	(社)	松前	達郎	(社)
理事	猪木	寛至	(新緑)	武田	邦太郎	(新緑)
	笠原	潤一	(自)	黒柳	明	(公)
	成瀬	守重	(自)	山下	栄一	(公)
	野沢	太三	(自)	立木	洋	(共)
	宮澤	弘	(自)	椎名	素夫	(無)
	矢野	哲朗	(自)			(6. 10. 27現在)

## 【大蔵委員会】

委員長	西田	吉宏	(自)	増岡	康治	(自)
理事	竹山	裕	(自)	鈴木	和美	(社)
理事	榎崎	泰昌	(自)	谷畑	孝	(社)
理事	志苦	裕	(社)	堂本	暁子	(社)
理事	峰崎	直樹	(社)	村田	誠醇	(社)
理事	白浜	一良	(公)	池田	治	(新緑)
	上杉	光弘	(自)	寺崎	昭久	(新緑)
	片山	虎之助	(自)	野末	陳平	(新緑)
	佐藤	泰三	(自)	牛嶋	正	(公)
	清水	達雄	(自)	吉岡	吉典	(共)
	須藤	良太郎	(自)	島袋	宗康	(二院)

(6. 10. 6 現在)

## 【文教委員会】

委員長	松浦	孝治	(自)	肥田	美代子	(社)
理事	南野	知恵子	(自)	本岡	昭次	(社)
理事	森山	眞弓	(自)	森	暢子	(社)
理事	会田	長栄	(社)	乾	晴美	(新緑)
理事	浜四津	敏子	(公)	江本	孟紀	(新緑)
	井上	裕	(自)	北澤	俊美	(新緑)
	木宮	和彦	(自)	木暮	山人	(新緑)
	世耕	政隆	(自)	及川	順郎	(公)
	田沢	智治	(自)	橋本	敦	(共)
	上山	和人	(社)			

(6. 10. 6 現在)

## 【厚生委員会】

委員長	種田	誠	(社)	前島	英三郎	(自)
理事	清水	嘉与子	(自)	今井	澄	(社)
理事	宮崎	秀樹	(自)	日下部	禧代子	(社)
理事	菅野	壽	(社)	竹村	泰子	(社)
理事	横尾	和伸	(公)	堀	利和	(社)
	石井	道子	(自)	勝木	健司	(新緑)
	尾辻	秀久	(自)	萩野	浩基	(新緑)
	大島	慶久	(自)	高桑	栄松	(公)
	大浜	方栄	(自)	西山	登紀子	(共)
	佐々木	満	(自)		(6. 10. 6 現在)	

## 【農林水産委員会】

委員長	青木	幹雄	(自)	谷本	巍	(社)
理事	大塚	清次郎	(自)	西岡	瑠璃子	(社)
理事	佐藤	静雄	(自)	野別	隆俊	(社)
理事	稲村	稔夫	(社)	村沢	牧	(社)
理事	菅野	久光	(社)	井上	哲夫	(新緑)
理事	星川	保松	(新緑)	都築	讓	(新緑)
	井上	吉夫	(自)	刈田	貞子	(公)
	浦田	勝	(自)	矢原	秀男	(公)
	北	修二	(自)	林	紀子	(共)
	高木	正明	(自)	喜屋武	眞榮	(二院)
	吉川	芳男	(自)		(6. 10. 6 現在)	

## 【商工委員会】

委員長	久世	公堯	(自)	堀	利和	(社)
理事	沓掛	哲男	(自)	村田	誠醇	(社)
理事	吉村	剛太郎	(自)	吉田	達男	(社)
理事	梶原	敬義	(社)	薬科	満治	(社)
理事	小島	慶三	(新緑)	井上	計	(新緑)
	倉田	寛之	(自)	松尾	官平	(新緑)
	斎藤	文夫	(自)	木庭	健太郎	(公)
	下条	進一郎	(自)	和田	教美	(公)
	中曾根	弘文	(自)	市川	正一	(共)
	前田	勲男	(自)			(6. 10. 11現在)

## 【運輸委員会】

委員長	大久保	直彦	(公)	山崎	正昭	(自)
理事	二木	秀夫	(自)	穂山	篤	(社)
理事	櫻井	規順	(社)	喜岡	淳	(社)
理事	泉	信也	(新緑)	久保	亘	(社)
理事	中川	嘉美	(公)	渕上	貞雄	(社)
	伊江	朝雄	(自)	直嶋	正行	(新緑)
	大河原	太一郎	(自)	星野	朋市	(新緑)
	鹿熊	安正	(自)	高崎	裕子	(共)
	河本	三郎	(自)	下村	泰	(二院)
	溝手	顕正	(自)			(6. 10. 6現在)

## 【通信委員会】

委員長	山田	健一	(社)	及川	一夫	(社)
理事	加藤	紀文	(自)	川橋	幸子	(社)
理事	守住	有信	(自)	三重野	栄子	(社)
理事	大森	昭	(社)	河本	英典	(新緑)
理事	栗森	喬	(新緑)	林	寛子	(新緑)
	岡	利定	(自)	常松	克安	(公)
	沢田	一精	(自)	鶴岡	洋	(公)
	陣内	孝雄	(自)	青島	幸男	(二院)
	鈴木	栄治	(自)	田	英夫	(護リ)
	林田	悠紀夫	(自)			(6. 10. 20現在)

## 【労働委員会】

委員長	笹野	貞子	(新緑)	千葉	景子	(社)
理事	野村	五男	(自)	角田	義一	(社)
理事	庄司	中	(社)	細谷	昭雄	(社)
理事	古川	太三郎	(新緑)	安永	英雄	(社)
理事	吉川	春子	(共)	足立	良平	(新緑)
	小野	清子	(自)	石井	一二	(新緑)
	田辺	哲夫	(自)	風間	昶	(公)
	坪井	一字	(自)	武田	節子	(公)
	平井	卓志	(自)	三石	久江	(護リ)
	柳川	覺治	(自)			(6. 10. 6現在)

## 【建設委員会】

委員長	合馬	敬	(自)	青木	薪次	(社)
理事	上野	公成	(自)	小川	仁一	(社)
理事	永田	良雄	(自)	佐藤	三吾	(社)
理事	三上	隆雄	(社)	山本	正和	(社)
理事	山田	勇	(新緑)	磯村	修	(新緑)
	井上	章平	(自)	片上	公人	(公)
	遠藤	要	(自)	広中	和歌子	(公)
	太田	豊秋	(自)	上田	耕一郎	(共)
	松谷	蒼一郎	(自)	西野	康雄	(護リ)
	吉川	博	(自)		(6. 10. 6現在)	

## 【予算委員会】

委員長	坂野	重信	(自)	糸久	八重子	(社)
理事	伊江	朝雄	(自)	大淵	絹子	(社)
理事	片山	虎之助	(自)	大脇	雅子	(社)
理事	成瀬	守重	(自)	上山	和人	(社)
理事	山崎	正昭	(自)	瀬谷	英行	(社)
理事	穂山	篤	(社)	竹村	泰子	(社)
理事	山本	正和	(社)	西岡	瑠璃子	(社)
理事	藁科	満治	(社)	肥田	美代子	(社)
理事	野末	陳平	(新緑)	堀	利和	(社)
理事	猪熊	重二	(公)	渡辺	四郎	(社)
	岩崎	純三	(自)	武田	邦太郎	(新緑)
	遠藤	要	(自)	都築	讓	(新緑)
	大塚	清次郎	(自)	直嶋	正行	(新緑)
	木宮	和彦	(自)	中村	鋭一	(新緑)
	杳掛	哲男	(自)	星川	保松	(新緑)
	河本	三郎	(自)	荒木	清寛	(公)
	佐藤	静雄	(自)	続	訓弘	(公)
	斎藤	文夫	(自)	浜四津	敏子	(公)
	下稻葉	耕吉	(自)	有働	正治	(共)
	檜崎	泰昌	(自)	上田	耕一郎	(共)
	野間	赴	(自)	島袋	宗康	(二院)
	野村	五男	(自)	西野	康雄	(護リ)
	服部	三男雄	(自)		(6. 10. 14現在)	

## 【決算委員会】

委員長	前畑	幸子	(社)	溝手	顕正	(自)
理事	岡部	三郎	(自)	守住	有信	(自)
理事	松谷	蒼一郎	(自)	会田	長栄	(社)
理事	今井	澄	(社)	梶原	敬義	(社)
理事	勝木	健司	(新緑)	栗原	君子	(社)
理事	牛嶋	正	(公)	佐藤	三吾	(社)
理事	高崎	裕子	(共)	中尾	則幸	(社)
	笠原	潤一	(自)	細谷	昭雄	(社)
	鎌田	要人	(自)	河本	英典	(新緑)
	北	修二	(自)	小林	正	(新緑)
	佐藤	静雄	(自)	山崎	順子	(新緑)
	清水	達雄	(自)	武田	節子	(公)
	永田	良雄	(自)	横尾	和伸	(公)
	榎崎	泰昌	(自)	下村	泰	(二院)
	南野	知恵子	(自)	翫	正敏	(護リ)

(6. 10. 21現在)

## 【議院運営委員会】

委員長	小川	仁一	(社)	鈴木	栄治	(自)
理事	田沢	智治	(自)	村上	正邦	(自)
理事	田辺	哲夫	(自)	吉村	剛太郎	(自)
理事	矢野	哲朗	(自)	岩崎	昭弥	(社)
理事	北村	哲男	(社)	及川	一夫	(社)
理事	渊上	貞雄	(社)	川橋	幸子	(社)
理事	寺崎	昭久	(新緑)	野別	隆俊	(社)
理事	風間	昶	(公)	井上	哲夫	(新緑)
理事	吉岡	吉典	(共)	磯村	修	(新緑)
	上野	公成	(自)	北澤	俊美	(新緑)
	太田	豊秋	(自)	中川	嘉美	(公)
	岡	利定	(自)	矢原	秀男	(公)
	佐藤	泰三	(自)			

(6. 9. 30現在)

## 【懲罰委員会】

委員長	井上	計	(新緑)	矢田部	理	(社)
理事	井上	吉夫	(自)	石井	一二	(新緑)
理事	鈴木	和美	(社)	中村	鋭一	(新緑)
	佐々木	満	(自)	大久保	直彦	(公)
	斎藤	十朗	(自)	立木	洋	(共)

(6. 10. 6現在)

---

## 【科学技術特別委員会】

委員長	高桑	栄松	(公)	吉川	博	(自)
理事	河本	三郎	(自)	穉山	篤	(社)
理事	志村	哲良	(自)	稲村	稔夫	(社)
理事	西岡	瑠璃子	(社)	瀬谷	英行	(社)
理事	矢原	秀男	(公)	三上	隆雄	(社)
	井上	孝	(自)	泉	信也	(新緑)
	鈴木	栄治	(自)	乾	晴美	(新緑)
	二木	秀夫	(自)	長谷川	清	(新緑)
	前島	英三郎	(自)	西山	登紀子	(共)
	守住	有信	(自)	國弘	正雄	(護リ)

(6. 9. 30現在)

## 【環境特別委員会】

委員長	篠崎	年子	(社)	南野	知恵子	(自)
理事	小野	清子	(自)	萱野	茂	(社)
理事	佐藤	泰三	(自)	清水	澄子	(社)
理事	大淵	絹子	(社)	堂本	暁子	(社)
理事	河本	英典	(新緑)	矢田部	理	(社)
	狩野	安	(自)	栗森	喬	(新緑)
	笠原	潤一	(自)	山田	勇	(新緑)
	須藤	良太郎	(自)	刈田	貞子	(公)
	西田	吉宏	(自)	山下	栄一	(公)
	野間	赴	(自)	有働	正治	(共)

(6. 9. 30現在)

## 【災害対策特別委員会】

委員長	陣内	孝雄	(自)	上山	和人	(社)
理事	浦田	勝	(自)	谷畑	孝	(社)
理事	清水	達雄	(自)	野別	隆俊	(社)
理事	中尾	則幸	(社)	村沢	牧	(社)
理事	江本	孟紀	(新緑)	安永	英雄	(社)
	太田	豊秋	(自)	釘宮	磐	(新緑)
	鎌田	要人	(自)	萩野	浩基	(新緑)
	下条	進一郎	(自)	及川	順郎	(公)
	松谷	蒼一郎	(自)	横尾	和伸	(公)
	山崎	正昭	(自)	林	紀子	(共)

(6. 9. 30現在)



## 【地方分権及び規制緩和に関する特別委員会】

委員長	小林	正	(新緑)	吉村	剛太郎	(自)
理事	斎藤	文夫	(自)	今井	澄	(社)
理事	服部	三男雄	(自)	岩崎	昭弥	(社)
理事	山口	哲夫	(社)	佐藤	三吾	(社)
理事	星川	保松	(新緑)	竹村	泰子	(社)
理事	鶴岡	洋	(公)	千葉	景子	(社)
	石井	道子	(自)	峰崎	直樹	(社)
	上野	公成	(自)	足立	良平	(新緑)
	杳掛	哲男	(自)	小島	慶三	(新緑)
	高木	正明	(自)	続	訓弘	(公)
	野沢	太三	(自)	橋本	敦	(共)
	溝手	顕正	(自)	青島	幸男	(二院)
	宮崎	秀樹	(自)			(6. 9. 30現在)

## 【中小企業対策特別委員会】

委員長	石渡	清元	(自)	梶原	敬義	(社)
理事	鈴木	栄治	(自)	櫻井	規順	(社)
理事	中曾根	弘文	(自)	前畑	幸子	(社)
理事	松尾	官平	(新緑)	村田	誠醇	(社)
	井上	章平	(自)	吉田	達男	(社)
	岩崎	純三	(自)	古川	太三郎	(新緑)
	大木	浩	(自)	吉田	之久	(新緑)
	加藤	紀文	(自)	白浜	一良	(公)
	竹山	裕	(自)	中川	嘉美	(公)
	大森	昭	(社)	市川	正一	(共)
						(6. 9. 30現在)

## 【世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会】

委員長	矢田部	理	(社)	吉村	剛太郎	(自)
理事	上杉	光弘	(自)	会田	長栄	(社)
理事	須藤	良太郎	(自)	上山	和人	(社)
理事	野間	赴	(自)	志苦	裕	(社)
理事	稲村	稔夫	(社)	清水	澄子	(社)
理事	梶原	敬義	(社)	菅野	久光	(社)
理事	北澤	俊美	(新緑)	谷本	巍	(社)
理事	山下	栄一	(公)	三上	隆雄	(社)
理事	立木	洋	(共)	村沢	牧	(社)
	井上	吉夫	(自)	井上	哲夫	(新緑)
	大木	浩	(自)	河本	英典	(新緑)
	大塚	清次郎	(自)	小島	慶三	(新緑)
	笠原	潤一	(自)	都築	譲	(新緑)
	木宮	和彦	(自)	星川	保松	(新緑)
	北	修二	(自)	刈田	貞子	(公)
	沓掛	哲男	(自)	浜四津	敏子	(公)
	清水	達雄	(自)	和田	教美	(公)
	野沢	太三	(自)	林	紀子	(共)
	森山	眞弓	(自)	喜屋武	眞栄	(二院)
	吉川	芳男	(自)	西野	康雄	(護リ)

(6. 11. 21現在)

## 【国際問題に関する調査会】

会長	沢田	一精	(自)	矢野	哲朗	(自)
理事	大木	浩	(自)	及川	一夫	(社)
理事	成瀬	守重	(自)	北村	哲男	(社)
理事	細谷	昭雄	(社)	志苦	裕	(社)
理事	石井	一二	(新緑)	種田	誠	(社)
理事	荒木	清寛	(公)	松前	達郎	(社)
理事	上田	耕一郎	(共)	山田	健一	(社)
	上野	公成	(自)	井上	哲夫	(新緑)
	岡野	裕	(自)	猪木	寛至	(新緑)
	佐々木	満	(自)	木庭	健太郎	(公)
	下稲葉	耕吉	(自)	中西	珠子	(公)
	林田	悠紀夫	(自)	田	英夫	(護リ)
	宮澤	弘	(自)			

(6. 10. 6現在)

## 【国民生活に関する調査会】

会 長	鈴木	省吾	(自)	溝手	顕正	(自)
理 事	清水	嘉与子	(自)	青木	薪次	(社)
理 事	竹山	裕	(自)	菅野	壽	(社)
理 事	森	暢子	(社)	喜岡	淳	(社)
理 事	直嶋	正行	(新緑)	日下部	禧代子	(社)
理 事	中川	嘉美	(公)	栗原	君子	(社)
理 事	吉岡	吉典	(共)	堀	利和	(社)
	石井	道子	(自)	笹野	貞子	(新緑)
	岩崎	純三	(自)	平野	貞夫	(新緑)
	遠藤	要	(自)	武田	節子	(公)
	太田	豊秋	(自)	下村	泰	(二院)
	加藤	紀文	(自)	國弘	正雄	(護リ)
	服部	三男雄	(自)			(6. 10. 6現在)

## 【産業・資源エネルギーに関する調査会】

会 長	三重野	栄子	(社)	吉村	剛太郎	(自)
理 事	野村	五男	(自)	久保田	真苗	(社)
理 事	増岡	康治	(自)	櫻井	規順	(社)
理 事	一井	淳治	(社)	谷本	巍	(社)
理 事	長谷川	清	(新緑)	藁科	満治	(社)
理 事	広中	和歌子	(公)	山口	哲夫	(社)
理 事	立木	洋	(共)	乾	晴美	(新緑)
	合馬	敬	(自)	河本	英典	(新緑)
	岡	利定	(自)	小林	正	(新緑)
	佐藤	静雄	(自)	萩野	浩基	(新緑)
	関根	則之	(自)	星野	朋市	(新緑)
	檜崎	泰昌	(自)	牛嶋	正	(公)
	南野	知恵子	(自)			(6. 9. 30現在)

# 1 本会議審議経過

○平成6年9月30日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員萱野茂君、同都築讓君を議院に紹介した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	岡部	三郎君
法務委員長	猪熊	重二君
外務委員長	井上	章平君
大蔵委員長	上杉	光弘君
文教委員長	石井	道子君
厚生委員長	会田	長栄君
農林水産委員長	浦田	勝君
商工委員長	中曾根	弘文君
運輸委員長	和田	教美君
逓信委員長	森	暢子君
労働委員長	野村	五男君
予算委員長	井上	吉夫君
議院運営委員長	大森	昭君
懲罰委員長	鈴木	和美君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	岡野	裕君
法務委員長	中西	珠子君
外務委員長	田村	秀昭君
大蔵委員長	西田	吉宏君
文教委員長	松浦	孝治君

厚生委員長	種田 誠君
農林水産委員長	青木 幹雄君
商工委員長	久世 公堯君
運輸委員長	大久保 直彦君
逓信委員長	山田 健一君
労働委員長	笹野 貞子君
予算委員長	坂野 重信君
議院運営委員長	小川 仁一君
懲罰委員長	井上 計君

### 特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、中小企業に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名からなる中小企業対策特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、政治改革に関する調査のため委員35名から成る政治改革に関する特別委員会、地方分権の推進及び規制緩和に関する調査のため委員25名から成る地方分権及び規制緩和に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休 憩 午前10時8分

再 開 午後5時26分

### 日程第2 会期の件

本件は、65日間とすることに決した。

### 日程第3 国務大臣の演説に関する件

村山内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

日程第4ないし第6は、後日に延期することに決した。

散 会 午後 5 時52分

○平成 6 年10月 4 日 (火)

開 会 午前11時 1 分

日程第 1 議員松本英一君逝去につき哀悼の件

本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

次いで、村上正邦君が哀悼の辞を述べた。

休 憩 午前11時14分

再 開 午後 6 時 1 分

国務大臣の報告に関する件 (外務大臣の帰国報告)

本件は、河野外務大臣から報告があった。

国務大臣の報告に対する質疑は、延期することに決した。

平成 3 年度一般会計歳入歳出決算、平成 3 年度特別会計歳入歳出決算、平成

3 年度国税収納金整理資金受払計算書、平成 3 年度政府関係機関決算書

平成 3 年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成 3 年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上 3 件は、日程に追加し、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第 1 の案件はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、第 2 及び第 3 の案件は是認することに決した。

常任委員長辞任の件

本件は、決算委員長三上隆雄君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、決算委員長に前畑幸子君を指名した。

散 会 午後 6 時24分

○平成 6 年10月 6 日 (木)

開 会 午前10時 1 分

日程第 1 国務大臣の演説に関する件 (第 2 日)

日程第 2 国務大臣の報告に関する件 (外務大臣の帰国報告) (第 2 日)

以上両件は、一括して議題とし、石井一二君、井上吉夫君がそれぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散 会 午後零時53分

○平成6年10月7日（金）

開 会 午前10時1分

**裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員及び裁判官訴追委員辞任の件**

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員林田悠紀夫君、同予備員千葉景子君、裁判官訴追委員岡野裕君、井上計君の辞任を許可することに決した。

**裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙**

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に遠藤要君、同予備員に北澤俊美君、裁判官訴追委員に下稲葉耕吉君、山田勇君、皇室経済会議予備議員に井上吉夫君（第1順位）、検察官適格審査会委員に鈴木貞敏君、千葉景子君、同予備委員に井上哲夫君（鈴木貞敏君の予備委員）、聴濤弘君（千葉景子君の予備委員）、国土審議会委員に山田勇君、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に上杉光弘君を指名した。また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、第2順位の足立良平君を第1順位とし、北澤俊美君を第2順位とした。

**国家公務員等の任命に関する件**

本件は、国家公安委員会委員に長岡實君、中央労働委員会委員に青木勇之助君、高梨昌君、花見忠君、細野正君、山口浩一郎君を任命することに同意することに決し、電波監理審議会委員に塩野宏君、中央労働委員会委員に猪瀬慎一郎君、川口實君、神代和俊君、萩澤清彦君、福田平君、舟橋尚道君、山口俊夫君、若菜允子君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

日程第2 国務大臣の報告に関する件（外務大臣の帰国報告）（第3日）

以上両件は、一括して議題とし、青木薪次君、及川順郎君がそれぞれ質

疑をした。

休 憩 午後零時28分

再 開 午後 1 時36分

休憩前に引き続き、高崎裕子君は質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散 会 午後 2 時11分

○平成 6 年10月28日（金）

開 会 午前10時 1 分

国民年金法等の一部を改正する法律案、

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案、

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、井出厚生大臣、武村大蔵大臣、大河原農林水産大臣、与謝野文部大臣、野中自治大臣から順次趣旨説明があった後、勝木健司君、横尾和伸君、西山登紀子君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

（第129回国会内閣提出衆議院送付）

本案は、地方分権及び規制緩和に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 2 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

日程第 3 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

日程第 4 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

以上 3 案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第 2 は全会一致をもって可決、日程第 3 及び第 4 は可決された。

日程第 5 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

**日程第6 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案**

(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

**国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (衆議院提出)**

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前11時56分

○平成6年11月2日(水)

開 会 午後1時1分

**日程第1 行政改革委員会設置法案**

(第129回国会内閣提出、第131回国会衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**国民年金法等の一部を改正する法律案**

(第129回国会内閣提出、第131回国会衆議院送付)

本案は、日程に追加し、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案**

(第129回国会内閣提出、第131回国会衆議院送付)

本案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**私立学校教職員組合法等の一部を改正する法律案**

(第129回国会内閣提出、第131回国会衆議院送付)

本案は、日程に追加し、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案**

(第129回国会内閣提出、第131回国会衆議院送付)

本案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案**

(第129回国会内閣提出、第131回国会衆議院送付)

本案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**国会議員互助年金法の一部を改正する法律案 (衆議院提出)**

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午後 1 時23分

○平成 6 年11月11日 (金)

開 会 午前10時 1 分

**日程第 1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)**

本案は、政治改革に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

**日程第 2 自衛隊法の一部を改正する法律案**

(第128回国会内閣提出、第131回国会衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

休 憩 午前10時 7 分

再 開 午後 4 時31分

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成 6 年度から平成 8 年度までの公債の発行の特例等に関する法律案、

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、

平成 7 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案及び

地方税法等の一部を改正する法律案 (趣旨説明)

本件は、日程に追加し、武村大蔵大臣、野中自治大臣から順次趣旨説明があった後、峰崎直樹君、粟森喬君、牛嶋正君、市川正一君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後 6 時27分

○平成6年11月21日（月）

開 会 午後3時36分

日程第1は、後に回すことに決した。

日程第2 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案

（衆議院提出）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第5 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案（衆議院提出）

以上3案は、政治改革に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

#### 特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案を審査するため委員40名から成る世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、

農産物価格安定法の一部を改正する法律案、

特許法等の一部を改正する法律案、

関税定率法等の一部を改正する法律案及び

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、河野外務大臣、与謝野文部大臣、大河原農林水産大臣、橋本通商産業大臣、武村大蔵大臣から順次趣旨説明があった後、上杉光弘君、稲村稔夫君、都築讓君、刈田貞子君、林紀子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 日本放送協会平成3年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

本件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決した。

散 会 午後6時8分

○平成6年11月25日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 日本放送協会平成4年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

本件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決した。

日程第2 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案  
（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案  
（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、日程第2及び日程第4は可決、日程第3は記名投票をもって採決の結果、賛成151、反対85にて可決された。

日程第5 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午前10時53分

○平成6年12月2日（金）

開 会 午前10時6分

### 国家公務員等の任命に関する件

本件は、検査官に佐伯英明君、公正取引委員会委員に柴田章平君、公害健康被害補償不服審査会委員に野崎貞彦君、社会保険審査会委員に大澤一郎君、中央社会保険医療協議会委員に森嶋昭夫君、地方財政審議会委員に佐藤進君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、原子力委員会委員に田畑米穂君、公害健康被害補償不服審査会委員に中門弘君、公安審査委員会委員に柳瀬隆次君、山崎恵美子君、運輸審議会委員に飯島篤君、電波監理審議会委員に河野俊二君、地方財政審議会委員に荒尾正浩君、塩田章君、竹村晟君、宮尾盤君を任命することに同意することに決した。

#### 日程第1 国務大臣の報告に関する件（平成4年度決算の概要について）

本件は、武村大蔵大臣から報告があった後、会田長栄君、小林正君がそれぞれ質疑をした。

#### 日程第2 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

（第129回国会内閣提出、第131回国会衆議院送付）

#### 日程第3 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件

（第129回国会内閣提出、第131回国会衆議院送付）

#### 日程第4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件（第129回国会内閣提出、第131回国会衆議院送付）

#### 日程第5 1993年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

（第129回国会内閣提出、第131回国会衆議院送付）

以上4件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった

後、全会一致をもって承認することに決した。

休 憩 午前10時59分

再 開 午後11時16分

#### 会期延長の件

本件は、国会の会期を来る9日まで6日間延長することに決した。

散 会 午後11時17分

#### ○平成6年12月8日（木）

開 会 午後1時1分

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件

（衆議院送付）

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上8件は、日程に追加し、世界貿易機関設立協定等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第1の議案は承認することに決し、第2及び第3の議案は全会一致をもって可決され、第4ないし第8の議案は可決された。

世界貿易機関設立協定の締結承認等に伴う国内対策の確立等に関する決議案

（上杉光弘君外6名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、上杉光弘君から趣旨説明があった後、可決された。

大河原農林水産大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第1 雲仙普賢岳災害に関する請願（2件）

本請願は、災害対策特別委員長の報告を省略し、全会一致をもって委員  
会決定のとおり採択することに決した。

散 会 午後1時21分

○平成6年12月9日(金)

開 会 午前10時1分

#### 国家公務員等の任命に関する件

本件は、行政改革委員会委員に飯田庸太郎君、大宅映子君、後藤森重君、  
竹中一雄君、田中直毅君を任命することに同意することに決した。

#### 日程第1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討  
論の後、可決された。

#### 日程第2 ないし第23の請願

本請願は、法務委員長外6委員長の報告を省略し、全会一致をもって各  
委員会決定のとおり採択することに決した。

#### 委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も  
継続することに決した。

#### 内閣委員会

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

国の防衛に関する調査

#### 地方行政委員会

地方行政の改革に関する調査

#### 法務委員会

検察及び裁判の運営等に関する調査

#### 外務委員会

国際情勢等に関する調査

#### 大蔵委員会

租税及び金融等に関する調査

#### 文教委員会

教育、文化及び学術に関する調査

#### 厚生委員会

社会保障制度等に関する調査

#### 農林水産委員会

農林水産政策に関する調査

#### 商工委員会

産業貿易及び経済計画等に関する調査

#### 運輸委員会

運輸事情等に関する調査

#### 逓信委員会

郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査

#### 労働委員会

労働問題に関する調査

#### 建設委員会

建設事業及び建設諸計画等に関する調査

#### 予算委員会

予算の執行状況に関する調査

#### 決算委員会

平成4年度一般会計歳入歳出決算、平成4年度特別会計歳入歳出決算、平成4年度国税収納金整理資金受払計算書、平成4年度政府関係機関決算書

平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

#### 議院運営委員会

議院及び国立国会図書館の運営に関する件

#### 科学技術特別委員会

科学技術振興対策樹立に関する調査

#### 環境特別委員会

公害及び環境保全対策樹立に関する調査

**災害対策特別委員会**

災害対策樹立に関する調査

**政治改革に関する特別委員会**

政治改革に関する調査

**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**

沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

**地方分権及び規制緩和に関する特別委員会**

地方分権の推進及び規制緩和に関する調査

**中小企業対策特別委員会**

中小企業対策樹立に関する調査

**国際問題に関する調査会**

国際問題に関する調査

**国民生活に関する調査会**

国民生活に関する調査

**産業・資源エネルギーに関する調査会**

産業・資源エネルギーに関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散 会 午後10時18分

## 2 国務大臣の主な演説・報告 及び質疑・答弁の概要

○平成6年9月30日（金）

### 【村山内閣総理大臣の所信表明演説】

天皇皇后両陛下には、来る10月2日から御訪欧の途につかれます。各国との友好親善を深められ、つつがなく御帰国されることを心からお祈り申し上げます。

〔はじめに〕

政権を担って約3カ月が経過いたしました。この連立政権の歴史的意義については、先国会冒頭で申し上げましたが、私は、価値観の多様化を反映した複数の政治勢力が透明で民主的な論議を通じて合意点を見出しながら進める政治は、より民意を映し出す、この時代にふさわしい仕組みであると信じています。

とはいえ、長く相対峙し激しい論議を闘わせた会派による連立内閣の誕生に対して、当初、内外にいささかの戸惑いが生じたのは無理からぬことでありました。政権を安定させ国民から安心感を持って迎えられる政治を実現することは、山積する課題に対処をするためにも、我が国への国際社会の高まる期待にこたえるためにも、急務であると言わなければなりません。それには「人にやさしい政治」、「安心できる政治」を目指すという私の政治理念を現実の政策に具体化し、この内閣の誕生で何が変わったか、何を変えようとしているのかを国民の前に明らかにしていく努力が求められています。

こうした観点に立って今日まで、連立3会派は、開かれた論議を重ね、懸案の重要課題について一つ一つ改革の方向を見出してきました。これは、イデオロギー対立から政策対話へという時代の流れを背景に、この連立政権が過去の行きがかりを乗り越えてなし遂げた成果であったと考えます。

しかし、この内閣がその真価を問われるのはこれからであります。改革をさらに推し進め、世界から信頼され、国民が安心して暮らせる社会の実現へと結実させていけるかどうかは、今後の努力にかかっています。戦後我が国の発展を支えてきた経済社会システムが内外の変化に対応できなくなりつつある今日、21世紀を見据えて、改革すべきは大胆に改革しなければなりません。今国

会を改革に向けての大きなステップとするため、当面する諸課題への対処方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力を得たいと思います。

### 〔政治の改革に向かって〕

政治腐敗や政・官・業の癒着構造などに起因する国民の政治不信を払拭し、真に国民の利益を代弁する健全な政党政治を確立することが今ほど求められているときにはありません。

私は、この国の政治の改革には三つの大きな柱があると考えます。

第1は、選挙制度を改革するとともに、腐敗防止を徹底し、政治の基本姿勢を変えていくことであります。

先般の区割り審議会の勧告に基づき区割り法案を今国会に提案をいたしますが、この法案の成立により、一連の制度改革が初めて施行され、長年の懸案が実行に移されます。ぜひとも早期に成立させていただくようお願いいたします。

政党への公費助成が制度化されることによって、政治が腐敗防止に一層厳しい姿勢を要求されることは当然のことわりであります。政府としては、各党間で進められているさらなる政治腐敗防止措置に関する協議の帰趨を見守りながら、政治の浄化に向けた不断の取り組みを含め、幅の広い政治改革の推進に努力を払ってまいります。

第2は、地方分権の推進であります。

住民が身近な地域の問題をみずから考え、地域の政治や行政に参加して課題解決にかかわっていくこと、また住民の声が政治に反映されていくシステムを生み出すことこそが、この国に真の民主主義を定着させていく道であります。地方がその実情に応じて、責任を持って個性ある行政を行う地方分権の推進は今や時代の大きな流れであり、国と地方の役割分担とそれぞれの行政のあり方を見直し、権限委譲、国の関与の廃止や緩和、地方税財源の充実等を進めることが必要であります。政府としても、地方分権の推進に関する大綱方針を年内に策定し、これに基づき速やかに地方分権の推進に関する基本的な法律案を提案をいたします。

第3は、立法府と行政府のあり方に係る改革であります。

国会改革については、国会自身において種々検討が行われております。三権分立の趣旨を踏まえ、政治の判断が適時的確に行われるよう、議会制民主主義

の活性化を目指して立法府、行政府双方で一層の努力を行っていかねばなりません。

改革を実現する上でも忘れてならないのは、あるべき政と官の役割分担であります。政治家は改革の方向づけとその実現に強いリーダーシップを発揮し、行政官はその専門知識を生かして誠実に具体的政策の実施に当たるという双方の役割と責任を十分に自覚し、歯車がかみ合っこそ改革は現実のものとなります。

### 〔行財政改革、税制改革の推進〕

経済社会改革を進めるためには、まず政府みずからが身を削って努力することの姿勢が必要であります。行政改革の断行こそ、この内閣が全力を傾けて取り組まなければならない課題であります。縦割り行政の弊害を是正し、行政を簡素化、合理化し透明な政府を実現していくために、行政組織、公務員制度、特殊法人等諸般の改革を進めていくとともに、情報公開に関する制度の検討など、行政改革を一層推進していかねばなりません。このうち、各省庁における特殊法人の見直しについては本年度内に行うことといたします。

行政改革の推進は、中央政府の問題にとどまりません。中央と地方の関係で、一層の地方分権の推進が必要であることは先ほども申し上げたとおりであります。官と民との関係では、国民生活の向上はもとより、経済の活性化や国際的調和の観点に立って規制緩和を断行することが不可欠であります。規制の妥当性を厳しく見直すため、近く改めて内外からの要望も把握し、本年度内に今後5年間の規制緩和推進計画を策定し、実施してまいります。また、決定済みの規制緩和措置の早急な実施の観点からも、許認可一括法案の早期成立をお願いいたします。

政府としては、これらの課題について、行政改革委員会を設置することにより、従来にも増して厳正かつ強力な体制で改革を推進してまいり所存であります。

行政と財政の改革は密接不可分の問題であります。本格的な高齢社会を控え、財政が新たな時代のニーズに的確に対応していくには、公債発行残高が200兆円を超える見込みであるなど一段と深刻さを増した状況にある財政の健全化に努め、その対応力を回復させる必要があります。このため財政改革を強力に進めて

まいります。

活力ある福祉社会の実現のためには、行財政改革を一層推進をし、歳出の削減に努力するとともに、税負担の公平確保に努めつつ、税制改革を実現させなければなりません。このため、中堅所得者層を中心とする税率構造の累進緩和等による3兆5,000億円の個人所得税減税を行うとともに、国民が広く税負担を分かち合えるよう、消費税については現行制度の抜本的改革を行い、地方税源充実のため創設する地方消費税と合わせた税率を5%に引き上げることとし、関係法案を今国会に提出することとしております。なお、当面の経済状況に配慮する観点から、2兆円の特別減税を加え5兆5,000億円の減税を継続するほか、消費税の改正及び地方消費税の導入は平成9年4月からの実施とすることとしております。また、真に手を差し伸べるべき方々にしわ寄せがなされることがないように、きめ細かな配慮を行ってまいります。

#### 〔経済構造改革のために〕

経済は、このところ明るさが広がってきており、緩やかながら回復の方向に向かっていますが、設備投資は総じて減少が続いており、雇用情勢についても厳しさが見られます。また、急激な円高など懸念要因もあります。できる限り早く本格的な回復軌道に乗せるため、設備投資や雇用、中小企業等の動向に引き続き細心の注意を払っていく必要があります。また、国際社会との調和ある発展を図り経常収支黒字の十分意味のある中期的縮小を達成するためにも、引き続き内需主導型の経済運営を行ってまいります。

新しい時代に対応し創造力と活力にあふれた経済社会を構築することは、21世紀に向かって我が国がなし遂げねばならない重要課題であります。今こそ、経済の潜在的能力を引き出し、その活性化を図るため、構造的な改革に取り組むべきときであると考えます。

第1に、消費者の選択の幅の拡大、新規市場の創造、内外価格差の是正などの観点から、既存の各種規制や民間慣行について抜本的に見直し、より自由で創造性が発揮される社会環境を整備していくことであります。

特に、内外価格差は国民生活の豊かさを阻害し産業にも割高な費用負担を強いるものであり、政府としては、現状を早急に調査し結果を公表するとともに、障害除去のための対策を講ずるなど、その是正、縮小に積極的に取り組んでま

います。

また、この関連で、安易な公共料金改定が行われないよう、引き続き、さきを実施した事業の総点検の結果を踏まえて、案件ごとに厳正な検討を加え適切に対処をするとともに、情報の一層の公開に努めてまいります。

第2に、経済社会に活力のある今のうちに、本格的な高齢社会に備える意味でも、また国際的に調和のとれた内需主導型の経済社会の実現に資する意味でも、社会資本整備の質的、量的な拡充を図ることが必要であります。公共投資基本計画について、適正な財源の確保を図りつつ、生活者重視等の視点に立った配分の再検討と全体規模の積み増しを含めた見直しを早急に進め、10月には政府として決定する所存であります。

第3に、産業の空洞化が指摘される中であって、我が国産業が雇用を確保しつつ新規事業分野を開拓し、創造性豊かな産業へと脱皮することが重要であります。科学技術や学術の振興など未来への発展基盤の整備とあわせて、産業・雇用構造の転換の円滑化の観点から、経済・産業政策と雇用対策の整合性を確保しつつ、政府としての一体的、総合的な政策を推進してまいります。

特に経済の活性化と国民生活の高度化のためには、官民挙げて広範な分野で情報化を推進することが極めて重要であります。先般、内閣に高度情報通信社会推進本部を設置したところであり、世界情報インフラ整備等の国際的な取り組み、教育、医療・福祉等公的分野の情報化の促進、情報通信関係技術開発の推進等に総合的に取り組んでまいります。

### 〔人にやさしい国づくり〕

我々は、豊かさを手に入れるため懸命に走り続けてきた結果、ややもすれば利潤追求と物質万能の考えに偏りがちな側面があったことは否定できません。私は、国民一人一人が、その人権を尊重され、家庭や地域に安心とぬくもりを感じることのできる社会をつくり上げていくことが「人にやさしい政治」の真骨頂ではないかと考えます。

このため、迫りくる本格的少子・高齢社会に備え、年金、医療、福祉等の社会保障についてその再構築を図ります。安定した制度の確立の観点から、年金改正法案の早期成立をお願いするとともに、高齢者介護の面で地域住民のニーズをより反映したサービスの拡充を早急に図ってまいります。また、子供が健

やかに生まれ育つための環境づくりを進め、障害者の自立と社会参加を一層促進をいたしてまいります。

我々が祖先から受け継いだ美しい自然や環境を未来の世代に引き継ぐことも重要な課題であります。このため、環境の保全と経済発展が両立する環境調和型経済社会の構築に積極的に取り組んでまいります。

文化の振興の問題も忘れてはなりません。人々の心から潤いが失われ生きることの充実感が希薄になっていくことは、現代が抱える大きな問題であります。今こそ、精神的に人間らしく生きたいという国民の願いを行政が真剣に受けとめ、教育、スポーツに力を入れるとともに、地域の自主性を尊重しつつ、文化、芸術の振興への環境整備に一層力を注ぐべき時期であると考えます。

政策決定への女性の参画のおくれ、家事や育児、高齢者介護の面での女性への負担などが指摘されております。私は、男女があらゆる分野とともに参画し、ともに社会の発展を支えていくという、男女共同参画社会の実現に向けて努力してまいります。

「人にやさしい政治」は、生活者の立場に立った政治でなければなりません。一例として、ことしの渇水問題があります。深刻な影響を被られた地域の方々には心からお見舞いを申し上げます。これを教訓として、「のど元過ぎれば熱さを忘れる」ということにならないよう、森林の保全・育成を通じた水源の涵養、水資源の総合的な開発などの中長期的な対策に取り組んでまいります。国民の日々の生活の安全と安定に直結する問題への対応については、今後とも全力を挙げて万全を期する所存であります。

#### 〔平和国家として歩むべき道〕

我が国が過去の一時期に行った侵略行為や植民地支配は、国民に多くの犠牲をもたらしたのみならず、アジアの近隣諸国等の人々にも今なお大きな傷跡を残しております。平和で豊かな今日においてこそ、過去の過ちから目を背けることなく、次の世代に戦争の悲惨さと、そこに幾多のとうとい犠牲があったことを語り継ぎ、不戦の誓いを新たにし、恒久平和に向けて努力していかねばなりません。これこそが日本の対外政策の原点であると信じます。

このため、平和友好交流計画を発足させ、歴史図書・資料の収集、研究者に対する支援等を行う歴史研究支援事業と、各国との交流を通じて対話と相互理

解を促進する交流事業を2本柱として、今後10年間で1,000億円相当の事業を新たに展開してまいります。また、残された戦後処理の課題についても誠意を持って対応していく考えであります。

我が国は、戦後50周年を明年に控え、世界の平和と繁栄に向け、従来以上に幅広い分野でより積極的な役割を果たしていかなければなりません。

まず第1に、地域紛争の平和的解決、とりわけ平和維持活動に対する協力や紛争に伴う難民など人道上の問題への対応であります。

従来の取り組みに加えて、今も内戦の後遺症が色濃く残っているルワンダについて、我が国は、難民支援のため、さまざまな資金協力、物資協力とともに、人的支援についてもこのほど国際平和協力法に基づき自衛隊部隊等による人道的な国際救援活動の実施を決定いたしました。隊員の安全確保に最大限の考慮を払いつつ、円滑な活動の実施に万全を期してまいります。また、この場をおかりして、留守家族の皆様の御協力に改めて感謝申し上げたいと思います。

第2には、国連の役割と我が国の貢献であります。

世界の平和と安定の確保のため、我が国としては、憲法が禁ずる武力の行使は行わないことを明らかにする一方で、国際平和維持活動や軍縮、経済・社会分野等の問題について積極的な貢献を行うとともに、国連の改革と機能強化に積極的に取り組み、多くの国々の賛同と国民の一層の理解を得て、安保理常任理事国として責任を果たす用意があることを申し上げたいと考えます。

第3には、貧困に悩む途上国や市場経済への移行努力を続ける諸国への支援であります。

これら諸国に対する支援に当たっては、政府開発援助大綱を踏まえ、民主化や人権及び自由の保障、軍事支出の抑制努力等を念頭に置きつつ、その充実を図ってまいります。

また、深刻さを増している環境、人口、麻薬、エイズ等の地球規模の問題に対しましても、人類や地球に対する優しさを追求していく国家として、過去の経験に基づく知恵や技術を生かし、その解決に一層積極的な役割を果たしてまいります。

我が国自身の防衛力整備については、冷戦後の国際情勢の変化も踏まえつつ、世界の軍縮を願い、平和国家を目指す我が国にふさわしい専守防衛に徹した必

要最小限の防衛力の整備を心がけてまいります。

#### 〔マラケシュ協定の批准と総合的な農業対策の実施〕

戦後の50年は、そのままガットに基づく多角的自由貿易体制の歴史でもありました。その利益を最も享受してきた我が国としては、引き続きこの体制の発展への取り組みを強化していく必要があります。政府は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定及び関連法案を今国会に提出をいたします。ぜひとも来年1月1日の発効に向けて年内成立をお願いいたします。

特に、農業につきましては、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う新たな国際環境への対応が求められておりますが、これを契機として、我が国農業・農村の自立と持続的な発展を期するとともに、農業に携わる人々が将来に希望を持って働けるよう、今後の我が国の農業再生の抜本的な対策の実施を急がねばなりません。このため、さきの農政審議会報告を踏まえ、食管制度の改革を初め、農業経営の効率・安定化、生産基盤整備、農山村地域の活性化など、各分野にわたって速やかに総合的な施策を講じていく決意であります。

#### 〔アジア・太平洋地域の安定と発展に向けて〕

私は、先般、東南アジア諸国を訪問し、未来を展望した新たな協力のあり方について率直な意見交換を行ってまいりました。東南アジア諸国、そして我が国を含むアジア・太平洋地域は、近年、その発展のエネルギーと多様性を生かしつつ、さまざまな面での協力を推進しようとの機運が高まっております。我が国としては、この地域の人々との共生という考え方に立って、ASEAN地域フォーラムへの積極的な参画等による努力を払っていくほか、経済面では、11月のAPEC非公式首脳会議等の場を通じ、この地域を世界の成長センターとして発展させていくため、開かれた地域協力を推進し、積極的な役割を果たしてまいりたいと思います。また、近年大きな発展を続けている日中関係や日韓関係は、そうしたアジア・太平洋地域の安定と発展にとっても重要であり、我が国は引き続きこれらの関係を重視していく考えであります。

北朝鮮については、核兵器開発問題に関する米朝間のやりとりをめぐる状況を注意深く見守りながら、1日も早く残された問題が解決して核兵器開発に対

する国際社会の懸念が払拭されるよう、米国、韓国、中国等々関係諸国と緊密に連携し、最善の努力をしていく考えであります。また、我が国としては、今後の北朝鮮の動向を慎重に見守りながら日朝間の国交正常化問題に取り組んでいきたいと考えています。

日米関係は、冷戦後の世界の平和と繁栄を形づくっていくためにも最も重要な2国間関係であります。私は、我が国外交の基軸としてこのような日米関係の維持強化に努めることとし、日米安保体制を堅持してまいります。経済面では、日米包括経済協議について、日米双方が誠意を尽くして合意を実現するべく、現在ワシントンにおいて精力的に話し合いを行っているところでございます。

#### 〔結 び〕

先日、我が国初の女性宇宙飛行士向井千秋さんにお会いをいたしました。向井さんは、スペースシャトルの座席で点火の瞬間を迎えた気持ちを、不安感ではなく、これでやっと宇宙に行ける、宇宙で仕事ができるという一種ほっとした気持ちと表現されました。その言葉に深い感銘を覚えると同時に、私も総理の席に着いて、政治のかじ取りをゆだねられた以上、理想の政治を目指し全力を尽くすとの決意を新たにいたしましたところでございます。

私が目指す「人にやさしい政治」は、易きにつき、改革の産みの苦しみを避けて通る政治ではありません。人に優しくあるためには、自己に厳しくあらねばなりません。社会の構成員に対して真に責任を持った政策決定を行う政治、未来の世代に対しても胸を張って責任を持てる政治が今最も求められております。私は、そのような政治の実現を目指してまいりたいと思います。

国民の皆様と議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○平成6年10月4日（火）

## 【河野外務大臣の帰国報告】

私は、9月21日より米国ワシントンを訪れ、クリントン大統領を初め米国主要閣僚と会談した後、24日にニューヨークに移動して第49回国連総会に出席をいたしました。

その際、27日に国連総会において一般討論演説を行ったほか、エッシー国連総会議長、ブトロス・ガリ国連事務総長及び計51カ国の外相などと会談をいたしてまいりました。

国連演説では、私より、国際貢献についての我が国の基本的な考え方について述べた上で、国際の平和と安全の維持、経済・社会問題の解決、国連改革の必要性の3点を中心に我が国の立場を申し述べました。

まず、国際貢献についての我が国の基本的考え方について、次のとおり表明をいたしました。

我が国は、さきの大戦の反省の上に立ち、世界の平和と繁栄に貢献するとの決意を保持しております。我が国は、憲法が禁ずる武力の行使はいたしません。また、軍縮・不拡散に積極的に取り組みつつ、みずからは核兵器を保持せず、武器輸出を行わないなど、引き続き平和国家としての行動に徹してまいります。以上にのっとり、我が国は、これまでも国連の要請を受け、カンボジア、モザンビークなどに自衛隊や文民を派遣してまいりました。我が国としては、今後ともこのような国連平和維持活動に積極的に協力してまいります。また、最近とみにその重要性が指摘されております開発、環境、人権、難民、人口、エイズ、麻薬などの地球規模の経済・社会問題につきまして、これまで以上の貢献を行う決意であります。

国際の平和と安全の維持については、私より、次の諸点をさらに申し述べました。

軍縮・不拡散については、すべての核兵器国に対し一層の核軍縮努力を行うよう促すとともに、核不拡散条約の無期限延長を支持し、未加入国に速やかな参加を呼びかけました。

さらに、現在行われている全面核実験禁止条約に関する交渉の早期妥結へ向け、特に、すべての核保有国が一層積極的に参画することを求め、全面核

実験禁止条約の交渉が妥結した暁には、日本、例えば広島市において条約署名式を行うことを提唱いたしました。

また、通常兵器の安易な移転とそれに伴う過剰な蓄積の問題については、それが世界のさまざまな地域の平和に対する不安定要因の一つであり、例えば、アフリカなどの一部地域の内戦における戦闘の激化及びおびただしい死傷者の発生の背景となっていることを指摘いたしました。

国際社会がこの問題の具体的解決策について真剣に取り組む必要があること、さらに、我が国の提唱により発足した国連軍備登録制度の拡充や発展が必要であることを訴えたわけであります。

地域紛争の予防と解決に関しては、和平のための外交努力や国連平和維持活動、人道援助、社会制度の構築、及び復旧・復興援助といった平和の構築のための援助を総合的に組み合わせて取り組むことの重要性を指摘し、この関連で、ルワンダ難民問題に対処すべく、今般我が国は、医療、給水、空輸のため400人を超える自衛隊員を現地に派遣することを決定した旨紹介をいたしました。

経済・社会問題の解決については、開発の問題及び人類共通の課題について取り上げました。

まず、開発の問題については、変革する国際環境のもとで新たな開発戦略の策定が求められているとの認識を述べた上で、我が国がかねてより提唱してきている援助、貿易、投資、技術移転等を組み合わせた包括的アプローチと各国の発展段階に応じた個別的アプローチを軸とする新たな開発戦略について述べ、その関連で、開発のより進んだ途上国がその経験や技術を他の途上国と分かち合う、いわゆる南南協力推進の重要性を指摘してまいりました。

環境や人口など先進国、途上国が共同して取り組むべき人類共通の課題につきましても、人類や地球に対する優しさを追求していく国家としての立場から、環境、人口、エイズ、女性、人権などに対する日本の考え方を申し述べた次第であります。

これらの課題に効果的に取り組むための国連改革につきましても、安保理改組の重要性を指摘するとともに、国際貢献についての我が国の基本的な考え方のもとで、多くの国々の賛同を得て、安全保障理事会常任理事国として

責任を果たす用意があることを表明いたしました。

また、総会の活性化、経済社会理事会の機能強化など幅広い国連改革に積極的に取り組んでいく旨を述べ、敵国条項の削除を訴えてまいりました。

また、私は、この機会に国連総会議長及び国連事務総長と会談したほか、中国、ザイール、タイ、エジプト、インド、イスラエル、インドネシア、ロシアなどと会談し、アフリカ、E Uトロイカ、リオ・グループ、湾岸協力理事会加盟国との会合を通じ、2国間関係、最近の国際情勢についての意見交換を行いました。その際、各国より国連改革の必要性に対して賛意の表明がありました。

安保理改組につきましては、多くの国が我が国の立場を理解し、支持する旨述べましたが、あわせて、地域の代表性を求める意見や先進国と途上国間のバランスへの配慮を求める意見も出されました。

さらに、29日夜にロシアの外相の参加も得て先進国サミット参加国外相会合が行われ、北朝鮮の核開発問題、旧ユーゴ、核密輸問題など国際社会が直面する主要な政治問題について一層の政策協調を図るとの観点から協議を行いました。

その際、私からは、北朝鮮の核開発問題については我が国の強い懸念を改めて表明した上で、北朝鮮との間の困難な交渉を粘り強く行っているアメリカの努力を多とする旨述べました。

また、旧ユーゴ問題につきましては、これまでの国際社会の一致した努力を評価するとともに、マケドニア、アルバニアなどへの地域に紛争が波及することを防ぐための予防外交の重要性を指摘いたしました。

さらに、近年重要な問題として浮上してきた核密輸問題への取り組みにつきましても、取り締まり面での国際的取り組みの強化とあわせ、核物質管理の強化の方途についても検討すべきである旨を強調いたしました。

今次外相会合は、ナポリ・サミットのフォローアップ及び明年のハリファックス・サミットに向けた協議プロセスの始まりとして有意義なものであったと考えます。

国連においては、安保理改組問題について引き続き議論が行われてまいります。

私は、今後とも国民各位の一層の御理解を得て、安保理改組を初め、総会の活性化、経済社会理事会の機能強化など幅広い国連改革に積極的に関わり組んでまいりたいと考えております。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

## 【質疑・答弁の概要】

以上の演説・報告に対する質疑は、10月6日、7日の両日行われた。その主な質疑及びそれに対する答弁の概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

石井一二君（新緑） 井上吉夫君（白） 青木薪次君（社） 及川順郎君（公）  
高崎裕子君（共）

### 【政治姿勢・政治改革】

#### ○社会党の基本政策の転換

政策の転換と言われる点については、党の理念やその政策、運動の歴史的役割を大切に遺産として継承しながら時代の変化の内閣で発展させていくという方向で示してきたものである。今後とも、国民にとって何が最適の政策選択かを基本に、誠心誠意改革の道を邁進していく。

#### ○区割り法案の早期成立

区割り法案が成立することにより初めて衆議院の選挙制度の改革、政治資金制度の改革及び政党助成制度などが施行されることになるので、法案の早期成立に向けて最善の努力を尽くす決意である。

#### ○衆議院の解散、総選挙

政治改革の推進を初め、国内外に課題が山積する中、政治の停滞はいつかたりとも許されないと考えている。これらの課題を一つ一つ誠実に実行することが国民の期待にこたえるものであり、今のところ解散・総選挙については考えていない。

### 【外交・安全保障】

#### ○国連常任理事国入り及び安保理改組

我が国が憲法の範囲内で国際平和と安全のための諸活動に協力していくこと

については、国際的にも十分理解されていると考える。また、安保理改組の問題は今後も国連において議論されていく問題であるので、引き続き国会における議論を初めとする幅広い国民的論議を通じ、国民の御理解を踏まえて取り組んでいく。

#### ○国際貢献

冷戦後の国際社会において、従来以上に我が国の役割が求められている。我が国としては、地域紛争の平和的解決、難民などの人道上の問題、環境・人口問題を初めとする地球規模の課題など、幅広い分野においてより積極的な役割を果たしていかなければならない。

#### ○ルワンダへの自衛隊派遣

今回の派遣は、国際平和協力法に基づいて行っている人道的な国際救助活動である。政府としては、要員の安全第一の観点から、現地における治安情勢の把握、護身用の武器等の装備品の携行等の措置をとるなど、引き続き要員の安全確保に万全を期す考えである。

#### ○今後の防衛政策

周辺諸国との信頼関係の構築を進めつつ検討を行っていくが、冷戦後の国際情勢の変化、国際社会における軍備管理・軍縮に向けての努力、科学技術の進歩、一段と深刻さを増している財政事情等を踏まえながら今後とも慎重に検討する必要がある。

#### 【WTO設立協定】

いわゆるマラケシュ協定の締結は多角的自由貿易体制の維持強化にとって極めて重要であると考えており、同協定の来年1月1日の発効に向け、早急に協定及び関連法案を国会に提出し年内の成立を図る。

#### 【日米関係】

#### ○日米包括経済協議

今回の政府調達や保険などの妥結が包括経済協議その他の分野にもよい影響をもたらすとともに、日米関係全体に好影響を及ぼすよう期待している。今回の妥結の内容に関し数値目標を設定するものではないとの点については、米側との間で理解の差異があるとは考えていない。

## ○自動車部品交渉

米国が1974年通商法301条に基づいて我が国の補修用自動車部品の分野について不公正貿易慣行の特定を行ったことは、多角的貿易体制の維持強化という目的と相入れないものであり、米国の良識ある対応を期待したい。今後の対応については、冷却期間を置くことを含め、関係者で検討していく。

### 【景気・円高対策】

## ○景気の現状と今後の対策

景気全体の動向は、個人消費等を中心に明るさが広がってきており、緩やかながら回復の方向に向かっている一方、急激な円高など懸念すべき要因も見られる。我が国経済を本格的回復軌道に乗せるため、引き続き適切かつ機動的な経済運営に努めていく。

## ○円高対策

為替相場が思惑等により短期間に大きく変動することや不安定な動きを示すことは好ましくないと考えている。今後とも、相場の動向を注視しながら為替相場の安定に努力していきたい。

## ○公共料金

本年7月に行った公共料金年内引き上げ実施見送り措置の対象となっている事業の総点検の結果などを踏まえ、個別案件ごとに厳正な検討を加え適切に対処するとともに、情報の一層の公開に努めていく。

### 【税制・行財政改革】

## ○税制改革の意義

活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、個人所得課税について中堅所得者層を中心に負担軽減を行い、社会の構成員が広く税負担を分かち合えるよう、消費税率を引き上げることにより消費課税の充実を図るものである。

## ○消費税制度の改革

消費税は国民の間に定着しており、今後の少子・高齢社会に向けた財源等を考慮すれば、正面から取り組んでいく必要がある。今回の税制改革において慎重に論議を重ね、益税や運用益等の現行消費税制度に対して指摘されている諸問題を抜本的に改革した上で消費税率を引き上げることとした。

## ○税負担の公平確保

今後とも制度、執行両面にわたって絶えず努力を続けていく。租税特別措置法の整理合理化、利子所得の総合課税化等についても検討を進めていく。

## ○二階建て減税

今回の減税は、あるべき所得課税制度の構築、当面の景気への対策という二つの要請を満たすべく総合的に検討した結果であり、当面必要な最善の対策であると確信している。

## ○特殊法人改革

行財政改革の推進は、この内閣が全力を傾けて取り組まなければならない課題であると認識している。国民の皆さんの理解と協力を得ながら税制改革を進めていくに当たり、同時に行政改革について断固実行していくことがぜひとも必要と考えており、このため最大限の努力を払う決意である。

### 【規制緩和】

## ○規制緩和への取り組み方針

国民生活の向上はもとより、経済の活性化や国際調和のためにも規制緩和を断行することが不可欠である。このため、本年度内に5年を期間とする規制緩和推進計画を取りまとめ、実行していく決意である。

### 【農業対策】

## ○農業政策の基本理念

農業政策推進の指針として示された農政審議会報告の趣旨を踏まえ、我が国農業、農村が21世紀に向けて自立を遂げ持続的に発展していくことができるよう、幅広い観点に立った食料・農業・農村政策に取り組んでいきたい。

## ○ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う国内対策

緊急農業農村対策本部において了承された大綱骨子を基本方向として、農家負債問題も含めた経営対策、新規就農の増大等の対策を速やかに検討しながら、総合的かつ的確な施策を講じていく。

## ○食管制度の改正

緊急農業農村対策本部において、現行の食管制度を廃止し、新たな法制度のもとに米管理システムを構築するとの考えがまとめられた。米の需給及び価格の安定を図ることを主眼として検討を行い、速やかに成案を得て今国会に提出

したい。

## ○中山間地域の活性化

今後は多様な就業機会の確保、農業生産基盤の整備等の各種施策を着実に推進していくことが必要である。我が国の中山間地域それぞれの実情に即して、農家や地域全体の所得の維持確保のための方策について検討していく。

### 【社会保障】

## ○少子・高齢化社会への対応

今般の税制改革に当たっても、少子・高齢社会に向けて、当面緊急を要する政策について一定の福祉財源措置が講じられたところである。今後、新ゴールドプラン、エンゼルプラン等の内容についてできるだけ早く詰めを行うとともに、将来の社会保障の具体的な全体像を明らかにしていきたい。

## ○年金制度の改正

今回の改正は、人口の高齢化が進行する中で年金制度を長期的に安定させていくためにぜひとも必要なものであり、高齢者雇用の促進と連携をとりながら60歳代前半の年金のあり方について見直しを行おうとしたものである。

### 【公共事業】

## ○公共投資基本計画の見直し

新計画における公共投資の規模については、本格的な高齢化社会の到来を間近に控え、豊かで質の高い生活を支える発展基盤を構築する見地から、おおむね630兆円とした。現下の厳しい財政状況のもとでは、政策の優先度に配慮し、社会資本整備を効率的かつ効果的に実施することが重要である。

### 【雇 用】

## ○雇用対策

雇用情勢は依然として厳しい状況が続いており、このような状況に対応するため、雇用支援トータルプログラムの実施等により、離職者の再就職の促進などの雇用対策を引き続き強力に実施していきたい。

### 【地方分権】

## ○地方分権大綱

現在、行政改革推進本部に設置された地方分権部会において大綱方針の骨格の検討を行っている。21世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立するた

め強い決意で取り組んでいく。

## 【その他】

### ○中小企業対策

累次にわたる経済対策や平成6年度予算における中小企業対策の中で、円滑な資金供給や新事業部門への進出を支援する等の対策を講じてきたところである。今後、中小企業の創造的な活力の向上に努めていく。

### ○地球環境問題

人類の生存基盤に深刻な影響を与える緊急かつ重要な課題であり、今後とも環境保全に関する我が国の経験、技術を生かしながら、世界各国と協力して地球環境問題の解決に一層積極的な役割を果たしていく。

### ○アイヌ新法

政府部内に検討委員会を設け、鋭意検討を行っている。今後ともアイヌの方々の要望に十分耳を傾け、関係省庁との緊密な連携のもとにさらなる支援措置の強化を図っていきたい。

### ○被爆者援護法

被爆者援護法の法制化の問題については、与党内で協議の場を設け特別に検討している。政府としては、今後、与党と十分協議をしながら対処していく。

### ○介護休業

高齢化、核家族化が進展する中で、介護を必要とする家族を抱える労働者が働き続けるために重要な制度であると認識している。現在、関係審議会で介護休業制度の法制化を含め検討しており、その結果を踏まえて適切に対応していく。

○平成6年12月2日(金)

## 【平成4年度決算の概要について】

平成4年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして歳入の決算額は71兆4,659億円余であります。この歳入の決算額には、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定により、平成4年度において予見しがたい租税収入の減少等により生ずることとなった一般会計の歳入歳出の決算上の不足額1兆5,447億円余を補てんするため、同額の決算調整資金からの組み入れ額が含まれております。

また、歳出の決算額は70兆4,974億円余でありまして、差し引き9,685億円余の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第41条の規定によりまして、一般会計の平成5年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成4年度における財政法第6条の純剰余金は生じておりません。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額71兆4,896億円余に比べて236億円余の減少となりますが、この減少額には前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額7,731億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純減少額は7,967億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額71兆4,896億円余に平成3年度からの繰越額7,691億円余を加えました歳出予算現額72兆2,588億円余に対しまして、支出済み歳出額は70兆4,974億円余でありまして、その差額1兆7,613億円余のうち、平成5年度に繰り越しました額は9,607億円余となっており、不用となりました額は8,006億円余となっております。

次に、予備費であります。平成4年度一般会計における予備費の予算額は2,000億円であり、その使用額は1,037億円余でございます。

次に、平成4年度の特別会計の決算であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

次に、平成4年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は60兆2,925億円余でありまして、この資金か

らの一般会計等の歳入への組み入れ額等は60兆2,825億円余でありますので、差し引き97億円余が平成4年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものでございます。

次に、平成4年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

以上が、平成4年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書等の概要でございます。

何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。

### 3 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	備考
1	世界貿易機関設立協定の締結承認等に伴う国内対策の確立等に関する決議案	上杉 光弘君 外6名	6.12. 8			6.12. 8 可決	

○平成6年12月8日（木）

#### 【世界貿易機関設立協定の締結承認等 に伴う国内対策の確立等に関する決議】

本院は、世界貿易の拡大、自由貿易体制の維持強化によってもたらされる利益等を総合的に考慮し、21世紀における我が国の指導的役割の発揮に向けて、農業協定を含む「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」を承認し、これに関連する国内法案を可決した。しかし、これに伴い、農業をはじめとする分野や国民生活に少なからぬ影響が生ずるおそれがある。

よって政府は、これらの影響を極力緩和し、新たな国際環境に対応し得る構造を構築するとともに、特に大きな影響を受けるおそれのある農業については、予算措置について特別の配慮を払う等万全の国内対策を講ずることにより、農業経営の体質強化及び食料自給力の強化を図るほか、食品の安全性の確保等によって、国民生活の安定の維持に努めるべきである。

右決議する。

## 4 決算に対する議決

○平成6年10月4日（火）

### 【平成3年度決算に対する議決】

1. 本件決算は、これを是認する。
2. 内閣に対し、次のとおり警告する。
  - (1) 平成3年度の一般会計税収は、バブル崩壊の影響等により、当初予算額に対し1兆9,500億円の減収となっており、さらに、平成4年度には8兆500億円、平成5年度も7兆1,700億円の減収と、連年にわたり税収決算額が当初予算額を大幅に下回る税収の見積り違いが生じたことにより、その後の財政運営に支障を来していることは誠に遺憾である。

政府は、今後、可能な限り正確な経済見通しの策定に努めるとともに、有効な資料の収集や適切な見積り方法により、税収見積りの精度向上に更に努力すべきである。
  - (2) 公立の義務教育諸学校の教職員給与費等に対する国庫負担金について、事業主体である都道府県が教職員の実数や標準定数を誤って算定したことなどにより、連年、過大に交付されていることは誠に遺憾である。

政府は、義務教育費国庫負担金等の算定誤りの原因を究明し、都道府県に対してこれを踏まえた指導の徹底を図り、今後このような事態が生じないよう関係事務の適正化に努めるべきである。
  - (3) 国民年金の保険料について、収納未済額、不納欠損額が毎年度多額に上っており、殊に、国民健康保険の保険料は納付するが国民年金の保険料は納付しない者が相当数見受けられる状況にあることは、国民年金制度の健全な運営の観点から看過できない。

政府は、国民年金制度に対する国民の理解をなお一層深める努力をするとともに、保険料の収納に当たっては、市町村において国民健康保険との連携を図りつつ国民年金の保険料未納者に対して積極的な納付督励を行うよう指導するなど、国民年金の未納保険料の解消に一層努力すべきである。
  - (4) 我が国に緊急輸入された米の一部に、異物の混入やカビ・異臭等の発生が見られるという事態が生じ、輸入米の安全性に対する国民の不安を生じ

させたことは遺憾である。

政府は、輸入米の安全性に関して、輸出国に協力を求めるとともに、検疫の強化及び精米、流通等の各段階でのチェックに努め、いやしくも不純物、汚染米が、国民の口に入ることはないよう万全の措置を講ずべきである。

- (5) 公共工事の入札・契約をめぐるいわゆるゼネコン汚職事件の発生によって、公共事業に対する国民の不信を招いたことは極めて遺憾であり、地方公共団体に対する指導及び建設業界に対する指導監督をはじめとして政府はその責任を厳しく反省すべきである。

政府は、建設業界の事業活動の適正化を図るとともに、公共工事の入札・契約手続について透明性・客観性を高めるなどのため、本年1月に策定された「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」に基づき、実効ある改革を行い、もって、公共工事をめぐる不祥事件の再発防止に努め、国民の信頼回復に全力を尽くすべきである。

- (6) 国の補助事業で地方公共団体が発注した公共工事に関して、近年、設計業務を委託された設計コンサルタントの成果物に対する審査が不十分なまま施工された結果、構造物が不安定な状態となっている事例が見受けられることは遺憾である。

政府は、設計業務の外部委託に係る設計計算書及び図面等に対する地方公共団体の審査体制が確立されるよう、その指導等に努めるべきである。

# 1 議案審議概況

## 【概 観】

今国会中新たに提出された閣法は19件であり、すべて成立した。また、本院で継続中の閣法1件及び衆議院で継続中の閣法7件（うち6件は衆議院にて修正）もすべて成立した。継続議案も含めて閣法の成立率が100%となったのは今国会が初めてである。

条約は、今国会新たに1件が提出され成立した。また、衆議院で継続中の4件も成立した。

衆法は、今国会新たに7件提出され、4件が成立し、うち1件は2案を併合修正した。なお、衆議院で1件は継続審査となり、残り1件は否決された。また、衆議院で継続中の4件のうち1件が成立し、残り3件はいずれも継続審査となった。

参法は、今国会新たに1件が提出され、審査未了となった。

決算は、新たに提出されたものはなく、平成3年度本決算外2件及び平成3年度NHK決算並びに平成4年度NHK決算はいずれも是認すると議決した。また、平成4年度決算外2件はさらに継続審査となった。

このほか、本院で本会議決議案、世界貿易機関設立協定の締結承認等に伴う国内対策の確立等に関する決議案が提出され、可決した。また、衆議院で継続中の予備費7件は、さらに同院で継続審査となった。

## 【議案の審議状況】

法律案の審議状況であるが、今国会は村山政権発足後、政策課題をめぐる最初の本格的論争の場であり、政治改革関連法案、税制改革関連法案、世界貿易機関設立協定の締結承認・関連法案、年金法改正案、自衛隊法改正案、原爆被爆者援護法案等国の将来や国民の生活に深くかかわるとされる重要な法案が審議された。

まず、成立した主な閣法及び条約は、行政改革大綱等に従って許可、認可等の諸規制を緩和しようとする許可、認可等整理合理化法案、年金の満額支給開始年齢を段階的に65歳へ引き上げようとする国民年金等改正案等年金関連5法案（いずれも11月2日）、在外邦人の救出に自衛隊機派遣を認めようとする

自衛隊法改正案（11月11日）、衆院への小選挙区比例代表並立制導入に伴う300選挙区の区域を定める区割り法案（11月21日）、1997年4月からの消費税率の5%への引き上げを柱とする所得税・消費税法改正法案等、税制関連4法案（11月25日）が当初会期内に成立した。その後、6日間の会期延長をへて、現在のガット（関税貿易一般協定）に代わって、世界の貿易ルールを管理する機関である世界貿易機関（WTO）を設立しようとする世界貿易機関設立協定とその関連国内法として新食糧法案等7法案（12月8日）である。新食糧法はコメの全量管理を掲げた現行の食糧管理法に代わるもので、流通面の規制を緩和し、市場実勢が反映した自主流通米を主体にするものである。また、国の責任において総合的な援護対策を講じるために現行2法を一本化しようとする被爆者援護法案（12月9日）が成立した。

次に、成立した主な衆法を挙げると、与党案と野党案が衆議院において併合修正され、組織的選挙運動管理者等に係る連座制を強化するほか、衆院議員選挙における重複立候補者が小選挙区での当選が無効になれば比例区での当選も無効とすることとする腐敗防止法案（公職選挙法改正案）、政党助成法に基づき政党交付金の交付を受ける政党については、登記を行い法人格を取得しなければならないとする政党法人格付与法案（いずれも11月21日）がある。また、国民の祝日に海の日（7月20日）を加えようとする国民祝日法改正案が委員会提出されたが、継続審査となった。

## 2 議案件数表

		提出	成立	参議院		衆議院			備考
				継続	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	19	19	0	0	0	0	0	
	衆継	7	7	0	0	0	0	0	
	参継	1	1	0	0	0	0	0	
参法	新規	1	0	0	1	0	0	0	
	参継								
衆法	新規	7	4	0	0	1	1	0	併合修正 1
	衆継	4	1	0	0	3	0	0	
条約	新規	1	1	0	0	0	0	0	
	衆継	4	4	0	0	0	0	0	
予備費等	新規								
	衆継	7	0	0	0	7	0	0	
決算その他	新規					\			
	継続	8	5	3	0				
決議案		1	1	0	0				

### 3 議案件名一覧

※件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（27件）（うち本院において前国会から継続1件、衆議院において前国会から継続7件）

#### ●両院通過（27件）

- 1 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 2 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案
- 3 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案
- 4 平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案
- 5 地方税法等の一部を改正する法律案
- 6 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案
- 13 繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案
- 14 農産物価格安定法の一部を改正する法律案
- 15 特許法等の一部を改正する法律案
- 16 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 17 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案
- 18 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
- 19 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案

(第128回国会提出)

15 自衛隊法の一部を改正する法律案

(第129回国会提出)

21 行政改革委員会設置法案(修)

26 国民年金法等の一部を改正する法律案(修)

44 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(修)

48 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(修)

49 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(修)

51 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(修)

73 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

◎本院議員提出法律案(1件)

●本院未了(1件)

1 原子爆弾被爆者援護法案

◎衆議院議員提出法律案(11件)(うち衆議院において前国会から継続4件)

●両院通過(5件)(うち衆議院において前国会から継続1件)

1  
2) 公職選挙法の一部を改正する法律案

3 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

4 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

5 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案

(第129回国会提出)

13 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案

●衆議院継続(4件)(うち衆議院において前国会から継続3件)

7 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

(第128回国会提出)

11 外国産牛肉輸入調整法案

(第129回国会提出)

7 臓器の移植に関する法律案

12 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に

関する特別措置法案

●衆議院否決（1件）

6 原子爆弾被爆者援護法案

◎条約（5件）（うち衆議院において前国会から継続4件）

●両院通過（5件）

1 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求め  
の件

（第129回国会提出）

5 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾  
について承認を求めの件

6 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認  
を求めの件

7 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛  
争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めの件

14 1993年の国際ココア協定の締結について承認を求めの件

◎予備費等承諾を求めの件（7件）（いずれも衆議院において前国会から継  
続）

●衆議院継続（7件）

（第129回国会提出）

○平成4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その  
2）

○平成4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○平成4年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各  
庁所管経費増額調書（その2）

○平成4年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

○平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その  
1）

○平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その  
1）

- 平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

◎決算その他（8件）

●是認すると議決（5件）

（第126回国会提出）

- 平成3年度一般会計歳入歳出決算、平成3年度特別会計歳入歳出決算、平成3年度国税収納金整理資金受払計算書、平成3年度政府関係機関決算書
- 平成3年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成3年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 日本放送協会平成3年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

（第129回国会提出）

- 日本放送協会平成4年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

●継続（3件）

（第129回国会提出）

- 平成4年度一般会計歳入歳出決算、平成4年度特別会計歳入歳出決算、平成4年度国税収納金整理資金受払計算書、平成4年度政府関係機関決算書
- 平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書

◎決議案（1件）

●可決（1件）

- 1 世界貿易機関設立協定の締結承認等に伴う国内対策の確立等に関する決議案

# 1 委員会審議経過

## 【内閣委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において内閣委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（新規3件、衆議院継続審査3件）であり、そのすべてが成立した。また、本委員会に付託の請願7種類47件はいずれも保留となった。

#### 〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年8月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであり、その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、宿日直手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、通勤手当の額の算定について特例措置を講じようとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものである。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の将の欄又は将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定等を行おうとするものである。

3法律案については、10月27日、一括して議題とし、人事院勧告の取扱い方針、俸給表の決定原則、筑波研究学園都市移転手当問題等について質疑が行われた。

質疑終局後、一般職職員給与法改正案に対し、聴濤委員から期末手当の支給割合の引下げに関する規定を削除する修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。また、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案は、いずれも多数で原案どおり可決された。

行政改革委員会設置法案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政を実現することの緊要性にかんがみ、行政の各般にわたる制度及び運営

につき必要な改革の推進に資するため、総理府に行政改革委員会を設置しようとするものである。その内容は、委員会は、規制緩和等行政改革の実施状況を監視するとともに、行政情報公開法制定に関する事項等を調査審議し、その結果に基づき、総理大臣に意見を述べることができるほか、必要があると認めるときは、規制の改善に係る意見を受けて講ぜられる施策に関し、総理大臣等に勧告できること、委員会は両議院の同意を得て総理大臣が任命する5人の委員をもって構成されるほか、事務局を置くこと、委員会は本法施行の日から起算して3年を経過した日に廃止されること等となっている。

本法律案については、11月1日、行政改革における委員会の位置付け、委員会の機能、委員選任の基準等について質疑が行われた。

質疑を終局し、討論（反対）の後、採決の結果、本法律案は多数で原案どおり可決された。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、国家公務員等共済組合法の年金について、公務員制度の一環としての役割等に配慮しつつ、基本的に今回の国民年金保険法等の改正による厚生年金保険の見直しと同様の措置を講じようとするものである。その内容は、60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当する給付に移行させるとともに、国家公務員等共済年金に係る各給付額を引き上げるほか、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合の支給する年金について特例措置を講じること等となっている。

本法律案については、11月1日、共済年金の意義と受給権の法的性格、年金支給開始年齢の引上げと雇用確保、鉄道共済年金問題と公的年金制度一元化等について質疑が行われ、質疑を終局した。

11月2日、討論（反対）の後、採決の結果、本法律案は多数で原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、鉄道共済年金の自助努力等については公的年金一元化の問題の中で検討し措置すること等から成る附帯決議が行われた。

自衛隊法の一部を改正する法律案は、外国における緊急事態に際して、生命等の保護を要することとなった邦人について外務大臣から輸送の依頼があった場合に、防衛庁長官は、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、自衛隊法第100条の5第2項の規定により自衛

隊の保有する航空機により輸送することができることとする等を内容とするものである。

本法律案については、11月8日及び10日、総理大臣及び外務大臣の出席を求めるなどして、輸送の安全確保問題、自衛隊機と民間機の使い分け、搭乗要員の確保と訓練の充実、艦船等輸送手段の多様化等について質疑が行われた。

質疑を終局し、討論（反対）の後、採決の結果、本法律案は多数で原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、在外邦人等の輸送に当たっては安全対策に万全を期し、慎重な判断のもとに迅速かつ的確な対応を行うこと等から成る附帯決議が行われた。

#### 〔国政調査等〕

第130回国会閉会後の9月6日、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行った。

委員会においては、一般職の給与についての報告及び勧告に関する件について人事院総裁から説明を聴いた後、同件、戦後処理問題、平成7年度予算における防衛費の在り方、ルワンダ難民支援のための国際平和協力隊派遣問題について質疑が行われた。

10月6日、前国会閉会中に実施された委員派遣の報告が行われた。派遣については、国の地方支分部局及び自衛隊の業務運営並びに国家公務員制度等の実情調査を目的に9月12日から14日までの3日間、広島県及び山口県において、海上自衛隊呉地区、米軍岩国基地、広島平和記念資料館、広島テクノポリス等を視察した。

また、11月24日及び29日、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行った。

委員会においては、天皇・皇后両陛下の外国御訪問、アイヌ新法制定、戦域ミサイル防衛に関する取組、国家公務員の省庁間人事交流と在外公館勤務経験の拡充、防衛施設庁長官の沖縄県民と米軍基地の共存共生発言、米軍弾薬輸送船フリント搭載艇と漁船藤丸との衝突事故、航空自衛隊の次期多用途支援機の機種選定、平成7年度防衛関係予算、防衛大学校卒業生の任官辞退等について質疑が行われた。

## (2) 委員会経過

### ○平成6年9月6日(火) (第130回国会閉会後第1回)

一般職の職員の給与についての報告及び勧告に関する件について弥富人事院総裁から説明を聴いた後、同件、戦後処理問題、平成7年度予算における防衛費の在り方、ルワンダ難民支援のための国際平和協力隊派遣問題等について山口総務庁長官、五十嵐内閣官房長官、玉沢防衛庁長官、弥富人事院総裁、防衛庁、外務省、人事院、総務庁、宮内庁及び総理府当局に対し質疑を行った。

### ○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。

派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成6年10月27日(木) (第2回)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第6号) (衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第7号) (衆議院送付)

以上両案について山口総務庁長官から趣旨説明を聴き、

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第8号) (衆議院送付)

について玉沢防衛庁長官から趣旨説明を聴き、

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第6号) (衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第7号) (衆議院送付)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第8号) (衆議院送付)

以上3案について山口総務庁長官、玉沢防衛庁長官、弥富人事院総裁及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第6号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

(閣法第7号) (閣法第8号)

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

○平成6年11月1日(火) (第3回)

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第44号) (衆議院送付)

について武村大蔵大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員石原伸晃君から説明を聴いた後、武村大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

行政改革委員会設置法案(第129回国会閣法第21号)(衆議院送付)について山口総務庁長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院内閣委員長田中恒利君から説明を聴き、修正案提出者衆議院議員山元勉君、山口総務庁長官、五十嵐内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(第129回国会閣法第21号)

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

○平成6年11月2日(水) (第4回)

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第44号) (衆議院送付)

について討論の後、可決した。

(第129回国会閣法第44号)

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

○平成6年11月8日（火）（第5回）

自衛隊法の一部を改正する法律案

（第128回国会閣法第15号）（衆議院送付）

について玉沢防衛庁長官から趣旨説明を聴いた後、五十嵐内閣官房長官、玉沢防衛庁長官、河野外務大臣、政府委員、文化庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月10日（木）（第6回）

自衛隊法の一部を改正する法律案

（第128回国会閣法第15号）（衆議院送付）

について村山内閣総理大臣、五十嵐内閣官房長官、玉沢防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第128回国会閣法第15号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

○平成6年11月24日（木）（第7回）

天皇・皇后両陛下の外国御訪問等に関する件、アイヌ新法制定に関する件、戦域ミサイル防衛に対する取組に関する件、国家公務員の省庁間人事交流と在外勤務経験の拡充に関する件、防衛施設庁長官の沖縄県民と米軍基地の共存共生発言に関する件、米軍弾薬輸送艦フリント搭載艇と漁船藤丸との衝突事故に関する件等について五十嵐内閣官房長官、玉沢防衛庁長官、山口総務庁長官、藤森宮内庁長官、弥富人事院総裁、政府委員、大蔵省、警察庁、文部省、外務省、厚生省、北海道開発庁、沖縄開発庁、海上保安庁及び法務省当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月29日（火）（第8回）

航空自衛隊の次期多用途支援機の機種選定に関する件、平成7年度防衛関係予算に関する件、防衛大学校卒業生の任官辞退に関する件等について玉沢防衛庁長官、五十嵐内閣官房長官、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日（木）（第9回）

請願第19号外46件を審査した。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
6	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	6.10.21	6.10.21 (予)	6.10.27 可決	6.10.28 可決	6.10.21	6.10.25 可決	6.10.25 可決	
7	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	10.21	10.21 (予)	10.27 可決	10.28 可決	10.21	10.25 可決	10.25 可決	
8	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	10.21	10.21 (予)	10.27 可決	10.28 可決	10.21	10.25 可決	10.25 可決	
128 -15	自衛隊法の一部を改正する法律案	※衆	5.11.5	10.28	11.10 可決	11.11 可決	9.30 安全保障	10.27 可決	10.28 可決	第128, 129, 130回 国会 衆継続
129 -21	行政改革委員会設置法案	〃	6.3.18	10.28	11.1 可決	11.2 可決	9.30	10.27 修正	10.28 修正	第129回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 第130回国会 衆継続
129 -44	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	〃	3.29	10.28	11.2 可決	11.2 可決	9.30 大蔵	10.26 修正	10.27 修正	第129回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 第130回国会 衆継続 6.10.28 参本会議趣旨説明

## (4) 成立議案の要旨・附帯決議

### 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

#### 【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成6年8月2日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 全俸給表の全俸給月額を引き上げる。（平均引上額3,938円）
2. 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を29万9,000円（現行29万4,000円）に引き上げる。
3. 扶養手当について、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を一人につき月額2,000円（現行1,000円）に引き上げる。
4. 通勤手当について、住居を得ることが著しく困難である島等に所在する官署への通勤のため、特別運賃等を負担することを常例とする職員に係る支給月額の算定につき、特例措置を講ずる。
5. 宿日直手当の支給額の限度額を引き上げる。
6. 期末手当について、12月期の支給割合を100分の190（現行100分の200）に引き下げる。
7. 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を日額3万8,000円（現行3万7,500円）に引き上げる。
8. 本法律は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。ただし、通勤手当に関する改正規定は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、宿日直手当に関する改正規定は平成7年1月1日から、俸給表に関する改正規定中教育職俸給表(二)及び(三)の改正に係る部分で昇格制度の改善に伴うものは平成7年4月1日から、それぞれ施行する。

### 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）

#### 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の

額を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 内閣総理大臣、国务大臣、内閣法制局長官、政務次官等の俸給月額を引き上げる。
2. 大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
3. 秘書官の俸給月額を引き上げる。
4. 常勤及び非常勤の委員に支給する日額手当の限度額を引き上げる。
5. 本法律は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

#### 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

##### 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 参事官等俸給表の俸給月額及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
2. 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を10万2,800円（現行10万1,200円）に引き上げる。
3. 自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を引き上げる。
4. 営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を5,620円（現行5,570円）に引き上げる。
5. 本法律は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

#### 自衛隊法の一部を改正する法律案（第128回国会閣法第15号）

##### 【要旨】

本法律案は、生命等の保護を要する在外邦人の輸送について外務大臣から依頼があった場合に、防衛庁長官は当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、自衛隊法第100条の5第2項の規定により保有する航空機により当該輸送をすることができることとし、これによる

ことが困難であると認められるときは、その他の輸送の用に主として供するための航空機により行うことができることとするものである。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

一 正確な情報の把握

最近多発する地域紛争は、日時、状況の予測が困難であることを考慮し、緊急時に随時正確な情報を得られるよう関係する情報収集機能を一層強化すること。

一 安全の確保等

在外邦人等の輸送は極めて緊急かつ重大な事態であることにかんがみ、安全対策に万全を期し、慎重な判断のもとに迅速かつ的確な対応を行うこと。  
右決議する。

行政改革委員会設置法案（第129回国会閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政を実現することの緊要性にかんがみ、臨時行政改革推進審議会の最終答申等の趣旨を踏まえ、行政改革に関する諸般の方策の着実な推進に資するため、総理府に行政改革委員会（以下「委員会」という。）を設置しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 委員会は、許可、認可等民間活動に係る規制の改善の推進並びにその他行政の制度及び運営の改善の推進に関する施策の実施状況を監視するとともに、行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関し調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べる。内閣総理大臣は委員会の意見を尊重しなければならない。

なお、行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関する意見具申は、施行の日から2年以内に行う。

2. 委員会は、規制の改善の推進に関する意見を受けて講ぜられる施策に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することが

できる。

3. 委員会は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員5人をもって組織する。
4. 委員会は、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるとともに、特に必要があると認めるときは、自ら行政機関等の運営状況を調査することができる。
5. 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
6. 本法律は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、委員の両議院の同意に関する部分は、公布の日から施行する。
7. 本法律は、施行の日から起算して3年を経過した日にその効力を失うものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、所掌事務及び行政情報の公開に関する意見具申の時期について修正が行われた。

## 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第44号)

### 【要旨】

本法律案は、国家公務員等共済組合法に基づく長期給付について給付の改善を図るとともに、60歳台前半において支給する退職共済年金を見直すほか、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合が支給する長期給付に係る特例措置等について所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 長期給付の額の改定
  - (1) 年金額算定の基礎となる標準報酬の月額等の再評価を行う。
  - (2) 加給年金額、加給年金額の特別加算額、退職共済年金の定額部分の月当たり単価、3級障害共済年金の最低保障額等を引き上げる。
2. 長期給付に係る改善措置
  - (1) 退職共済年金の定額部分の額の計算に係る組合員期間月数の上限を444月に延長する。

- (2) 子及び孫の年齢要件を18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したときまで延長する。
- (3) 障害共済年金等について、障害等級3級以上の障害の状態に該当しなくなつて3年を経過した場合であっても、65歳に達するまでの間は受給権は消滅しないこととし、支給を停止する。
- (4) 退職共済年金及び遺族共済年金の受給権者は、退職共済年金の額の2分の1に相当する額と遺族共済年金の額の3分の2に相当する額を併給することができる。
- (5) 退職共済年金等の受給権者が組合員である間においては、当該組合員の標準報酬の月額及び退職共済年金等の額に応じて算定された額を支給する。  
(衆議院で併給調整の基準となる額を「22万円」に修正)

### 3. 60歳台前半において支給する退職共済年金の見直し

- (1) 60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金の額は、報酬比例部分に相当する額（職域加算額を含む。）とし、平成13年度から平成25年度にかけて3年ごとに1歳ずつ現行の仕組みから段階的に切り替え、この退職共済年金は、繰上げ支給の老齢基礎年金と併給できる。

なお、障害等級3級以上の障害の状態にある者又は組合員期間が45年以上である者が、組合員でないときは、従来の65歳未満の者に支給する退職共済年金を支給する。

- (2) 65歳未満の退職共済年金の受給権者が、雇用保険法による基本手当等を受給している間は、退職共済年金の支給を停止する。（衆議院で施行期日を「平成10年4月1日」に修正）
- (3) 65歳未満の退職共済年金の受給権者が、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受給している間は、退職共済年金について、2の(5)の措置に加えて、その者の標準報酬の月額に100分の10を乗じて得た金額に相当する部分の支給を停止する。（衆議院で施行期日を「平成10年4月1日」に修正）

### 4. 日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合の支給する長期給付に係る特例

- (1) 日本鉄道共済組合が支給する年金に係る標準報酬の月額については、1

の(1)の再評価を平成11年10月分まで繰り延べる。（「平成元年度分の再評価を平成7年4月分まで繰り延べる」改正規定は衆議院で修正削除）

(2) 日本たばこ産業共済組合が支給する年金に係る標準報酬の月額については、退職共済年金等の職域加算額について1の(1)の再評価を行わない。

## 5. その他

(1) 標準報酬の等級を8万円から53万円までの30等級から、9万2,000円から59万円までの30等級に改める。

(2) 標準報酬の日額を標準報酬の月額の22分の1とする。

(3) 長期給付に係る掛金として、期末手当等の額を標準として算定する特別掛金を徴収する。

(4) 育児休業期間中の掛金については徴収しない。

(5) 組合員期間が6月以上である外国人であって、組合員期間等が25年未満である者は、脱退一時金を請求できる。

## 6. 施行期日

施行期日は、公布の日（衆議院で「平成6年10月1日」を修正）とし、平成6年10月1日から適用する（2の(3)を除く。）。ただし、5の(1)、(2)は公布の日の属する月の翌月の初日とし、2の(2)、(4)、(5)、3の(1)、5の(3)、(4)、(5)は平成7年4月1日とし、3の(2)、(3)は平成10年4月1日とする。

### 〔附帯決議〕

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 産業構造等の変化に対応できる長期的に安定した年金制度を確立し、制度間の給付と負担の不均衡の是正を図るとの観点から、平成7年を目途とする公的年金制度の一元化に向けて精力的に検討を進め、共済年金の在り方を含め、その全体像を可及的速やかに明らかにすること。

一 鉄道共済年金に係る平成6年の標準報酬再評価の繰延措置を含む自助努力等については、公的年金一元化の検討の際に、給付と負担の公平化の観点から、その見直しを検討し、早急に必要な措置をとること。

右決議する。

## 【 地方行政委員会 】

## (1) 審議概観

第131回国会において地方行政委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、うち1件は第129回国会で今国会に継続していたものである。2件はともに成立した。また、本委員会付託の請願5種類108件はいずれも保留となった。

## 〔法律案の審査〕

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、地方公務員等の老後保障等を充実させ、あわせて地方公務員共済年金制度の長期的安定を図るため、地方公務員共済年金に係る各給付額を引き上げ、及び60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当する給付に移行させることとし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるとともに、遺族給付に係る子の年齢要件の緩和等遺族給付及び障害給付の改善の措置等を講じようとするものであり、第129回国会提出で今国会に継続となっていたものである。

委員会においては、共済年金の将来展望、高齢者雇用と年金との連携の確保、積立金運用の在り方、寒冷地手当からの保険料徴収とそれに見合った給付の必要性などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立った今次の税制改革等の一環として、個人住民税について税率区分の見直し、基礎控除等の引上げ等を行い、及び平成7年度において定率による特別減税を実施するとともに、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて消費に広く負担を求める地方消費税を創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げるほか、個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明が行われ、地方消費税創設の意義、特別地方消費税の廃止、事業税の外形標準課税などの質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、まず大蔵委員会との連合審査会を開会し、また連合審査会公聴会を開き、地方分権推進と地域福祉充実のための地方税財源拡充の必要性、地方税体系における住民税の位置付け、地方消費税の今後の在り方などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、地方分権、地域福祉等のため、国と地方の税源配分の見直し外4項目の附帯決議が行われた。

#### 〔国政調査等〕

11月1日、野中自治大臣・国家公安委員長から、地方行財政、消防行政、警察行政等の諸施策について所信を聴取し、暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置した。

12月8日、地方行財政、消防行政、警察行政等の諸施策について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。

### ○平成6年11月1日(火) (第2回)

暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件及び小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

地方行財政、消防行政、警察行政等の諸施策に関する件について野中国務大臣から所信を聴いた。

**地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案**

(第129回国会閣法第51号) (衆議院送付)

について野中自治大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山名靖英君から説明を聴いた後、野中自治大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成6年11月2日(水) (第3回)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第51号) (衆議院送付)

について討論の後、可決した。

(第129回国会閣法第51号)

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

○平成6年11月15日(火) (第4回)

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号) (衆議院送付)

について野中自治大臣から趣旨説明を聴いた。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第2号) (衆議院送付)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

(閣法第3号) (衆議院送付)

平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第4号) (衆議院送付)

について大蔵委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号) (衆議院送付)

について大蔵委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾することを決定した。

また、同法律案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成6年11月16日(水) (地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会第1回)

——委員会経過の内容については、大蔵委員会を参照されたい。——

○平成6年11月21日(月)

(地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会公聴会第1回)

——委員会経過の内容については、大蔵委員会を参照されたい。——

○平成6年11月22日（火）（第5回）

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）  
について野中自治大臣、政府委員、大蔵省、厚生省、総務庁、文部省、外務省、社会保険庁及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月24日（木）（第6回）

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）  
について野中国務大臣、政府委員、大蔵省、公正取引委員会、国税庁及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第5号）

賛成会派 自、社

反対会派 新緑、公、共、二院

なお、附帯決議を行った。

○平成6年12月8日（木）（第7回）

地方行財政、消防行政、警察行政等の諸施策に関する件について野中国務大臣、政府委員、総務庁、内閣官房、文部省及び建設省当局に対し質疑を行った。

請願第15号外107件を審査した。

地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
5	地方税法等の一部を改正する法律案	衆	6.10.17	6.11.11	6.11.24 可決	6.11.25 可決	6.10.18 税制改革 特委	6.11.9 可決	6.11.11 可決	6.10.18 衆本会議趣旨説明 11.11 参本会議趣旨説明
129 -51	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	※衆	4.8	10.28	11.2 可決	11.2 可決	9.30	10.27 修正	10.27 修正	第129回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 第130回国会 衆継続 10.28 参本会議趣旨説明

## (4) 成立議案の要旨・附帯決議

### 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 1 地方税法の改正に関する事項

##### (1) 道府県民税及び市町村民税についての改正

① 個人の道府県民税及び市町村民税について、所得割の税率の適用区分を次のとおり改める。

##### (1) 道府県民税

税率	改正案	現行
2%	700万円以下の金額	550万円以下の金額
4%	700万円を超える金額	550万円を超える金額

##### (2) 市町村民税

税率	改正案	現行
3%	200万円以下の金額	160万円以下の金額
8%	200万円を超える金額	160万円を超える金額
11%	700万円を超える金額	550万円を超える金額

② 基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び配偶者特別控除の額をそれぞれ2万円引き上げるとともに、白色申告者の事業専従者控除の控除限度額の引上げ等の措置を講ずる。

③ 税率の適用区分に係る改正、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び配偶者特別控除の額に係る改正は平成7年度から、その他の改正は平成8年度から適用する。

④ 平成7年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、所得割の額の15%相当額（当該金額が2万円を超えるときは、2万円）を軽減する定率による特別減税を実施する。

##### (2) 地方消費税の創設

地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて、次のとおり地方消費税を道府県税として

創設する。

- ① 地方消費税の税率は、消費税額の25%（消費税率換算で1%、消費税と地方消費税をあわせた負担率は5%）とする。

地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成8年9月30日までに所要の措置を講ずることとする。

- ② 国内取引に係る地方消費税（譲渡割）については、消費税の確定申告書等を提出する義務がある事業者は、当該申告書の提出期限までに、必要な事項を記載した申告書を事務所等所在地の道府県の知事に提出し、その申告に係る譲渡割額を納付しなければならない。

なお、譲渡割の賦課徴収は、納税者の事務負担等を勘案し、当分の間、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うこととする。

- ③ 輸入取引に係る地方消費税（貨物割）の賦課徴収については、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うこととする。

- ④ 国は、譲渡割又は貨物割の納付があった場合においては、当該納付のあった月の翌々月の末日までに、譲渡割にあつては併せて納付された消費税の納税地所在の道府県に、貨物割にあつては貨物割に係る保税地域所在の道府県に、それぞれ払い込むこととする。

なお、道府県は、国に徴収取扱費を支払うこととする。

- ⑤ 道府県は、その地方消費税額について、商業統計における小売年間販売額その他の消費に関連した基準により、道府県間で清算を行うこととするとともに、清算後の収入の2分の1に相当する額を、各道府県内の市町村に対し、各市町村の人口及び従業者数であん分して交付することとする。

- ⑥ 地方消費税に係る改正は、平成9年4月1日から施行する。

## 2 地方財政法の改正に関する事項

地方税法の改正に伴う平成6年度から平成8年度までの個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずることとする。

### 3 地方交付税法の改正に関する事項

税制改革に伴い、地方団体の財政運営に支障が生じないように、必要な地方財源を確保するため、消費税の収入額に対する地方交付税の率を5.5%引き上げ、29.5%とする。

### 4 交付税及び譲与税配付金特別会計法の改正に関する事項

税制改革に伴い、平成7年度以降の各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の限度額を変更する。

#### 〔附帯決議〕

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

1. 地方分権の推進や今後の少子、高齢化の進展に伴う地域福祉の充実等にかんがみ、地方団体が自主的で責任ある行政運営を推進できるよう、自主財源である地方税源の拡充を図るため、国と地方の税源配分の見直しを検討すること。あわせて、地方団体の円滑な財政運営を確保する上で必要となる地方交付税総額の拡充を図るなど地方一般財源の充実確保に努めること。
2. 公平・公正な税制を確立し、税制に対する国民の理解と信頼を確保するため、引き続き格段の努力を行い、地方税における非課税等特別措置の在り方について、国民生活の向上に役立つ政策意図の明確なものを除き、政策目的を終えた措置や政策効果が少ないものについては、今後とも速やかに廃止・合理化等を行うこと。また、赤字法人等の課税の適正化等の観点を含め事業税における外形標準課税の導入について、積極的に検討すること。
3. 利子及び株式譲渡益に対する個人住民税の課税の在り方については、課税の公平・適正化の観点等を勘案し、見直しに努めること。あわせて、納税者番号制度の導入等所得把握の環境整備の状況などに配慮しつつ、総合課税への移行問題等についても見直しを検討すること。
4. 地方消費税の徴収については、納税義務者の事務負担等を勘案し、当分の間、国に徴収を委託することとしているが、地方税は本来地方団体が賦課徴収すべきものであることから、今後その在り方について検討すること。

5. 消費税率の引上げ及び地方消費税の創設に関連して、特別地方消費税について、今後引き続き地方における自主財源の必要性を踏まえつつその在り方を総合的に検討すること。

右決議する。

## 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第51号)

### 【要旨】

本法律案は、地方公務員共済年金について給付額の改善を行い、60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金を見直すとともに、遺族給付等について所要の改善を行うこと等により、地方公務員の老後保障等の充実及び地方公務員共済年金制度の長期的な安定等を図ろうとするものであり、主な内容は次のとおりである。

#### 1 60歳台前半において支給する退職共済年金の見直し

- (1) 60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金について、その年金の額を報酬比例部分相当額とし、一般職員については平成13年度から25年度にかけて、特定の警察・消防職員については平成19年度から31年度にかけて、現行の仕組みから段階的に切り替えるものとする。
- (2) (1)の退職共済年金については、繰上げ支給の老齢基礎年金と併給できるものとする。
- (3) 3級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態にある者又は45年以上の組合員期間を有する者が組合員でない場合に支給する(1)の退職共済年金については、従来65歳未満の退職共済年金の例によるものとする。
- (4) 65歳未満の退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している間は、退職共済年金の支給を停止するものとする。  
(衆議院で施行期日を「平成10年4月1日」に修正)
- (5) 組合員である65歳未満の退職共済年金の受給権者が雇用保険法による高年齢雇用継続基本給付金を受けている間は、2の(7)の措置に加えて、その者の給与の月額1割に相当する額の年金の支給を停止するものとする。  
(衆議院で施行期日を「平成10年4月1日」に修正)

## 2 給付の改定

- (1) 年金額の算定の基礎となる平均給料月額計算について、各月の給料月額の再評価を行うものとする。
- (2) 65歳未満の者に支給する退職共済年金の定額部分の月単価、退職共済年金の配偶者及び子並びに障害共済年金の配偶者に係る加給年金の額等をそれぞれ引き上げるものとする。
- (3) 65歳未満の者に支給する退職共済年金の定額部分の額の計算に係る組合員期間の上限を432月若しくは444月に延長するものとする。
- (4) 退職共済年金の加給年金額の加算の対象となる子並びに遺族共済年金等の受給権者である子及び孫の範囲を18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者とするものとする。
- (5) 障害共済年金等について、受給権者の障害の程度が3級以上の障害等級に該当しなくなった場合は、3年を経過した後であっても65歳に達するまでの間は、受給権が消滅しないものとし、支給を停止するものとする。
- (6) 遺族共済年金及び退職共済年金の受給権を有する者は、退職共済年金の額の2分の1に相当する額及び遺族共済年金の額の3分の2に相当する額を併給できるものとする。
- (7) 退職共済年金等の受給権者が組合員である間においては、当該組合員の給与の月額及び退職共済年金等の額に応じて算定された額の退職共済年金等を支給するものとする。（衆議院で併給調整の対象となる額を「22万円」に修正）

## 3 短期給付に関する事項

給料月額の22分の1に相当する額をもって給料日額とするものとする。

## 4 その他

- (1) 長期給付に関し、期末手当等を算定基礎として特別掛金を徴収するものとする。
- (2) 掛金の標準となる給料の最高限度額（長期給付に限る。）を47万2,000円に、最低限度額を7万4,000円に、それぞれ引き上げるものとする。
- (3) 育児休業期間中の組合員について、組合員からの申出により掛金を徴収しないものとする。

- (4) 組合員期間が6月以上ある外国人で、組合員期間等が25年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができるものとする。

## 5 施行期日等

施行期日は、公布の日（衆議院で「平成6年10月1日」を修正）とし、平成6年10月1日から適用する（2の(5)を除く。）。ただし、3、4の(2)は施行の日の属する月の翌月の初日、1の(1)、(2)、(3)、2の(4)、(6)、(7)、4の(1)、(3)、(4)は平成7年4月1日、1の(4)、(5)は平成10年4月1日からそれぞれ施行する。

## 【法務委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において法務委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、ともに成立した。また、本委員会付託の請願4種類42件のうち、1種類29件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官及び検察官についても、この例に準じて、その給与を改定しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、裁判官の報酬の憲法上の減額禁止規定と期末手当削減との関係、裁判官・検察官の給与改定方式の合理性と見直し等について質疑を行った。

質疑を終局した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致で可決された。

#### 〔国政調査等〕

11月8日、法務行政の基本施策について質疑を行った。

検察官及び裁判所事務官の不祥事、入国警備官の暴行問題、婚姻制度に関する民法改正要綱試案、公安調査庁の機能拡充、死刑廃止問題、監獄法の改正、外国人登録原票の保存、外国人犯罪、部落差別問題等が取り上げられた。

そのほか、11月10日、最近における外国人の不法滞在の動向と退去強制等の出入国管理業務の実情調査のため東京入国管理局第二庁舎を、また、簡易裁判所統合後の新裁判所施設の利用状況を調査するため東京家庭・簡易裁判所合同庁舎をそれぞれ視察した。

### (2) 委員会経過

○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

検察及び裁判の運営等に関する調査を行うことを決定した。

○平成6年10月27日（木）（第2回）

理事の補欠選任を行った。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第9号）（衆議院送付）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第10号）（衆議院送付）

以上両案について前田法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、最高裁判所及び人事院当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第9号）（閣法第10号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護り、無

反対会派 なし

○平成6年11月8日（火）（第3回）

理事の補欠選任を行った。

検察官及び裁判所事務官の不祥事に関する件、入国警備官の暴行問題に関する件、婚姻制度に関する民法改正要綱試案に関する件、公安調査庁の機能拡充に関する件、死刑廃止問題に関する件、監獄法の改正に関する件、外国人登録原票の保存に関する件、外国人犯罪に関する件、部落差別問題に関する件等について前田法務大臣、政府委員、最高裁判所、総理府、労働省、警察庁及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日（木）（第4回）

請願第675号外28件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第14号外12件を審査した。

検察及び裁判の運営等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決	本会議決	委員会付託	委員会決	本会議決	
9	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	6.10.21	6.10.21 (予)	6.10.27 可決	6.10.28 可決	6.10.21	6.10.25 可決	6.10.25 可決	
10	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	10.21	10.21 (予)	10.27 可決	10.28 可決	10.21	10.25 可決	10.25 可決	

#### (4) 成立議案の要旨

##### 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）

###### 【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 以上の改定は、平成6年4月1日にさかのぼって行う。

##### 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

###### 【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 以上の改定は、平成6年4月1日にさかのぼって行う。

## 【外務委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において外務委員会に付託された案件は、条約4件であり、いずれも承認された。なお、4件はいずれも第129回国会に提出され、本院先議で審査した後、衆議院で継続審査とされたものである。また、本委員会付託の請願1種類1件は、保留とされた。

#### 〔条約の審査〕

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（第129回国会継続議案）は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、モントリオール議定書の下で生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とするものである。委員会においては、全会一致で承認した。

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約（第129回国会継続議案）は、現行の1982年の国際電気通信条約に代わる国際電気通信連合（以下「連合」という。）の新たな基本文書であり、憲章等の恒久文書化に伴う規定等の整備、連合内の組織改革等を図るものである。委員会においては全会一致で承認した。

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書（第129回国会継続議案）は、現行の紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約（1982年ナイロビ）の選択追加議定書に代わるものであり、国際電気通信連合憲章等の解釈、適用に関する紛争をいずれか一方の紛争当事国の請求により義務的仲裁に付することができるようにするものである。委員会においては、全会一致で承認した。

1993年の国際ココア協定（第129回国会継続議案）は、現行の1986年の国際ココア協定に代わるものであり、これまで採用していた緩衝在庫制度を廃止し、ココアの生産管理制度及び消費振興策等を採用することにより、世界のココア市場の安定に寄与しようとするものである。委員会においては、全会一致で承認した。

## 〔国政調査等〕

10月27日、核開発疑惑をめぐる米朝交渉、日朝国交正常化、朝鮮民主主義人民共和国との経済・文化交流、東北アジアの非核地帯化、国連改革、国連安保理常任理事国入り、軍事参謀委員会参加と憲法との関係、議員外交の役割、外交実施態勢、アフリカへの援助の在り方、援助基本法の制定、ゴラン高原PKOへの要員派遣、ルワンダ難民救援活動、包括的核実験禁止条約と核廃絶などの諸問題について質疑を行った。

11月1日、国連安保理事会改組、核開発をめぐる米朝合意、日朝国交正常化、政府開発援助（ODA）、世界貿易機関（WTO）、国際人口・開発会議、フィリピン・バタンガス港開発援助、日比混血児、ボスニア和平と経済制裁、ブラジルの政治情勢、アマゾンの環境保護と援助、アジア太平洋経済協力会議（APEC）、第4次対中円借款、ルワンダ難民救援活動などの諸問題について質疑を行った。

## （2）委員会経過

### ○平成6年10月27日（木）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。

核開発疑惑をめぐる米朝交渉に関する件、日朝国交正常化に関する件、朝鮮民主主義人民共和国との経済・文化交流に関する件、東北アジアの非核地帯化に関する件、国連改革に関する件、国連安保理常任理事国入りに関する件、軍事参謀委員会参加と憲法との関係に関する件、議員外交の役割に関する件、外交実施態勢に関する件、アフリカへの援助の在り方に関する件、援助基本法の制定に関する件、ゴラン高原PKOへの要員派遣に関する件、ルワンダ難民救援活動に関する件、包括的核実験禁止条約と核廃絶に関する件等について河野外務大臣、政府委員、通商産業省、総理府及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

### ○平成6年11月1日（火）（第2回）

国連安保理事会改組に関する件、核開発をめぐる米朝合意に関する件、日朝国交正常化に関する件、政府開発援助（ODA）に関する件、世界貿易機

関（WTO）に関する件、国際人口・開発会議に関する件、フィリピン・バタンガス港開発援助に関する件、日比混血児に関する件、ボスニア和平と経済制裁に関する件、ブラジルの政治情勢に関する件、アマゾンの環境保護と援助に関する件、アジア太平洋経済協力会議（APEC）に関する件、第4次対中円借款に関する件、ルワンダ難民救援活動に関する件等について河野外務大臣、政府委員、法務省、外務省、防衛庁及び総理府当局に対し質疑を行った。

○平成6年12月1日（木）（第3回）

理事の補欠選任を行った。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（第129回国会閣条第5号）（衆議院送付）

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件（第129回国会閣条第6号）（衆議院送付）

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

（第129回国会閣条第7号）（衆議院送付）

1993年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

（第129回国会閣条第14号）（衆議院送付）

以上4件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた後、いずれも承認すべきものと議決した。

（第129回国会閣条第5号・閣条第6号・閣条第7号・閣条第14号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、無

反対会派 なし

○平成6年12月8日（木）（第4回）

請願第1752号を審査した。

国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・条約(4件)

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
129-5	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件	※参	6. 4. 1	6.12. 1	6.12. 1 承認	6.12. 2 承認	6. 9.30	6.11.28 承認	6.12. 1 承認	第129, 130回国 会 衆継続
129-6	国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件	〃	4. 1	12. 1	12. 1 承認	12. 2 承認	9.30	11.28 承認	12. 1 承認	
129-7	国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件	〃	4. 1	12. 1	12. 1 承認	12. 2 承認	9.30	11.28 承認	12. 1 承認	
129-14	1993年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件	〃	4.22	12. 1	12. 1 承認	12. 2 承認	9.30	11.28 承認	12. 1 承認	

#### (4) 成立議案の要旨

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（第129回国会閣条第5号）

##### 【要旨】

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の下で生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とするもので、1992年（平成4年）11月にコペンハーゲンで開催された第4回締約国会合において採択されたものである。改正の主な内容は次のとおりである。

- 1 「過渡的物質」とされていたハイドロクロロフルオロカーボンが「規制物質」となったことに伴って、「過渡的物質」についての定義を削除する。
- 2 締約国は、この改正により新たに規制対象とされる次の物質について、その消費量及び生産量の算定値を次のとおり規制する。
  - (1) ハイドロクロロフルオロカーボンの消費を段階的に削減して2030年までに全廃する。
  - (2) ハイドロプロモフルオロカーボンの生産と消費を1996年までに全廃するとともに、貿易についても規制する。
  - (3) 臭化メチルの消費と生産を1995年以降、1991年の水準に抑制する。
- 3 締約国は、ハイドロプロモフルオロカーボンの非締約国からの輸入をこの改正の効力発生の日から1年以内に禁止し、ハイドロプロモフルオロカーボンの非締約国への輸出をこの改正の効力発生の日の後1年を経過した日以降、禁止する。
- 4 一定の開発途上国である締約国については、1990年に採択された調整又は改正に対するその後の調整又は改正は、第5条（開発途上国の特別な事情）8に基づいて1995年までに行われる検討が行われた後に、かつ、当該検討の結論に従って、適用する。締約国は、1996年1月1日までに、この改正により新規に規制対象とされた物質の開発途上国である締約国に適用する規制計画等を決定する。
- 5 締約国は、ハイドロプロモフルオロカーボン及び臭化メチルに関し、規制

の基準となる年及びこの改正が自国について効力を生じた年以降毎年の生産量及び輸出入量の統計資料等を、ハロン及びハイドロクロロフルオロカーボンに関し、再利用された年間の輸出入量に関する統計資料を事務局に提出する。

## 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件（第129回国会閣条第6号）

### 【要旨】

本憲章及びその補足文書としての条約は、国際電気通信連合（以下「連合」という。）の基本文書である現行の1982年（昭和57年）の国際電気通信条約に代わるものとして、1992年（平成4年）12月の連合ジュネーブ全権委員会議において採択されたものである。

連合は、国際連合の専門機関の1つであり、1932年（昭和7年）の発足以来数次にわたり開催された全権委員会議の度ごとに、電気通信技術の発達を考慮しつつ新たな基本文書を作成してきたが、このような方式は非能率であったため、ジュネーブ全権委員会議において、憲章及び条約に二分割し、より恒久的な文書として作成された。現行条約が2文書に分かれたのは、「基本的性格を有する規定」は憲章に、「一定の間隔で改正を要する可能性があるその他の規定」は条約に定めることとされたためであり、条約の改正要件は憲章の改正要件に比べて緩やかなものとなっている。また、憲章及び条約は同時に締結する必要がある。

憲章には、連合の目的、構成及び組織、連合員の権利及び義務等が、また、条約には、連合の運営、会議に関する一般規定等が規定されており、おおむね現行条約を踏襲しているが、主な改正点は次のとおりである。

- 1 恒久文書化に伴って改正のための規定等を整備し、憲章の改正案の採択には、本会議における3分の2の承認を要し、条約の改正案の採択には、本会議における2分の1を超える承認を要することとする。
- 2 連合内の組織改革を行い、従来の連合の組織を無線通信、電気通信標準化及び電気通信開発の3部門に整理し統合する。

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の  
義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

(第129回国会閣条第7号)

【要旨】

本議定書は、1982年（昭和57年）に作成された現行の紛争の義務的解決に関する選択追加議定書に代わるものとして、1992年（平成4年）12月の国際電気通信連合（以下「連合」という。）のジュネーブ全権委員会議において作成されたものである。連合においては、加盟国間の紛争の解決を円滑にするため、1965年（昭和40年）以来、全権委員会議の度ごとに、紛争の義務的解決に関する選択議定書を作成してきた。しかし、このような方式は非効率であったため、ジュネーブ全権委員会議において、国際電気通信連合憲章（以下「憲章」という。）及び国際電気通信連合条約（以下「条約」という。）が恒久的な文書として作成された際に、議定書も恒久的な文書として作成された。

議定書は、憲章及び条約とは独立した別個の国際約束であり、憲章及び条約の締約国が任意に締結できるようになっている。主な改正点は、議定書の改正及び廃棄の手続きに関する規定が新設されたことであるが、主な内容は次のとおりである。

- 1 憲章、条約及び業務規則の解釈または適用に関する紛争の解決について、交渉その他の解決方法が合意により選定されない場合には、いずれか一方の当事国の請求に基づき、当該紛争を義務的仲裁に付する。
- 2 本議定書は、連合の全権委員会議の会期中に、本議定書の締約国が改正することができる。
- 3 本議定書の締約国である連合員は、連合の事務総局長にあてた通告により本議定書を廃棄することができる。廃棄は、事務総局長が当該通告を受領した日から1年の期間が満了した時に効力を生ずる。

1993年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

(第129回国会閣条第14号)

【要旨】

ココア市場の安定を図ることを目的とする最初の国際ココア協定は、1972年

(昭和47年)に成立し、1975年、1980年、1986年の協定に引き継がれてきた。

この協定は、1986年の協定に代わるものとして、1992年(平成4年)4月から1993年(平成5年)7月までジュネーブで開催された国際連合ココア会議によって採択されたものであって、国際ココア機関の存続、生産管理計画の実施、消費振興のための措置等について規定しているが、1986年の協定との主な相違点は次のとおりである。

- 1 価格安定手段として、1986年の協定では、緩衝在庫制度を基本としていたが、この協定では、緩衝在庫制度を採用せずに生産管理計画を実施すること及び消費の増大を奨励することにより、ココアの供給と需要との間の均衡を達成し、もって世界のココア市場の安定を図ることとなった。
- 2 緩衝在庫制度を採用しないことに伴い、緩衝在庫勘定は廃止され、機関の勘定は、運営勘定及び研究開発を行うための別個の勘定のみとなった。
- 3 1986年の協定の有効期間は3年であったが、この協定の有効期間は5年とし、4年を超えない期間延長することができることとなった。

なお、この協定は1994年(平成6年)2月22日に暫定的に発効している。

## 【大蔵委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において大蔵委員会に付託された法律案は、内閣提出の税制改革関連法律案3件であり、すべて成立した。また、これらの法律案審査のため、地方行政委員会と連合審査会及び連合審査会公聴会を開催した。本委員会付託の請願23種類244件は、いずれも保留となった。

#### 〔法律案の審査〕

昭和62年から昭和63年にかけて行われた抜本的税制改革以降、我が国経済社会には様々な変化が生じているが、とりわけ高齢化については、生産年齢人口（20～64歳）の総人口に占める割合が平成7年を境に減少に転じる等、本格的な少子・高齢化が急速に進展しており、21世紀初めには主要先進国に例を見ない高齢化の水準に達することが予想されている。

この結果、勤労世代の人口が相対的に減少し、将来に働く世代への負担が増加せざるを得ない状況にある。また、高齢社会においては、年金や福祉等社会保障などの財政需要が増大し、国民負担のある程度の増大は避けられない見通しにある。

このため、今回の税制改革は、こうした高齢社会を見据え、我が国経済社会の活力を今後とも維持していくために、個人所得課税に偏りがちな現行の税体系を改めるとともに、消費課税のウエイトを高めていくことにより、世代を通じた税負担の平準化（又はライフサイクルを通じた税負担の平準化）と安定的な税収構造の構築を図ることを目的として提案された。

本委員会に付託された税制改革関連3法律案の概要は以下のとおりである。

まず、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案は、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、中堅所得者層を中心に個人所得課税の累進緩和等による負担の軽減を行うとともに、消費税の中小事業者に対する特例措置の縮減及び税率の引上げによる消費課税の充実を図ろうとするものである。

次に、平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案は、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案による所得税の制度減税に加え、当面の景気に配慮して、平成7年分の所得税について、定率（15%）による特別減税を上

乗せして実施するものである。

さらに、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案は、当面の経済状況に配慮して所得税減税を3年間先行すること等により見込まれる租税収入の減少を補うため、公債を発行することができることとするとともに、当該公債等の償還に充てるための一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講じようとするものである。

委員会における質疑は、直間比率の見直しなど単に税制問題だけにとどまらず、福祉や行財政改革あるいは地方分権など、極めて広範な分野に及んだ。

まず、今回の消費税率引上げが、昨年7月の総選挙における社会党の選挙公約に反するか否かが争点となったが、村山首相は、「社会党の政策審議会が出した正式の選挙公約では消費税率の問題に触れていないこと、消費税が国民の社会生活や経済行為の中で既に定着していること、選挙後の政治状況を踏まえて連立政権を担う立場から責任ある決定をしたものであることなどから公約違反ではない」旨の見解を表明した。

また、所得減税が、税率構造の見直しの制度減税（3.5兆円）と暫定的な特別減税（2兆円）との二階建方式となっている点に関し、中堅所得者層の税負担軽減が中途半端であるという批判がなされたが、武村大蔵大臣は、「二階建減税は、あるべき所得課税制度の構築と当面の景気対策という2つの要請を総合的に検討した結果であり、最善の政策だ」とした上で、「平均的なサラリーマンは一生を通じて10%ないし20%の所得税率が適用される」とし、中堅所得者層の重税感緩和に十分配慮したものであるとの認識を示した。

さらに、地方消費税を含めた消費税率5%の数字が現時点では仮置き数字でしかないことから、2年後の消費税率の見直し時における6%以上への引上げを懸念する声が多く出されたが、村山首相は、「消費税率の見直し条項は、行財政改革や不公平税制の是正、高齢社会の福祉ビジョン、財政事情等を総合的に勘案しながら結論を出すためのものであり、現時点では予断を持って判断していない」と答弁した。

このほか、今回の税制改革が所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系の構築を図ることを標榜しながら、利子・株式譲渡益の総合課税化など資

産課税の改革に踏み込んでいない理由が質されたが、武村大蔵大臣は、「総合課税化を進める上で、納税者番号制度の導入が不可欠であるが、これには自治省が検討している住民基本台帳の番号制や厚生省が一元化を目指す年金番号制と一体で議論することが必要だ」とし、21世紀初頭を目途に納税者番号制度導入に向けた具体的な検討に入る意向を示した。

一方、税制問題以外の論議としては、新ゴールドプランやエンゼルプランなど今後の福祉政策の財源が今回の税制改革で賄えるのかが問題となったが、武村大蔵大臣は、「新ゴールドプランは厚生省の素案であり、政府部内で確定したのではなく、また、5%への消費税率引上げで福祉社会の大きな財源を見出すのは不可能である」との見解を明らかにした。

また、国民に新たな負担増を求めるときには政府自らが身を削る努力をすることが必要であるとして、行政改革に取り組む政府の姿勢が追及されたが、村山首相は、「行政改革を断行することを通じて、税制改革に対する国民の理解と協力を得ることが重要である」とし、「内閣を挙げて行政改革に取り組む体制を確立する」旨の決意を表明した。

以上のほか、飲食料品の非課税化や軽減税率採用による消費税の逆進性緩和策、事業者免税点制度の適用上限を引き下げる必要性、日本型インボイス制度導入による益税解消の効果、租税特別措置の見直しの視点、産業空洞化と法人税負担との関連性、有価証券取引税の在り方、消費譲与税と比べた地方消費税の利点、つなぎ国債の各年度別の発行額と償還額、福祉ビジョンの具体的な内容、特殊法人見直しのスケジュール等について質疑が行われた。

#### 〔国政調査等〕

委員会の国政調査の一環として、地方における経済・財政・金融情勢、税務・税関行政の状況等に関する実情調査を目的に、9月5日から7日までの3日間（130回国会閉会后）、宮城県及び山形県に委員派遣を行い、その派遣委員の報告が10月6日に行われた。

報告では、東北財務局、仙台国税局、仙台国税不服審判所、横浜税関塩釜支署及び日本たばこ産業株式会社仙台支店から、それぞれ管内の概況説明を聴取するとともに、ニッカウイスキー仙台工場を始め地場産業等を視察した旨の概要説明があった。

## (2) 委員会経過

### ○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成6年11月15日(火) (第2回)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

(閣法第3号)(衆議院送付)

平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第4号)(衆議院送付)

以上3案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

について地方行政委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

(閣法第3号)(衆議院送付)

平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第4号)(衆議院送付)

以上3案について地方行政委員会からの連合審査会開会の申し入れがあった場合はこれを受諾することを決定した。

また、3案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

---

### ○平成6年11月16日(水) (地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会第1回)

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

（閣法第3号）（衆議院送付）

平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

（閣法第4号）（衆議院送付）

以上4案について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、野中自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

---

○平成6年11月18日（金）（第3回）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

（閣法第3号）（衆議院送付）

平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

（閣法第4号）（衆議院送付）

以上3案について武村大蔵大臣、政府委員、自治省、厚生省、建設省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

---

○平成6年11月21日（月）

（地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会公聴会第1回）

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

（閣法第3号）（衆議院送付）

平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第4号) (衆議院送付)

以上4案について次の公述人から意見を聴き、質疑を行った。

関西学院大学経済学部教授	林	宜嗣君
一橋大学経済学部教授	石	弘光君
東京大学経済学部教授	神野	直彦君
立教大学経済学部教授	和田	八束君
高崎市長	松浦	幸雄君
消費税をなくす全国の会常任世話人・税理士	関本	秀治君

○平成6年11月22日(火) (第4回)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第2号) (衆議院送付)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

(閣法第3号) (衆議院送付)

平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第4号) (衆議院送付)

以上3案について武村大蔵大臣、政府委員、自治省、運輸省、外務省、防衛庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月24日(木) (第5回)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第2号) (衆議院送付)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

(閣法第3号) (衆議院送付)

平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第4号) (衆議院送付)

以上3案について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第2号)

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共、二院

(閣法第3号)

賛成会派 自、社

反対会派 新緑、公、共、二院

(閣法第4号)

賛成会派 自、社、共

反対会派 新緑、公、二院

○平成6年12月8日(木) (第6回)

請願第1号外243件を審査した。

租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

### (3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
2	所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案	衆	6.10.14	6.11.11	6.11.24 可決	6.11.25 可決	10.18 税制改革 特委	6.11.9 可決	6.11.11 可決	6.10.18 衆本会議趣旨説明 11.11 参本会議趣旨説明
3	所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案	〃	10.14	11.11	11.24 可決	11.25 可決	10.18 税制改革 特委	11.9 可決	11.11 可決	
4	平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	〃	10.14	11.11	11.24 可決	11.25 可決	10.18 税制改革 特委	11.9 可決	11.11 可決	

#### (4) 成立議案の要旨

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）

##### 【要旨】

本法律案は、財政法第4条第1項ただし書の規定等による場合のほか、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行による所得税の減税の実施等により平成6年度から平成8年度までの各年度の一般会計の歳入において見込まれる租税収入の減少を補うため、特例公債を発行することができることとするとともに、当該特例公債等の償還に充てるための一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 特例公債の発行

政府は、平成6年度から平成8年度までの各年度において、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、次に掲げる各年度における租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

- (1) 平成6年度については、所得税の恒久減税による租税収入の減少（平成7年1月から3月分）
- (2) 平成7年度については、所得税の恒久減税、平成7年分所得税の特別減税及び相続税減税による租税収入の減少
- (3) 平成8年度については、所得税の恒久減税及び相続税減税による租税収入の減少

##### 2 特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例

1の(1)により平成6年度に発行することができることとされた特例公債の発行は、平成7年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後発行される当該特例公債に係る収入は、平成6年度所属の歳入とする。

##### 3 償還計画の国会への提出

政府は、1の(1)ないし(3)による特例公債の発行限度額について国会の議決

を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

#### 4 一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例

1の(1)ないし(3)及び平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律の規定により発行した特例公債の償還に充てるため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れのほか、平成10年度から平成29年度までの各年度において、当該特例公債の発行額面金額の総額から3,485億6,000万円（平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律の規定により発行した特例公債のうち、法人特別税及び自動車に係る消費税率の特例による消費税の減収分に相当する額）を控除した額の30分の1に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられるものとする。

### 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

#### 【要旨】

本法律案は、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得、消費、資産等における均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の累進緩和等を通ずる負担の軽減並びに消費税の中小事業者に対する特例措置等の改革及び税率の引上げによる消費課税の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 所得税法の一部改正

- (1) 20%の税率が適用される課税所得の範囲の上限を600万円から900万円に拡大する等税率構造の見直しを行う。
- (2) 基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除を各々38万円（現行35万円）に引き上げる。
- (3) 給与収入600万円以下の給与所得控除率の適用対象となる給与収入の範囲を引き上げる。

#### 2 消費税法の一部改正

- (1) 消費税の税率の引上げ

- ① 消費税の税率を4%（現行3%）に引き上げる。なお、地方消費税と合わせた負担率は5%となる。
- ② 消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成8年9月30日までに所要の措置を講ずる。

(2) 中小事業者に対する特例措置の見直し

- ① 資本金1,000万円以上の法人の設立当初の2年間については、事業者免税点制度を適用しない。
- ② 簡易課税制度の適用上限を2億円（現行4億円）に引き下げる。
- ③ 限界控除制度を廃止する。

(3) 仕入税額控除について、帳簿及び請求書等の保存を要件とする方式に改める。

3 その他

本法律は、平成7年1月1日から施行する。ただし、消費税法の改正及びその経過措置は、平成9年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う租税増収見込額は、平年度において、2,210億円である。

平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、平成7年分の所得税について、特別減税を行うための臨時措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特別減税額の控除及び減税額

平成7年分の所得税について、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除することとし、その額は、特別減税前の所得税額に100分の15を乗じて計算した金額（当該金額が5万円を超える場合には、5万円）とする。

2 特別減税の実施方法

(1) 確定申告に係る特別減税

平成7年分の所得税に係る確定申告書を提出する居住者については、そ

の提出の際に、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。

(2) 給与等に係る特別減税

① 平成7年6月において、同年1月から6月までの間に支払われた給与等につき源泉徴収された所得税の合計額に100分の15を乗じて計算した金額（当該金額が2万5,000円を超える場合には、2万5,000円）に相当する所得税を還付する。

② 平成7年中に支払の確定した給与等につき年末調整の対象となる給与所得者については、年末調整の際に、年末調整による年税額に100分の15を乗じて計算した給与特別減税額から①の還付金額を控除した金額を当該年末調整による年税額から控除する。

(3) 公的年金等に係る特別減税

平成7年6月1日において、同年1月から同年6月に支払われた公的年金等につき源泉徴収をされた所得税額の合計額に100分の15を乗じて計算した金額（当該金額が2万5,000円を超える場合には、2万5,000円）に相当する所得税を還付する。また、平成7年12月1日において、同年7月から同年12月までの期間内に支払われた公的年金等につき源泉徴収をされた所得税についても同様に還付する。

なお、本法律施行に伴う平成7年度における租税減収見込額は、1兆3,760億円である。

## 【文教委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において文教委員会に付託された法律案は、内閣提出1件（衆議院継続審査）、衆議院議員提出1件の計2件であり、共に可決された。また、本委員会付託の請願46種類243件のうち、3種類20件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、公的年金制度共通の措置として、厚生年金保険法及び国家公務員等共済組合法における改正にならい、私立学校教職員共済組合法に基づく長期給付について、平均標準給与月額を改定する等の給付の改善を図るとともに、賞与等を標準として算定する長期給付に係る特別掛金を徴収する等の措置を講じるほか、国家公務員等共済組合法の準用により60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当する給付に移行させる措置を講じる等所要の改正を行おうとするものである。なお、衆議院において退職共済年金と雇用保険法による基本手当等との調整の実施時期及び本法律案の施行日等が修正された。

本法律案は、10月28日に本委員会に付託された。

委員会においては、11月1日、私学共済の経理状況、年金改革に対する文部大臣の所見、遺族共済年金と退職共済年金との併給調整措置、公的年金一元化への対応、年金満額支給開始年齢の引上げと私学の定年制との関係等の諸問題について質疑を行った。11月2日、日本共産党を代表して橋本委員が反対の旨の意見を述べた後、多数をもって原案どおり可決した。なお、2項目の附帯決議を付した。

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案は、音楽文化が明るく豊かな国民生活の形成並びに国際相互理解及び国際文化交流の促進に大きく資することにかんがみ、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する施策の基本等について定めることにより、我が国の音楽文化の振興を図り、もって世界文化の進歩及び国際平和に寄与しようとするものである。

本法律案は、11月17日に本委員会に付託され、同日、委員会においては、質

疑もなく、全会一致で可決した。

### 〔国政調査等〕

10月27日、与謝野文部大臣から所信を聴取し、質疑を行った。

委員会においては、いじめ・不登校の問題、平成7年度の文教予算の充実、学校図書館における司書教諭の配置の現状、養護教諭の役割、高等学校入学者選抜制度の改善、国旗・国歌に対する大臣の所見、学校週5日制に関する文部省の施策、宗教法人法の解釈、小学校校庭での自衛隊の訓練実施が教育に及ぼす影響、原爆ドーム世界文化遺産化への見通し等の問題が取り上げられた。

また、11月1日、児童の権利条約に係る諸問題等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

教育、文化及び学術に関する調査を行うことを決定した。

### ○平成6年10月27日(木) (第2回)

文教行政の諸施策に関する件について与謝野文部大臣から所信を聴いた後、文教予算の充実に関する件、私学助成に関する件、学校週5日制に関する件、家庭科教育の充実に関する件、原爆ドームの世界文化遺産登録に関する件、学校図書館の司書教諭に関する件、予防接種法及び結核予防法の一部改正に伴う学校現場の対応問題に関する件、国旗・国歌に関する件、教科書の検定に関する件、宗教法人法の解釈に関する件、小学校校庭での自衛隊の訓練実施に関する件等について同大臣、政府委員、厚生省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

### ○平成6年11月1日(火) (第3回)

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第48号) (衆議院送付)

について与謝野文部大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員片岡武司君から説明を聴いた後、与謝野文部大臣、政府委員、大蔵省及び厚生省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

教育、文化及び学術に関する調査のうち、児童の権利条約等に関する件について与謝野文部大臣、政府委員、厚生省、法務省及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月2日（水）（第4回）

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

（第129回国会閣法第48号）（衆議院送付）

について討論の後、可決した。

（第129回国会閣法第48号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

○平成6年11月17日（木）（第5回）

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案

（第129回国会衆第13号）（衆議院提出）

について発議者衆議院議員片岡武司君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（第129回国会衆第13号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年12月8日（木）（第6回）

請願第13号外19件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第119号外222件を審査した。

教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
129-48	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案	※衆	6. 4. 5	6.10.28	6.11. 2 可 決	6.11. 2 可 決	6. 9.30	6.10.26 修 正	6.10.27 修 正	第129回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 第130回国会 衆継続 6.10.28 参本会議趣旨説明

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提 出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
129-13	音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案	櫻内 義雄君 外7名 (6. 6.24)		6.11.17	6.11.17	6.11.17 可 決	6.11.21 可 決	6. 9.30	6.11.11 可 決	6.11.17 可 決	第129,130 回国会 衆継続

#### (4) 成立議案の要旨・附帯決議

##### 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第48号)

##### 【要旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、私立学校教職員共済組合法に基づく長期給付について給付の改善を図る等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の等級を現行8万円から53万円までの30等級から、9万2,000円から59万円までの30等級に改めること。
- 2 準用する国家公務員等共済組合法の改正により、以下の措置を講ずること。
  - (1) 60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金の額は報酬比例部分に相当する額とし、平成13年度から平成25年度にかけて段階的に切り替えるものとする。
  - (2) 60歳以上の組合員である者の在職中の退職共済年金等の一部支給について、賃金の増加に応じて賃金と年金との合計額が増加する仕組みとすること。
  - (3) 雇用保険法による失業給付又は高年齢雇用継続給付を受給している場合には、それぞれ退職共済年金の支給を停止し、又は前記(2)の在職中の年金の一部支給措置に一定の調整を加えること。
  - (4) 退職共済年金の配偶者に係る加給年金額の引上げや定額部分の単価を引き上げる等給付の改善を図ること。
  - (5) 障害共済年金の受給権者が障害等級3級以上の障害の状態に該当しなくなつて3年間経過した場合であっても、65歳に達するまでは受給権は消滅しないこととし、その間は支給を停止すること。
  - (6) 遺族共済年金と退職共済年金との併給調整措置を改善すること。
  - (7) 退職共済年金の加給年金の対象となる子等の年齢要件を改善すること。
  - (8) 短期在留外国人に対し、脱退一時金を支給すること。
- 3 育児休業期間中の組合員が申出をしたときは、当該組合員が負担すべき掛金を免除すること。

- 4 長期給付に要する費用に充てるため、新たに賞与等を標準として特別掛金を徴収すること。
- 5 年金額の算定の基礎となる標準給与の月額について再評価を行うこと。
- 6 その他所要の規定の整備を行うこと。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改めるとともに、退職共済年金と雇用保険法による失業給付等との調整措置の実施時期を平成10年度からとするほか、標準給与月額の再評価については平成6年10月1日から適用すること等の修正が行われた。

#### 〔附帯決議〕

政府は、次の事項について検討し、特段の配慮をすべきである。

- 1 日本私学振興財団及び都道府県からの助成については、私学振興の見地から、その財源確保に努めること。
- 2 公的年金の一元化に当たっては、私立学校教育の振興に資するという本制度の趣旨、沿革等にも十分配慮し、私立学校教職員の福利厚生の一層の充実が図られるよう努めること。

右決議する。

### 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案

(第129回国会衆第13号)

#### 【要旨】

本法律案は、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する国及び地方公共団体の施策の基本等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 施策の方針

- (1) 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、国民の間において行われる音楽に関する自発的な活動に協力しつつ、広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその個性に応じて音楽学習を行うことができるような諸条件の体系的な整備に努めるものとする。

- (2) 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、幼児、少年、高齢者、障害者等に対し、必要な配慮をするものとする。

## 2 地方公共団体の事業

- (1) 地方公共団体は、地域における音楽文化の振興のため、地域の実情を踏まえ、その自主的な判断により学習環境の整備等の事業を行うよう努めるものとする。

- (2) 地方公共団体は2の(1)の事業を行うに当たっては、我が国の伝統音楽及び地域の特色ある音楽文化並びにこれらに関する音楽学習を振興するよう配慮するものとする。

- (3) 国は、地方公共団体が2の(1)の事業を行うに当たっては、必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

## 3 民間団体の行う事業の振興

- 国は、音楽文化及び音楽学習の振興に資する事業を行う民間団体に対し、照会及び相談に応じ、並びに助言を行うことにより、当該事業の振興に努めるものとする。

## 4 顕彰

- 国及び地方公共団体は、音楽文化及び音楽学習の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

## 5 国際音楽の日

- 国際音楽の日（10月1日）を設け、国及び地方公共団体は、その趣旨の普及に努めるものとする。

## 【厚生委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において厚生委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち1件は衆議院継続案件）、本院議員提出1件の計3件であった。閣法はともに成立したが、参法は審査未了となった。なお、衆議院において、衆法の臓器の移植に関する法律案が継続審査とされた。

本委員会付託の請願49種類669件のうち、13種類193件が採択された。

#### 〔法律案の審査〕

第129回国会に衆議院で継続審査となった国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法）は、以下の事項を主な内容とするものである。第一に、60歳台前半の老齢厚生年金額を報酬比例部分相当額として現行の仕組みから段階的に切り替えるとともに、在職老齢年金を雇用促進的な仕組みとなるよう改善を図り、雇用保険法による給付との適切な調整を行う。第二に、国民年金の老齢基礎年金額を本年10月から月額6万5,000円に引き上げるとともに、厚生年金保険について、再評価の方式を可処分所得の上昇率に応じたものに改め、年金額を引き上げる。第三に、遺族年金、障害年金等の改善を図る。第四に、国民年金の保険料を平成7年4月から月額1万1,700円に改定し、以後段階的に引き上げ、厚生年金保険の保険料率を公布日の属する月の初日（当初案は平成6年10月）から1000分の165に、平成8年10月から1000分の173.5に二段階に分けて改定する。

なお、衆議院において、在職老齢年金の支給停止の基準額を20万円から22万円に改めること、老齢厚生年金と雇用保険による失業給付及び高年齢雇用継続給付との調整の実施時期を平成10年4月からとすること、永住帰国した中国残留邦人等に対する特例措置を講ずること、基礎年金の国庫負担割合の引上げに係る検討規定を置くこと等の修正がなされている。

本法律案については、まず本会議において趣旨説明が行われ、国庫負担率引上げに対する考え、高齢者雇用ビジョンの作成、将来の福祉ビジョン等の作成の見通し、公的年金制度の一元化、年金制度に関する情報公開、別個の給付の特例対象の拡大、年金等に関する教育の充実、国民年金の空洞化対策、年金の

男女格差の是正等についての質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、厚生大臣の趣旨説明と衆議院における修正部分の説明を聴取した後、60歳台前半の年金の見直しの基本的考え、別個の給付の特例措置、基礎年金の国庫負担率の在り方、未加入・未納者対策、障害者の年金、女性の年金権の確立、沖縄の厚生年金の特例措置、衆議院における修正の趣旨等について、政府及び修正案提出者の戸井田衆議院議員に対して質疑を行った。また、参考人からの意見聴取を行った。質疑終局後、日本共産党を代表して西山委員が反対の旨の意見を述べた後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決した。なお、全会一致で6項目の附帯決議を付した。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法）は、被爆後50年のときを迎えるに当たり、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、高齢化の進行している原子爆弾被爆者に対して、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するための事業を行おうとするものである。また、本院議員提出の原子爆弾被爆者援護法案（同名の衆法は衆議院で否決）は、国家補償的配慮を明記したこと、原爆死没者の遺族に対し、遺族が被爆者であるか否かにかかわらず特別給付金を支給すること等の点において閣法と内容を異にするものである。

委員会においては、両案を一括して審査し、趣旨説明を聴取した後、村山内閣総理大臣の出席を求め、「国家補償」が明記されなかった理由、特別葬祭給付金の趣旨と対象、在外被爆者に対する治療事業、米国におけるいわゆる原爆切手発行計画に対する我が国の対応等について、政府及び参法発議者に対して質疑を行った。また、参考人から意見聴取を行った。質疑終局後、日本共産党を代表して林委員が閣法に対する修正案を提出した。本修正案は予算を伴うものであるため、国会法第57条の3の規定に基づき内閣の意見を聴取したところ、井出厚生大臣から反対の旨の発言があった。次いで討論に入り、新緑風会及び公明党・国民会議を代表して萩野委員が閣法に反対である旨の意見を述べた。討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、閣法は多数をもって原案どおり可決された。

## 〔国政調査等〕

10月18日、井出厚生大臣から所信を聴取し、翌19日、医療機関における消費税負担、看護婦養成課程の改善、保健所所管区域の見直し、国立病院等の再編成、病院給食、渇水対策と水利権の調整、新ゴールドプラン等の問題について質疑が行われた。

また、先国会閉会中の9月6日と7日、福島県及び宮城県の高齢者の保健医療・福祉、地域保健の推進等に関する実情を調査するために委員派遣を行い、福島県においては老人保健施設エルダーランド及び特別養護老人ホーム陽光園を、宮城県においては仙台市健康増進センターを視察した。

## (2) 委員会経過

### ○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。

派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成6年10月18日(火) (第2回)

厚生行政の基本施策に関する件について井出厚生大臣から所信を聴いた。

### ○平成6年10月20日(木) (第3回)

医療機関における消費税負担に関する件、保健所所管区域の見直しに関する件、病院給食に関する件、渇水対策と水利権の調整に関する件、新ゴールドプランに関する件等について井出厚生大臣、政府委員、大蔵省、文部省、建設省、気象庁及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

### ○平成6年10月28日(金) (第4回)

国民年金法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第26号) (衆議院送付)

について井出厚生大臣から趣旨説明を、衆議院の修正部分について衆議院厚生委員長岩垂寿喜男君から説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成6年10月31日（月）（第5回）

国民年金法等の一部を改正する法律案

（第129回国会閣法第26号）（衆議院送付）

について井出厚生大臣、政府委員、労働省、農林水産省及び法務省当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月1日（火）（第6回）

国民年金法等の一部を改正する法律案

（第129回国会閣法第26号）（衆議院送付）

について参考人年金評論家村上清君、日本労働組合総連合会副事務局長河口博行君、慶應義塾大学名誉教授庭田範秋君及び労働運動総合研究所理事草島和幸君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、修正案提出者衆議院議員戸井田三郎君、井出厚生大臣、政府委員、労働省、運輸省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月2日（水）（第7回）

国民年金法等の一部を改正する法律案

（第129回国会閣法第26号）（衆議院送付）

について井出厚生大臣、政府委員、大蔵省及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第129回国会閣法第26号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

○平成6年12月5日（月）（第8回）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

について井出厚生大臣から趣旨説明を聴き、

原子爆弾被爆者援護法案（参第1号）

について発議者参議院議員横尾和伸君から趣旨説明を聴いた。

○平成6年12月6日（火）（第9回）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

原子爆弾被爆者援護法案（参第1号）

以上両案について発議者参議院議員横尾和伸君、井出厚生大臣、政府委員、外務省及び文部省当局に対し質疑を行った。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成6年12月7日（水）（第10回）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

原子爆弾被爆者援護法案（参第1号）

以上両案について参考人財団法人放射線影響協会理事長熊取敏之君、東京都原爆被害者団体協議会事務局長横川嘉範君、日本原水爆被害者団体協議会専門委員岩佐幹三君及び弁護士池田眞規君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日（木）（第11回）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

原子爆弾被爆者援護法案（参第1号）

以上両案について村山内閣総理大臣、井出厚生大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第19号）

賛成会派 自、社、共

反対会派 新緑、公

請願第12号外192件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第2号外475件を審査した。

社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中の委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
19	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案	衆	6.11.22	6.12.2 (予)	6.12.8 可決	6.12.9 可決	6.11.25	6.12.1 可決	6.12.2 可決	6.11.25 衆本会議趣旨説明
129 -26	国民年金法等の一部を改正する法律案	※衆	3.18	10.28	11.2 可決	11.2 可決	9.30	10.26 修正	10.27 修正	第129回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 第130回国会 衆継続 10.28 参本会議趣旨説明

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆へ提出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
1	原子爆弾被爆者援護法案	横尾 和伸君 外1名 (6.11.29)	6.12.2		6.12.2	未了		6.12.2 (予)			

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
6	原子爆弾被爆者援護法案	粟屋 敏信君 外6名 (6.11.24)	6.11.25		6.12. 2 (予)			6.11.25	6.12. 1 否 決	6.12. 2 否 決	6.11.25 衆本会議趣 旨説明

## (4) 成立議案の要旨・附帯決議

### 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法第19号）

#### 【要旨】

本法律案は、原子爆弾の被爆者の高齢化の進行等の状況にかんがみ、被爆者に対して、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講ずるとともに、原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するための事業を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 前文

被爆後50年のときを迎えるに当たり、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

#### 2 被爆者

被爆者とは、広島市及び長崎市に原子爆弾が投下された際広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定める区域内に在った者並びに原子爆弾が投下された際又はその後において身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者等であって被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

#### 3 被爆者健康手帳の交付

都道府県知事は、申請に基づき、被爆者健康手帳を交付する。

#### 4 原子爆弾被爆者医療審議会

被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者医療審議会を置く。

#### 5 援護

##### (1) 通則

国は、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対する援護を総合的に実施する。

##### (2) 健康管理

都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、健康診断を行う。

### (3) 医療

厚生大臣は、原子爆弾の障害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付等を行う。

### (4) 手当等の支給

① 都道府県知事は、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づく医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料を引き続き支給する。ただし、健康管理手当等の手当に現在設けられている所得制限は、行わない。

② 被爆者であって、広島及び長崎で被爆し葬祭料制度の対象となる前に死亡した者の遺族である者に対し、特別葬祭給付金（10万円、2年以内償還の記名国債）を支給する。

### (5) 福祉事業

都道府県は、被爆者の援護に関する相談に応ずる事業、被爆者の居宅における日常生活を支援するための居宅生活支援事業、及び養護を必要とする被爆者に施設で必要な養護を行う事業を行うことができる。

## 6 調査及び研究

(1) 国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

(2) 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図るため、原爆放射能影響調査研究を主たる目的とする民法法人に対し、費用の一部を補助することができる。

## 7 平和を祈念するための事業

国は、原爆死没者の尊い犠牲を銘記し、恒久の平和を祈念するための事業を行う。

## 8 施行期日等

(1) この法律は平成7年7月1日から施行する。

(2) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律は廃止する。

# 国民年金法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第26号)

## 【要旨】

本法律案は、本格的な高齢・少子社会の到来を目前に控え、21世紀を活力ある長寿社会とするため、国民の老後の生活設計の柱である公的年金制度を、人生80年時代にふさわしいものに見直すとともに、今回の財政再計算に当たり、高齢化の進展に対応して年金制度を長期的に安定させるため、給付と負担の均衡を図り、将来の現役世代に過重な負担が生じないようにするものであって、その主な内容は次のとおりである。

### 第1 60歳台前半の老齢厚生年金の見直し

#### 1 60歳以上65歳未満の者に支給する老齢厚生年金の見直し

- (1) 60歳以上65歳未満の者に支給する年金の額は報酬比例相当額とし、一般男子については平成13年度から25年度にかけ3年ごとに1歳ずつ、女子については平成18年度から30年度にかけ3年ごとに1歳ずつ現行の仕組みから段階的に切り替える。
- (2) 3級以上の障害等級に該当する程度の障害にある者又は45年以上の被保険者期間を有する者であって被保険者でないものに支給する(1)の老齢厚生年金の額は、従来之年金額に相当する額とする。

#### 2 在職老齢年金の改善

60歳以上65歳未満の被保険者に支給される在職老齢年金について、60歳台前半の雇用促進を図るため、賃金（標準報酬月額）の増加に応じて、賃金と年金の合計額が増加するよう次のとおり改正する。

- (1) 在職中は2割の年金を支給停止するものとし、標準報酬月額との合計額が22万円を上回る場合は、標準報酬月額の増加2に対し、年金額1を支給停止する（衆議院修正により20万円から22万円に増額）。
- (2) 標準報酬月額が34万円を超える場合は、当該超える額相当額について、さらに年金を支給停止する。

#### 3 雇用保険との調整

- (1) 65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が雇用保険の失業給付（基本手当）を受給している間は、老齢厚生年金の支給を停止する。

- (2) 65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、被保険者であって、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受給している間は、老齢厚生年金について、在職老齢年金制度の支給停止に加えて、標準報酬月額1割相当額を支給停止する。

## 第2 年金額の改善

### 1 国民年金に関する事項

- (1) 老齢基礎年金、2級障害基礎年金及び遺族基礎年金を78万円（月額6万5,000円）に引き上げる。
- (2) 1級障害基礎年金を97万5,000円（月額8万1,250円）に引き上げる。
- (3) 障害基礎年金の子の加算、旧法国民年金による拠出制年金及び老齢福祉年金の額について、基礎年金額に準じて引き上げる。

### 2 厚生年金保険に関する事項

- (1) 厚生年金の額の算定の基礎となる平均標準報酬月額について、現役世代の実質的賃金（税、社会保険料を除いたもの）の上昇率に応じて再評価を行う。
- (2) 老齢厚生年金の配偶者の加給年金額、3級障害年金の最低保障額、定額部分の額等についても、基礎年金額に準じて引き上げる。

## 第3 遺族年金、障害年金等の改善

### 1 遺族年金の改正

- (1) 遺族基礎年金の支給要件等となる子等の範囲を、18歳の年度末まで延長する。
- (2) 遺族厚生年金及び老齢厚生年金の受給権を有する者については、老齢厚生年金額の2分の1及び遺族厚生年金額の3分の2相当額を併給できるものとする。

### 2 障害年金の改正

- (1) 20歳未満で障害になった者に係る障害基礎年金の所得制限を2段階制（全部又は2分の1に相当する額の支給停止）に改める。
- (2) 障害の程度が3級以上に該当しなくなり3年を経過したときは、65歳に達するまでの間は、失権とせず支給停止とする取扱いに改める。

### 3 育児休業期間中の厚生年金保険料の本人負担分を免除するとともに、年

金受給権の確保を図るため、国民年金における高齢者の任意加入の特例や第3号被保険者の届出の特例措置を講じる。

#### 第4 費用負担

##### 1 国民年金

保険料の額は、平成7年4月から毎月1万1,700円とし、以降平成11年度まで毎年500円ずつ引き上げる。

##### 2 厚生年金保険

(1) 保険料率を公布日の属する月の初日から1,000分の165とし、平成8年10月から1,000分の173.5とする（実施日について、衆議院修正）。

(2) 賞与等を算定基礎として特別保険料を徴収し、その保険料率は1,000分の10とする。

(3) 標準報酬等級を9万2,000円から59万円までの30等級に改める。

#### 第5 厚生年金基金の改善

1 厚生年金基金について、その普及育成を図る観点から、現在一律に定められている免除保険料率を各基金の代行に要する費用に見合うものとなるよう、一定の範囲内で各基金ごとに定めることができるものとする。

2 基金又は厚生年金基金連合会が投資一任等に充てることができる資産について、厚生大臣の認定日以降に徴収したものに限るという規制を撤廃する。

#### 第6 その他

1 被保険者期間が6月以上ある外国人で、年金を受けることができない者が、帰国し2年以内に請求を行ったときは、国民年金又は厚生年金保険の脱退一時金を支給する。

2 国民年金の死亡一時金の額を10万円から20万円までの4区分から、12万円から32万円までの6区分に改める。

3 沖縄の厚生年金について、将来に向けて特例的に加入できる措置を講じ、年金額の改善を図る。

4 年金福祉事業団における教育資金貸付制度の創設及び資金の運用方法の改善等所要の改正を行う。

5 児童扶養手当等について、年金額の引上げに準じて額の改正を行うとと

もに、支給対象の児童の年齢要件等の改正を行う。

- 6 永住帰国した中国残留邦人等に係る国民年金法の第1号被保険者としての被保険者期間等については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができることとする（衆議院修正により追加）。
- 7 平成7年以降において初めて行われる財政再計算の時期を目途として、年金事業の財政の将来の見通し、国民負担の推移、基礎年金の給付水準、費用負担の在り方等を勘案し、財源を確保しつつ、基礎年金の国庫負担の割合を引き上げることについて総合的に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする（衆議院修正により追加）。

## 第7 施行期日

この法律は公布の日から施行する（衆議院修正）。ただし、次に掲げる事項はそれぞれ次に定める日から施行する。

- 1 年金額の引上げ 平成6年10月1日（衆議院修正）
- 2 厚生年金保険の標準報酬等級の上下限の改定、保険料率の改定  
公布日の属する月の初日（衆議院修正）
- 3 60歳以上65歳未満の者に支給する老齢厚生年金の見直し、在職老齢年金の改善、遺族年金の改善、育児休業期間中の保険料の免除、高齢者の任意加入の特例、第3号被保険者の届出の特例、国民年金の保険料額の引上げ、特別保険料の徴収、外国人に対する脱退一時金の支給、沖縄の厚生年金の特別措置等 平成7年4月1日
- 4 障害基礎年金に係る所得制限の改善 平成7年8月1日
- 5 雇用保険法による失業給付との調整 平成10年4月1日（衆議院修正）
- 6 雇用保険法による高年齢雇用継続給付との調整  
平成10年4月1日（衆議院修正）

### 〔附帯決議〕

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

- 1 基礎年金の国庫負担の割合については、所要財源の確保を図りつつ、2分の1を目途に引き上げること検討すること。
- 2 無年金障害者の所得保障については、福祉的措置による対応を含め速やかに検討すること。

- 3 別個の給付の特例措置については、働きたくとも働けない人々への配慮等次期財政再計算期までに、十分な検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 4 鉄道共済年金の再評価の繰延べ措置を含む自助努力等については、公的年金の一元化の在り方を踏まえ、その見直しを検討し、可及的速やかに措置すること。
- 5 沖縄の厚生年金の特例措置の実施に伴って必要となる被保険者の負担について、その軽減が図られるよう沖縄県の設置する基金への支援等に配慮すること。
- 6 国民年金の適用の推進並びに受給者及び被保険者に対するサービスの向上を図るため、速やかに基礎年金番号の導入を図ること。

右決議する。

## 【農林水産委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において農林水産委員会に付託された法律案は、内閣提出で衆議院継続審査1件であり、成立した。

また、本委員会付託の請願6種類26件のうち1種類1件が採択された。

#### 〔法律案の審査〕

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、農林漁業団体職員の老後保障等を充実させ、あわせて農林漁業団体職員共済組合制度の長期的安定を図るため、農林漁業団体職員共済組合法に基づく年金について給付の改善を図り、及び60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に給与比例部分に相当する額の給付とし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるとともに、遺族給付等に係る子等の年齢要件の改善等遺族給付及び障害給付の改善の措置等を講じようとするものである。

本法律案は、国民年金法等の一部を改正する法律案、他の共済関係改正の3法案と一括して、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、給付と負担の在り方、60歳台前半の年金の見直しと高齢者雇用対策、次期財政再計算に基づく掛金率の見通し、公的年金制度の一元化と制度間格差の是正等について質疑を行い、討論の後、本法律案は、賛成多数で原案どおり可決された。なお、4項目の附帯決議が行われた。

#### 〔国政調査等〕

前国会閉会中に行われた委員派遣の報告が12月8日になされた。派遣は8月31日から9月2日まで熊本県、宮崎県において、漁港、みかん樹園地、広域農道、国有林、プレカット事業協同組合、有機農業等の視察を行っている。

### (2) 委員会経過

○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。

○平成6年11月1日（火）（第2回）

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

（第129回国会閣法第49号）（衆議院送付）

について大河原農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員二田孝治君から説明を聴いた。

○平成6年11月2日（水）（第3回）

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

（第129回国会閣法第49号）（衆議院送付）

について大河原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第129回国会閣法第49号）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

○平成6年12月8日（木）（第4回）

派遣委員から報告を聴いた。

請願第197号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第11号外24件を審査した。

農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
129 -49	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案	※衆	6. 4. 5	6.10.28	6.11. 2 可 決	6.11. 2 可 決	6. 9.30	6.10.26 修 正	6.10.27 修 正	第129回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 第130回国会 衆継続 6.10.28 参本会議趣旨説明

## (4) 成立議案の要旨・附帯決議

### 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第49号)

#### 【要旨】

本法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、農林漁業団体職員の老後保障等を充実させ、あわせて農林漁業団体職員共済組合制度の長期的安定を図るため、農林漁業団体職員共済組合法に基づく年金について給付の改善を図り、及び60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に給与比例部分に相当する額の給付とし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるとともに、遺族給付等に係る子等の年齢要件の改善等遺族給付及び障害給付の改善の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1. 60歳台前半の退職共済年金の見直し等

- (1) 60歳台前半の退職共済年金については、その年金額を給与比例部分とし、平成13年度から平成25年度にかけて、現行の仕組みから段階的に切り替えるとともに、3級以上の障害等級に該当する者、又は45年以上の農林漁業団体職員共済組合の組合員期間を有する者のうち退職した者に支給する退職共済年金の額は、60歳台前半においても、従来の65歳未満の者に支給する退職共済年金の例によることとする。
- (2) 在職支給制度については、雇用促進的な仕組みに改善することとし、給与の上昇に応じて、給与と年金との合計額が増加するような仕組みとすることとする。
- (3) 65歳未満の退職共済年金の受給権者が、雇用保険法による失業給付を受給している間は、退職共済年金の支給を停止することとするとともに、組合員である65歳未満の退職共済年金の受給権者が、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受給している間は、その者の標準給与月額に原則100分の10を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止することとする。

#### 2. 年金額の引上げ

年金額のうち、定額部分については、全世帯の消費水準の伸び等を総合的

に勘案し、基礎年金の額の引上げに準じた額の引上げ等を行うこととする。

また、給与比例部分については、その算定の基礎となる標準給与の月額の見直しを、現役世代との均衡に配慮し、実質的賃金の上昇率に応じたものに改め、年金額の引上げを行うこととする。

### 3. 遺族共済年金等の改善

現行法上、遺族共済年金等の受給権者となる子等の年齢要件を、「18歳未満の子等」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子等」に改善することとする。

また、退職共済年金及び遺族共済年金の受給権を有する者については、退職共済年金の額の2分の1に相当する額及び遺族共済年金の額の3分の2に相当する額を併給できるものとする。

さらに、障害共済年金について、その受給権者が3級以上の障害等級に該当しなくなった場合に、3年を経過しても65歳までは失権しないこととする。

### 4. 掛金の取扱い

掛金については、新たに、賞与等を対象として、農林漁業団体職員共済組合の定款で定める割合により特別掛金を徴収するとともに、育児休業期間中の組合員について、組合員からの申出により、組合員負担分の掛金を免除することとする。

### 5. その他

組合員期間が6月以上ある外国人で、退職共済年金を受けることができないものに、請求により脱退一時金を支給する等、所要の措置を講ずることとする。

なお、衆議院において、在職支給の年金に関し、給与と年金との調整の基準となる額について、20万円を22万円に改めること、年金額の引上げ等に関する規定の施行期日を「本年10月1日」から「公布の日」に改めること、退職共済年金と失業給付との調整に関する規定及び退職共済年金と高年齢雇用継続給付との調整に関する規定の施行期日を「平成10年4月1日」に改めること、標準給与の見直し、定額単価の引上げ等の給付の改善については、これを「平成6年10月1日」から適用すること、標準給与の等級の上下限の引き上げについては、これを「この法律の施行の日の属する月の初日」から適用すること等の修

正が行われた。

〔附帯決議〕

農林漁業団体職員共済組合制度は、制度発足以来30年を経てきており、公的年金制度として、農林漁業団体職員の老後保障等において重要な役割を果たしている。

よって政府は、高齢化社会の一層の進展等に対応して、本制度の長期的安定と円滑な運営を確保するため、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 60歳台前半に支給する退職共済年金の見直しの実施に当たっては、その趣旨の周知徹底を図るとともに、農林漁業団体の定年延長や高齢者雇用の推進等雇用環境の整備に対する適切な指導を行うこと。
- 2 公的年金制度の一元化については、その全体像を可及的速やかに明らかにすること。
- 3 掛金率の設定に当たっては、世代間の公平性を確保しつつ、あわせて急激な負担増を伴わないよう配慮すること。
- 4 急速な国際化の進展等我が国農林漁業を取り巻く厳しい環境に対処し、本制度に加入している農林漁業団体の組織・経営基盤の安定強化が図られるよう適切に指導すること。

右決議する。

## 【商工委員会】

### (1) 審議概要

第131回国会における法律案の審査については、内閣提出の特許法等の一部を改正する法律案が世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会に付託されたため、本委員会に付託された法律案はなく、また、請願は1種類1件であり、保留とされた。

#### 〔国政調査等〕

委員会においては、10月25日、橋本通商産業大臣から通商産業行政の諸施策について、また、高村経済企画庁長官から経済計画等の諸施策について、説明を聴取した。

次いで、10月27日、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、本年10月の日米包括経済協議において合意された内容及び自動車・同部品が合意に至らなかった経緯について質疑を行った。これに対して、橋本通商産業大臣は数値目標は排除したが、補修用自動車部品分野については、米国は1974年通商法301条に基づき不公正貿易慣行として特定し調査の開始を決定し、仮に米国が一方的措置を講じた場合には、我が国としてはあらゆる措置をとる権利を留保している旨を強調した。

また、最近の急激な円高は企業の海外進出に拍車をかけており、産業の空洞化が懸念されるが、この点に対する政府の認識について質疑を行った。さらに、その対策として、内需拡大等マクロ構造調整、規制緩和等ミクロ経済改革、新規産業の創造等産業構造政策を一体的に進めていくことの必要性を指摘した。これに対して、橋本通商産業大臣は製造業の海外進出の事態を非常に深刻にとらえており、その実態把握に努めているが、そのような三位一体の施策は必要不可欠であるとの考えを示した。

その他、APEC閣僚会議における我が国の対応方針、景気の現状認識及び対応策、公共投資基本計画における事業費の対GDP比率及び財源措置、公共料金制度の在り方、電気料金の内外価格差の発生要因及び見直し問題、規制緩和に対する取組み、製造物責任法施行の準備状況、長期エネルギー需給見通し、平成6年度経済見通しの達成見込み状況、円高の現状及び対策、租税特別措置

の目的効果とその必要性、中小企業に対する政策金融の在り方、今後の我が国の中長期的経済成長の見通し、新規市場分野における雇用効果、産業空洞化に対する政府の認識及びその対応策、円高の下請中小企業への影響等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成6年10月11日(火) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。

### ○平成6年10月25日(火) (第2回)

通商産業行政の諸施策に関する件について橋本通商産業大臣から説明を聞いた。

経済計画等の諸施策に関する件について高村経済企画庁長官から説明を聞いた。

### ○平成6年10月27日(木) (第3回)

日米包括経済協議に関する件、景気の現状及び対策に関する件、公共投資基本計画に関する件、長期エネルギー需給見通しに関する件、経済見通しに関する件、円高の現状及び対策に関する件、産業構造変革による雇用問題に関する件、公共料金の改定に関する件等について橋本通商産業大臣、高村経済企画庁長官、政府委員、外務省、大蔵省、厚生省及び労働省当局に対し質疑を行った。

### ○平成6年12月8日(木) (第4回)

請願第1587号を審査した。

産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 【運輸委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において運輸委員会に付託された法律案はなく、本委員会付託の請願1種類1件が保留となった。

#### 〔国政調査等〕

11月17日、亀井運輸大臣、政府委員及び労働省当局に対する質疑を行った。

国際海上輸送において日本の国際競争力を維持するための方策、韓国の造船所の建設設備増大計画に対するOECD及び日本の対応策、タクシー運転手の労働条件改善問題、トラックの架装減トン対策、運輸関係社会資本整備の財源問題、航空行政における規制緩和の在り方、関西国際空港株式会社の警備契約、道路運送車両法の改正に伴う定期点検整備の励行対策、公共交通ターミナルにおける視力障害者対策の在り方、駅舎におけるエレベーター・エスカレーターの設置問題などが取り上げられた。

そのほか、10月27日に、横浜港の物流施設及びテクノスーパーライナーの開発状況等に関する実情調査のため、視察を行った。

### (2) 委員会経過

#### ○平成6年10月6日（木）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。

#### ○平成6年11月17日（木）（第2回）

港湾整備に関する件、造船事業に関する件、運輸関係社会資本整備に関する件、航空規制緩和の在り方に関する件、関西国際空港株式会社の警備契約に関する件、車検制度に関する件、移動制約者対策に関する件等について亀井運輸大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

理事の補欠選任を行った。

#### ○平成6年12月8日（木）（第3回）

請願第336号を審査した。

運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 【 通 信 委 員 会 】

### (1) 審 議 概 観

第131回国会において通信委員会に付託された案件は、日本放送協会（NHK）の平成3年度及び4年度の決算であり、いずれも是認された。また、本委員会付託の請願1種類23件は保留となった。

#### 〔NHK決算の審査〕

日本放送協会平成3年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、NHKの平成3年度決算書類であり、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

委員会においては、収支予算が適正かつ効率的に執行されたかを始め、映像国際放送への取組状況、放送番組制作支援策の現状、ハイビジョン放送拡充強化への取組、経営基盤の強化策、マルチメディア社会におけるNHKの役割・経営形態等について質疑を行い、全会一致をもって是認した。

日本放送協会平成4年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、NHKの平成4年度決算書類であり、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

委員会においては、収支予算が適正かつ効率的に執行されたかを始め、公共放送としての放送番組の在り方、今次経営計画の達成状況と次期経営方針の策定、緊急災害放送の現況、NHKの報道機関としての性格と放送法の在り方等について質疑を行い、全会一致をもって是認した。

#### 〔国政調査等〕

11月15日、大出郵政大臣から所管事項について発言があり、同月24日、郵政省施策の国民への周知、移動電話・保険についての日米交渉、郵便料金の在り方、自由化に伴う郵便貯金金利の決定、郵政事業の信頼確保、放送行政の在り方等について質疑を行った。

### (2) 委 員 会 経 過

○平成6年10月20日（木）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査を行うことを決定した。

○平成6年11月15日（火）（第2回）

参考人の出席を求めることを決定した。

日本放送協会平成3年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

について大出郵政大臣、参考人日本放送協会会長川口幹夫君及び会計検査院当局から説明を聴き、大出郵政大臣、政府委員、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長川口幹夫君、同協会専務理事中村和夫君、同協会専務理事・技師長森川脩一君、同協会理事中井盛久君及び同協会理事菅野洋史君に対し質疑を行った後、是認すべきものと議決した。

（日本放送協会平成3年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院、護り

反対会派 なし

○平成6年11月24日（木）（第3回）

日本放送協会平成4年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

について大出郵政大臣、参考人日本放送協会会長川口幹夫君及び会計検査院当局から説明を聴き、大出郵政大臣、政府委員、参考人日本放送協会会長川口幹夫君、同協会専務理事中村和夫君、同協会理事中井盛久君、同協会専務理事・技師長森川脩一君及び同協会理事菅野洋史君に対し質疑を行った後、是認すべきものと議決した。

（日本放送協会平成4年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書）

賛成会派 自、社、新緑、公、護り

反対会派 なし

欠席会派 二院

郵政省施策の国民への周知に関する件、移動電話・保険についての日米交渉に関する件、郵便料金の在り方に関する件、自由化に伴う郵便貯金金利の

決定に関する件、郵政事業の信頼確保に関する件、放送行政の在り方に関する件等について大出郵政大臣、政府委員、外務省及び郵政省当局に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日（木）（第4回）

請願第896号外22件を審査した。

郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 付託議案審議表

・NHK決算(2件)

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
日本放送協会平成3年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	5. 2. 2 (第126回国会)	6. 9. 30	6. 11. 15 議 決	6. 11. 21 議 決	6. 9. 30	6. 11. 30 議 決	6. 12. 1 議 決	第126, 127, 128, 129, 130 回国会 未了
日本放送協会平成4年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	6. 2. 8 (第129回国会)	9. 30	11. 24 議 決	11. 25 議 決	9. 30			第129, 130回 国会 未了

## 【労働委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において労働委員会に付託された法律案はなかった。また、本委員会付託の請願6種類129件のうち2種類47件を採択した。

#### 〔国政調査等〕

10月25日、浜本労働大臣から所信を聴取し、11月15日に質疑を行った。

障害者の雇用対策、高齢者の雇用促進、雇用保険制度の充実、産業構造の変化に伴う雇用対策、介護休業法制化の必要性、過労死の認定の在り方、労災病院の整備充実、失業対策事業の見直し、男女雇用機会均等法による調停制度の在り方などの問題が取り上げられた。

そのほか、前国会閉会中の8月29、30の両日に実施された委員派遣の報告が10月6日に行われた。派遣では、雇用失業情勢と雇用対策等に関する調査のため京都府及び大阪府に赴き、府庁、レディス・ハローワーク、企業、卸売市場等の視察を行っている。

### (2) 委員会経過

#### ○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

労働問題に関する調査を行うことを決定した。

派遣委員から報告を聴いた。

#### ○平成6年10月25日(火) (第2回)

浜本労働大臣から所信を聴いた。

#### ○平成6年11月15日(火) (第3回)

障害者の雇用対策に関する件、高齢者の雇用促進に関する件、雇用保険制度に関する件、産業構造の変化に伴う雇用対策に関する件、介護休業の法制化に関する件、過労死の認定に関する件、労災病院の整備充実に関する件、失業対策事業の見直しに関する件、男女雇用機会均等に関する件等について浜本労働大臣、政府委員、通商産業省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日（木）（第4回）

理事の補欠選任を行った。

請願第757号外46件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第899号外81件を審査した。

労働問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 【建設委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会の建設委員会においては、付託法律案はなかったが、調査を行ったほか、付託請願7種類58件について審査を行い、1種類23件を採択した。

#### 〔国政調査等〕

11月8日、調査を行い、公共投資基本計画による投資総額630兆円の財源確保の見通しと社会資本整備の主要施策、住宅・都市整備公団の家賃決定に際しての情報公開、入札制度改革に伴う公共工事並びに建設業界への影響、橋梁建設の技術と維持管理体制、北海道開発行政の未来像と取組、情報ハイウエーやサービスエリア、パーキングエリアを活用した地域拠点整備事業等による道路関係の重点施策の推進、長良川河口堰におけるアユ降河調査等について質疑が行われた。

公共投資基本計画については、政府から、高齢化社会の到来を控え、豊かで質の高い生活を支える発展基盤を構築するという見地から、社会資本が21世紀初頭には全体としておおむね整備されるということを目指し、経済全体とのバランスを考慮しながら規模を決定したものであり、財源については、それぞれの社会資本の性格に応じて租税、公債、財政投融资資金等を組み合わせることが必要であり、後世代に負担を残さないよう、各時点での経済、財政事情を踏まえながら可能な限り公債依存度を引下げ、税財源を充当できるよう努めていく必要がある旨の答弁があった。

10月6日、第130回国会閉会後の9月20日から22日までの3日間にわたり実施された福岡県、熊本県及び宮崎県下における建設諸事業の実情調査のための委員派遣について派遣委員から報告が行われた。

そこでは、特に高速道路の整備のおくれが指摘され、九州ブロックの一体的開発・発展を図るためには、東九州自動車道を初め、多極分散型国土の形成をうたう四全総に示された路線の整備促進の必要性が強調された。

なお、11月17日、宮ヶ瀬ダムの建設等に関する実情調査を行い、ダム本体を初め、周辺整備事業の視察を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。

派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成6年11月8日(火) (第2回)

理事の補欠選任を行った。

参考人の出席を求めることを決定した。

公共投資基本計画に関する件、住宅・都市整備公団家賃に関する件、橋梁の安全性に関する件、北海道開発に関する件、長良川河口堰に関する件、高速道路整備及び料金改定に関する件等について野坂建設大臣、小里北海道開発庁長官、小澤国土庁長官、政府委員、経済企画庁、大蔵省当局、参考人住宅・都市整備公団理事鈴木政徳君、本州四国連絡橋公団理事玉田博亮君及び全国公団住宅自治会協議会代表幹事楓健年君に対し質疑を行った。

### ○平成6年12月8日(木) (第3回)

請願第898号外22件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第126号外34件を審査した。

建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 【 予 算 委 員 会 】

### (1) 審 議 概 観

#### 〔国政調査等〕

村山内閣発足後初の本院における予算委員会は、10月14日、17日及び18日の3日間にわたり、総括質疑方式により予算の執行に関する調査を議題として行われた。

委員会における主な質疑応答は次のとおりである。

まず、政治姿勢等に関連して、村山総理が政権運営に当たり社会党らしい政策をどう生かしていく所存か質されたのに対して総理は、「理念や政策が異なる政党が各々の持ち味を生かしつつ、民主的な手続きにより、何が国民にとって一番適した政策の選択であるかという観点から合意を得ていくことがこの連立政権に課せられた責任と考え、その中で社会党の持ち味をできるだけ生かす方向で努力していきたい」旨の見解を述べた。また、「行政も姿勢を正しくし、そして自らに厳しくするということでなければ人にやさしい政治はできない。人にやさしい政治を実現するために、この内閣に対する一つの大きな課題の行政改革を思い切ってやらなければならない」旨の答弁を行った。さらに、区割り法案の制定後における政治改革の進め方、閣僚の資産公開の在り方、参議院の選挙制度改革及び政党法制定の必要性、政治団体に対する献金の在り方、村山内閣の支持率向上の理由、国歌・国旗に対する教育指導上の取扱、政教分離の原則の意義、報道の自由と人権との関係、国家機密に関する情報管理の重要性、戦後50年問題に対する取組姿勢等についても質疑が行われた。

外交・安全保障に関して、まず自衛隊について総理は、「文民統制の徹底、専守防衛の意識の定着、自衛隊の海外派兵の禁止、非核3原則の遵守等が確立されてきた状況を踏まえ、国内的にもイデオロギーの対立もなくなり、自衛隊を容認する世論の趨勢等もあり、自衛隊違憲から合憲に方針と政策を転換した」旨の見解を述べた。また、国連安保理常任理事国入り問題について閣内不一致ではないかとの指摘に対し総理は、「外相の国連演説は、国連が改組・改革されることを前提に、日本の果たすべき役割と姿勢を世界に明確にしようとしたもので、閣内で十分論議を尽くした内容である」旨の答弁を行った。さら

に、ODA政策の在り方、核開発等に係る米朝協議の合意内容、安保理常任理事国入りした場合の国連軍事参謀委員会とのかかわり、冷戦終結後もなお日米安保を堅持する理由、在日米軍基地の位置付け、日米包括協議の進展状況等についても質疑が行われた。

行財政・税制改革については、まず税財政改革の理念について問われた総理は、「可能な限り所得税体系の中にある不公平を是正し、消費・資産・所得に対してバランスの取れた課税をすることが大事であると考え。今回の税制改革で（消費税の）見直し条項を含めて、行政改革、不公平税制の是正、さらに高齢社会に対するビジョン等々を明らかにした上で消費税の税率等に結論を出していこうという方向を示した」旨の見解を述べた。また、武村蔵相は、「所得減税については、中堅層を基本に税率の緩和を重点的に行い、消費税の特例措置の見直し、地方消費税の創設等を含めた消費税アップを決断したもので、全体としても抜本改革である」旨の答弁を行った。さらに、特殊法人の統廃合・民営化への取組、規制緩和への取組姿勢、地方分権の進め方、二階建て所得減税の妥当性、公益法人等に対する課税の在り方、高齢社会における新ゴールドプラン及び新公共投資基本計画の実施に必要とされる財源対策、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う国内対策に要する財源確保策等についても質疑が行われた。

このほか、高速道路料金引上げに至った理由、新たな米管理システムの内容、学習指導要領の位置付け、私学振興及び高等教育充実の必要性、渇水についての対処方針、エネルギー政策の在り方、円高等による産業空洞化への懸念、景況を踏まえた中小企業対策の必要性等について質疑が行われた。

## （２）委員会経過

### ○平成6年10月14日（金）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

予算の執行状況に関する件について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、大河原農林水産大臣、野坂建設大臣、山口総務庁長官、田中科学技術庁長官、五十嵐内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年10月17日（月）（第2回）

予算の執行状況に関する件について村山内閣総理大臣、河野外務大臣、武村大蔵大臣、野中自治大臣、前田法務大臣、山口総務庁長官、野坂建設大臣、大河原農林水産大臣、高村経済企画庁長官、五十嵐内閣官房長官、玉沢防衛庁長官、井出厚生大臣、与謝野文部大臣、小澤国土庁長官、亀井運輸大臣、大出郵政大臣、橋本通商産業大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成6年10月18日（火）（第3回）

予算の執行状況に関する件について村山内閣総理大臣、河野外務大臣、前田法務大臣、与謝野文部大臣、武村大蔵大臣、井出厚生大臣、橋本通商産業大臣、高村経済企画庁長官、小澤国土庁長官、大河原農林水産大臣、田中科学技術庁長官、野坂建設大臣、小里国務大臣、山口総務庁長官、亀井運輸大臣、玉沢防衛庁長官、野中自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日（木）（第4回）

予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

## 【 決算委員会 】

### (1) 審議概観

#### 〔平成3年度決算外2件の審査〕

平成3年度決算及び国有財産関係2件は、第126回国会に提出された。3年度決算については、平成5年6月11日の本会議において大蔵大臣からその概要について報告を受け、質疑が行われた後、委員会に付託された。

第130回国会までに全般的質疑が2回、省庁別審査が5回行われ、第130回国会閉会後には省庁別審査が更に5回行われた。そして、9月16日には、内閣総理大臣の出席を求めて締めくくりの総括的質疑が行われた。

同国会閉会後に行われた質疑の主な項目は、①政権交代と決算審査、②財政状況の認識と税制改革、③税収見積りと実績の乖離、④租税徴収の過不足状況、⑤防衛予算に占める国庫債務負担行為と継続費の割合、⑥私立学校への国庫補助の状況、⑦会計検査機能の強化方策、⑧政府開発援助に対する会計検査の状況、⑨中小企業設備近代化資金の不当貸付、⑩公共工事の入札・契約制度の改善策、⑪公益法人の事業運営の実態及び指導監督のあり方、⑫米軍車両有料道路通行証の不正使用、⑬元従軍慰安婦等戦後処理関連諸問題、⑭ルワンダPKO派遣等である。

質疑を終局した後、討論に入り、まず委員長より平成3年度決算の議決案が示された。その内容は、「1. 本件決算は、これを是認する。2. 内閣に対し、次のとおり警告する。（以下6項目<略>）」というものである。

討論では、日本共産党より、決算外2件について是認することに反対し、内閣に対する警告案については賛成する旨の意見が述べられた後、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合及び公明党・国民会議より、決算外2件を是認することに賛成するとともに、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、採決に入り、平成3年度決算は賛成多数をもって是認すべきものと議決され、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決された。また、平成3年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに平成3年度国有財産無償貸付状況総計算書については、いずれも賛成多数をもつ

て是認すべきものと議決された。

内閣に対する警告の骨子は、(1)正確な経済見通しの策定及び税収見積りの精度向上、(2)義務教育費国庫負担金等の交付適正化、(3)国民年金の未納保険料の解消、(4)輸入米の安全性確保、(5)公共工事をめぐる不祥事件の再発防止、(6)国の補助事業にかかる地方公共団体発注工事の審査体制確保である。(全文は、Ⅲ 本会議の審議概要中【平成3年度決算に対する議決】を参照されたい。)

#### 〔平成4年度決算外2件の審査〕

平成4年度決算及び国有財産関係2件は、第129回国会召集日の平成6年1月31日に国会に提出された。うち国有財産関係2件は、同日、委員会に付託され、4年度決算については、本会議における概要説明・質疑を経て平成6年12月2日に付託されたが、いずれも審査に入るに至らなかった。

平成4年度決算の概要は、次のとおりである。

平成4年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は71兆4,659億円、歳出決算額は70兆4,974億円である。歳入決算額には、決算調整資金からの受入額1兆5,447億円が含まれており、これにより同年度の歳入歳出の決算上の不足額(歳入欠陥)が補てんされている。4年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は9,607億円、また、不用額は8,006億円である。

平成4年度特別会計歳入歳出決算における38の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は220兆7,930億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は188兆7,982億円である。

平成4年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は60兆2,925億円であり、資金からの支払命令済額は4兆1,693億円、一般会計等の歳入への組入額は56兆1,134億円である。

平成4年度政府関係機関決算書における11機関の収入済額を合計した収入決算額は6兆6,815億円、支出済額を合計した支出決算額は6兆3,788億円である。

国有財産関係2件の概要は、次のとおりである。

平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書における4年度中の国有財産の差引純増加額は4兆5,532億円、4年度末現在額は77兆5,314億円である。

平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書における4年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は67億円、4年度末現在額は1兆7,104億円である。

## 〔国政調査等〕

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する実情調査のため、第130回国会閉会後の平成6年9月26日から28日までの3日間、宮城県及び青森県に委員を派遣した。その派遣報告は、第131回国会に入った10月21日に行われた。

## （2）委員会経過

### ○平成6年8月24日（水）（第130回国会閉会後第1回）

平成3年度決算外2件中、外務省関係について河野外務大臣、会計検査院及び外務省当局に対し質疑を行った。

### ○平成6年8月25日（木）（第130回国会閉会後第2回）

平成3年度決算外2件中、建設省、環境庁、国土庁及び住宅金融公庫関係について野坂建設大臣、小澤国土庁長官、宮下環境庁長官、国土庁、建設省、運輸省、自治省、公正取引委員会、会計検査院、環境庁、消防庁、気象庁、総務庁当局、参考人住宅金融公庫総裁高橋進君及び環境事業団理事長藤史郎君に対し質疑を行った。

### ○平成6年9月1日（木）（第130回国会閉会後第3回）

平成3年度決算外2件中、内閣、総理府本府、大蔵省、文部省、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行関係について五十嵐内閣官房長官、武村大蔵大臣、与謝野文部大臣、国税庁、文部省、大蔵省、建設省、内閣官房、総理府、法務省、総務庁、気象庁、文化庁及び沖縄開発庁当局に対し質疑を行った。

### ○平成6年9月2日（金）（第130回国会閉会後第4回）

平成3年度決算外2件中、通商産業省、防衛庁、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫関係について橋本通商産業大臣、玉沢防衛庁長官、通商産業省、防衛庁、中小企業庁、会計検査院、防衛施設庁、外務省、資源エネルギー庁当局及び参考人日本道路公団理事山田幸作君に対し質疑を行った。

### ○平成6年9月16日（金）（第130回国会閉会後第5回）

平成3年度決算外2件について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、橋本通

商産業大臣、大河原農林水産大臣、井出厚生大臣、野坂建設大臣、小澤国土  
庁長官、大出郵政大臣、五十嵐内閣官房長官、野中自治大臣、山口総務庁長  
官、河野外務大臣、与謝野文部大臣、田中科学技術庁長官、前田法務大臣、  
亀井運輸大臣、浜本労働大臣、大蔵省、通商産業省、中小企業庁、建設省、  
厚生省、国税庁、外務省、郵政省、法務省及び総理府当局に対し質疑を行い、  
討論の後、

平成 3 年度一般会計歳入歳出決算、平成 3 年度特別会計歳入歳出決算、平  
成 3 年度国税収納金整理資金受払計算書、平成 3 年度政府関係機関決算書  
を議決し、

平成 3 年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成 3 年度国有財産無償貸付状況総計算書

をいずれも是認すべきものと議決した後、

武村大蔵大臣、与謝野文部大臣、井出厚生大臣、大河原農林水産大臣、野坂  
建設大臣及び野中自治大臣から発言があった。

(平成 3 年度決算外 2 件)

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲

反対会派 共、二院

---

#### ○平成 6 年 10 月 21 日 (金) (第 1 回)

理事の補欠選任を行った。

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

派遣委員から報告を聴いた。

#### ○平成 6 年 12 月 8 日 (木) (第 2 回)

平成 4 年度決算外 2 件の継続審査要求書並びに国家財政の経理及び国有財  
産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

平成 4 年度決算外 2 件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に  
関する調査のため政府関係機関等の役職員を閉会中必要に応じ参考人として  
出席を求めることを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・決算その他(6件)

※は第130回国会閉会後における議決  
備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
平成3年度一般会計歳入歳出決算、平成3年度特別会計歳入歳出決算、平成3年度国税収納金整理資金受払計算書、平成3年度政府関係機関決算書	5. 1.22 (第126回国会)	6. 1.31	6. 9.16 ※議決	6.10. 4 議決				第126回国会 大蔵大臣報告 未了 第127回国会 継続 第128回国会 未了 第129,130回国 会 継続
平成3年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.22 (第126回国会)	1.31	9.16 ※議決	10. 4 議決				第126回国会 未了 第127回国会 継続 第128回国会 未了 第129,130回 国会 継続
平成3年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.22 (第126回国会)	1.31	9.16 ※議決	10. 4 議決				

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
平成4年度一般会計歳入歳出決算、平成4年度特別会計歳入歳出決算、平成4年度国税収納金整理資金受払計算書、平成4年度政府関係機関決算書	6. 1. 31 (第129回国会)	6.12. 2	継続審査		6. 9. 30	継続審査		第129, 130回国会 未了 6.12. 2 大蔵大臣報告
平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書	1. 31 (第129回国会)	9. 30	継続審査		9. 30	継続審査		第129, 130回国会 未了
平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書	1. 31 (第129回国会)	9. 30	継続審査		9. 30	継続審査		

## 【議院運営委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において議院運営委員会に付託された法案は、衆議院議院運営委員会提出の2件であり、いずれも成立した。また、本委員会付託の請願は1種類62件であり、保留となった。

#### 〔法律案の審査〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額改定等を行おうとするものである。

本法律案は10月25日に本委員会に付託され、10月28日に全会一致をもって可決された。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、国民年金法等の一部改正に伴い、普通退職年金の若年停止の年齢の引上げ、互助年金に係る納付金の引上げ、平成6年12月1日以後に退職する国会議員等の互助年金の計算の基礎となる歳費年額の引上げ、昭和50年3月31日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額の改定等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、10月27日に本委員会に付託され、11月2日に賛成多数で可決された。

### (2) 委員会経過

#### ○平成6年9月29日（木）（図書館運営小委員会第130回国会閉会後第1回）

平成7年度国立国会図書館予算概算要求に関する件について協議を行った。

---

#### ○平成6年9月30日（金）（第1回）

内閣委員長、法務委員長、外務委員長、大蔵委員長、文教委員長、厚生委員長、農林水産委員長、商工委員長、運輸委員長、通信委員長、労働委員長、予算委員長、議院運営委員長及び懲罰委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、政治改革に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会及び中小企業対策特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

**科学技術特別委員会**

自由民主党	8人
日本社会党・護憲民主連合	5人
新緑風会	3人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人
新党・護憲リベラル	1人

計20人

**環境特別委員会**

自由民主党	8人
日本社会党・護憲民主連合	6人
新緑風会	3人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計20人

**災害対策特別委員会**

自由民主党	8人
日本社会党・護憲民主連合	6人
新緑風会	3人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計20人

**政治改革に関する特別委員会**

自由民主党	13人
日本社会党・護憲民主連合	10人
新緑風会	5人

公明党・国民会議	3人
日本共産党	2人
二院クラブ	1人
新党・護憲リベラル	1人

計35人

#### 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党	7人
日本社会党・護憲民主連合	5人
新緑風会	4人
公明党・国民会議	2人
二院クラブ	1人
新党・護憲リベラル	1人

計20人

#### 地方分権及び規制緩和に関する特別委員会

自由民主党	10人
日本社会党・護憲民主連合	7人
新緑風会	4人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人
二院クラブ	1人

計25人

#### 中小企業対策特別委員会

自由民主党	8人
日本社会党・護憲民主連合	6人
新緑風会	3人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計20人

理事の補欠選任を行った。

次の構成により庶務関係小委員会、図書館運営小委員会及び国会等移転小

委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

**議院運営委員会庶務関係小委員会**

自由民主党	6人
日本社会党・護憲民主連合	4人
新緑風会	2人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計15人

**議院運営委員会図書館運営小委員会**

自由民主党	6人
日本社会党・護憲民主連合	4人
新緑風会	2人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計15人

**議院運営委員会国会等移転小委員会**

自由民主党	3人
日本社会党・護憲民主連合	3人
新緑風会	1人
公明党・国民会議	1人
日本共産党	1人

計9人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。  
会期を65日間とすることに決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

**○平成6年10月4日（火）（第2回）**

決算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年10月6日（木）（第3回）

本会議における内閣総理大臣の演説及び外務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・日取り 10月6日及び7日
- ・時 間 自由民主党 40分  
日本社会党・護憲民主連合 30分  
新緑風会 40分  
公明党・国民会議 30分  
日本共産党 15分
- ・人 数 各派1人
- ・順 序 1 新緑風会 2 自由民主党  
3 日本社会党・護憲民主連合 4 公明党・国民会議  
5 日本共産党

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年10月7日（金）（第4回）

次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・国家公安委員会委員の任命同意に関する件
- ・電波監理審議会委員の任命同意に関する件
- ・中央労働委員会委員の任命同意に関する件

裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、検察官適格審査会委員予備委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選任について決定した。

国土審議会特別委員及び社会保障制度審議会委員の推薦について決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

.....

○平成6年10月25日（火）（庶務関係小委員会第1回）

次の件について協議決定した。

- ・国会議員互助年金法の一部改正に関する件

・国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正に関する件

---

○平成6年10月28日（金）（第5回）

理事の補欠選任を行った。

国民年金法等の一部を改正する法律案、

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案、

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案、

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間 新緑風会 15分

公明党・国民会議 10分

日本共産党 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

（衆第3号）（衆議院提出）

を可決した。

（衆第3号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年11月2日（水）（第6回）

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）

を可決した。

（衆第4号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年11月11日（金）（第7回）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案、

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、

平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、

地方税法等の一部を改正する法律案

について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことを決定した。

- |      |              |     |
|------|--------------|-----|
| ・時 間 | 日本社会党・護憲民主連合 | 10分 |
|      | 新緑風会         | 20分 |
|      | 公明党・国民会議     | 15分 |
|      | 日本共産党        | 10分 |
| ・人 数 | 各派1人         |     |
| ・順 序 | 大会派順         |     |

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年11月21日（月）（第8回）

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

- |              |     |
|--------------|-----|
| 自由民主党        | 15人 |
| 日本社会党・護憲民主連合 | 11人 |
| 新緑風会         | 6人  |
| 公明党・国民会議     | 4人  |
| 日本共産党        | 2人  |
| 二院クラブ        | 1人  |
| 新党・護憲リベラル    | 1人  |

計40人

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、  
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、  
繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、  
農産物価格安定法の一部を改正する法律案、  
特許法等の一部を改正する法律案、  
関税定率法等の一部を改正する法律案、  
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案

について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- |      |              |     |
|------|--------------|-----|
| ・時 間 | 自由民主党        | 10分 |
|      | 日本社会党・護憲民主連合 | 10分 |
|      | 新緑風会         | 15分 |
|      | 公明党・国民会議     | 10分 |
|      | 日本共産党        | 10分 |
| ・人 数 | 各派 1 人       |     |
| ・順 序 | 大会派順         |     |

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 6 年 11 月 25 日（金）（第 9 回）

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 6 年 11 月 25 日（金）（図書館運営小委員会第 1 回）

国立国会図書館の運営等について協議を行った。

○平成 6 年 12 月 2 日（金）（第 10 回）

次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・検査官の任命同意に関する件
- ・原子力委員会委員の任命同意に関する件
- ・公正取引委員会委員の任命同意に関する件

- ・ 公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
- ・ 公安審査委員会委員の任命同意に関する件
- ・ 社会保険審査会委員の任命同意に関する件
- ・ 中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
- ・ 運輸審議会委員の任命同意に関する件
- ・ 電波監理審議会委員の任命同意に関する件
- ・ 地方財政審議会委員の任命同意に関する件

平成4年度決算の概要についての大蔵大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・ 時 間 日本社会党・護憲民主連合 10分  
新緑風会 10分
- ・ 人 数 各派1人
- ・ 順 序 大会派順

会期を12月9日まで6日間延長することに決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成6年12月8日（木）（第11回）

世界貿易機関設立協定の締結承認等に伴う国内対策の確立等に関する決議案（上杉光弘君外6名発議）

の委員会の審査を省略することに決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成6年12月9日（金）（第12回）

行政改革委員会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聞いた後、同意を与えることに決定した。

議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

閉会中における本委員会所管事項の取扱いについては、その処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについては、その処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

### (3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
3	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (6.10.25)	6.10.25	6.10.25	6.10.25 (予)	6.10.28 可決	6.10.28 可決			6.10.25 可決	
4	国会議員互助年金法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (10.27)	10.27	10.27	10.27 (予)	11.2 可決	11.2 可決			10.27 可決	

#### (4) 成立議案の要旨

##### 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第3号）

###### 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額改定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 別表第1及び別表第2の全給料月額を引き上げる。
2. 本法律は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

##### 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第4号）

###### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1. 普通退職年金の支給開始年齢を法施行後の新議員より65歳（現行60歳）に引き上げる。
2. 納付金率を歳費月額の100分の10（現行100分の9.9）に引き上げる。
3. 期末手当から納付金を徴収することとし、その額は期末手当の額の1,000分の5とする。
4. 納付金及び互助年金の計算の基礎となる歳費月額を103万円（現行98万9,000円）に引き上げる。
5. 昭和50年3月31日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、その計算の基礎となる歳費月額を68万円（現行66万円）に引き上げる。
6. 本法律は、原則として平成6年12月1日から施行する。
7. 本法律の施行に関し所要の経過措置を講ずる。

## 【科学技術特別委員会】

### (1) 審議概観

#### 〔国政調査〕

11月9日、田中科学技術庁長官から科学技術振興のための諸施策について所信を聴取し、11月16日、動力炉・核燃料開発事業団理事井田勝久君の出席を求め、同所信並びに参考人に対する質疑を行った。

質疑の中では、技術試験衛星「きく6号」の経緯、原子力船「むつ」の今後の計画、大型放射光施設「Spring-8」の整備状況、地域特性に即した科学技術振興の方策、国際研究交流インバランス問題、科学技術系人材の確保対策、研究開発促進のための規制緩和の必要性、政府の研究開発投資の促進策、海洋調査研究の充実の必要性、動力炉・核燃料開発事業団のリサイクル機器試験施設計画、放射線によるがん発生等の影響、向井宇宙飛行士の行った実験の成果、科学技術分野における女性の活躍の現状、「対がん10カ年戦略」の現状、我が国の基礎研究強化の方策、地震予知への取組強化の必要性等が取り上げられた。

### (2) 委員会経過

#### ○平成6年9月30日（金）（第1回）

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

#### ○平成6年11月9日（水）（第2回）

科学技術振興のための諸施策に関する件について田中科学技術庁長官から所信を聴いた。

#### ○平成6年11月16日（水）（第3回）

参考人の出席を求めることを決定した。

科学技術振興のための諸施策に関する件について田中科学技術庁長官、政府委員、科学技術庁当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事井田勝久君に対し質疑を行った。

○平成6年12月7日（水）（第4回）

請願第792号外7件を審査した。

科学技術振興対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

## 【環境特別委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において、環境特別委員会付託の請願4種類46件のうち1種類4件を採択した。

#### 〔国政調査等〕

10月26日、宮下環境庁長官から所信を聴取した。また、第130回国会閉会後の9月13日及び14日の2日間に実施された委員派遣について派遣委員より報告を聴取した。派遣では、公害及び環境保全対策の実情に関する調査のため、滋賀県に委員を派遣し、滋賀県琵琶湖研究所、UNEP国際環境技術センター等を視察した。

11月9日、公害対策及び環境保全対策樹立に関し質疑を行った。

質疑においては、廃棄物処理対策、農業と環境保全、環境保全とアイヌ文化、湖沼の環境保全対策、屋久島の保護・管理体制、環境基本計画策定の考え方などの諸問題が取り上げられている。

### (2) 委員会経過

#### ○平成6年9月30日（金）（第1回）

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

#### ○平成6年10月26日（水）（第2回）

公害対策及び環境保全の諸施策に関する件について宮下環境庁長官から所信を聴いた。

派遣委員から報告を聴いた。

#### ○平成6年11月9日（水）（第3回）

廃棄物処理対策に関する件、農業と環境保全に関する件、環境保全とアイヌ文化に関する件、湖沼の環境保全対策に関する件、屋久島の保護・管理体制に関する件、環境基本計画策定の考え方に関する件等について宮下環境庁長官、政府委員、厚生省、水産庁、建設省、北海道開発庁、林野庁及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日（木）（第4回）

請願第1312号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第5号外41件を審査した。

公害及び環境保全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 【災害対策特別委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会の災害対策特別委員会においては、付託法律案はなかったが、調査を行ったほか、付託請願1種類2件について審査を行い採択した。

なお、雲仙・普賢岳火山災害対策について調査検討するため、小委員会を設置した。

#### 〔国政調査〕

10月26日、調査を行い、近年の地震多発地帯である北海道・東北地方の対策強化、過去最大規模ともいわれた今年の異常渇水に際しての渇水調整、雲仙・普賢岳噴火災害対策に係る道路整備の推進、桜島火山活動40年という節目に際しての抜本的・長期的対策への取組、火山噴火予知の実用化の推進、宮城県の集中豪雨被害に対する各種対策事業の推進、いわゆる地震財特法の延長問題等について質疑が行われた。

なお、防災基本計画の改正作業についての質疑に対し、国土庁長官から、近年の社会経済情勢の変化並びに長期災害への対応、災害後の復興対策、液状化対策等、近年の災害対策の課題に対応する方向で検討しており、来年度には国土庁で原案を作成し、有識者の意見を踏まえつつ、関係省庁とともに協議の上、中央防災会議で決定したい旨の答弁があった。

### (2) 委員会経過

#### ○平成6年9月30日（金）（第1回）

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

#### ○平成6年10月26日（水）（第2回）

雲仙・普賢岳火山災害対策小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件及び小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

北海道東方沖地震に関する件、渇水対策に関する件、雲仙・普賢岳噴火災

害対策に関する件、桜島火山対策に関する件、宮城県の集中豪雨被害に関する件、防災基本計画改訂に関する件等について小澤国土庁長官、政府委員、気象庁、建設省、科学技術庁、水産庁、農林水産省、運輸省、郵政省、文部省、自治省、消防庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成6年12月7日(水) (第3回)

請願第1291号外1件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 【政治改革に関する特別委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において政治改革に関する特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、衆議院提出2件であり、4件すべてが成立した。なお、衆議院提出の法律案のうちの1件は、衆議院において2件の法律案が併合修正され1件となったものである。また、本委員会に付託の請願3種類12件はいずれも保留となった。

#### 〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めることなどを内容とするものである。

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案は、選挙における腐敗の防止を図るため、組織的選挙運動管理者等が買収罪等の選挙犯罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合において当該公職の候補者等であった者の当選を無効とし、衆議院議員選挙における重複立候補者に係る総括主宰者等が買収罪等の選挙犯罪を犯し刑に処せられた場合において当該重複立候補者の比例代表選挙における当選を無効とすることなどを内容とするものである。

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案は、議会制民主政治における政党の機能及び社会的責務の重要性にかんがみ、政党が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、政党交付金の交付を受ける政党等に法律上の能力を与え、もって政党の政治活動の健全な発達と民主政治の健全な発展に寄与しようとするものである。

委員会では、以上の3案を一括して審議し、政治改革に対する内閣の姿勢、1票の格差が2倍を超えることの合憲性、組織的選挙運動管理者等に係る要件の明確化、連座制強化の実効性の確保、政党の政治活動の自由が制限される懸念などの質疑が行われ、討論の後、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は多数をもって、公職選挙法の一部を改正する法律案は全会一

致で、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案は多数をもって、それぞれ可決された。なお、公職選挙法の一部を改正する法律案については、連座制適用の強化についての適正な施行と周知徹底外1項目の附帯決議が行われた。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成7年3月、4月又は5月中に満了することの実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであり、質疑の後、全会一致で可決された。

#### 〔国政調査〕

第130回国会閉会後の9月6日、衆議院議員選挙区画定審議会会長及び会長代理を参考人として出席を求め、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案についての勧告について説明を聴取し、委員長が委員会を代表して質疑を行った。

#### (2) 委員会経過

##### ○平成6年9月6日(火) (第130回国会閉会後第1回)

参考人の出席を求めることを決定した。

衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案についての勧告」に関する件について参考人衆議院議員選挙区画定審議会会長石川忠雄君から説明を聴いた後、同参考人及び参考人衆議院議員選挙区画定審議会会長代理味村治君に対し質疑を行った。

政治

---

##### ○平成6年9月30日(金) (第1回)

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

##### ○平成6年11月9日(水) (第2回)

理事の補欠選任を行った。

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(閣法第1号) (衆議院送付)

について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提出）  
（衆第2号）

について衆議院政治改革に関する調査特別委員長代理大島理森君から趣旨説明を聴き、

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案  
（衆第5号）（衆議院提出）

について提出者衆議院政治改革に関する調査特別委員長松永光君から趣旨説明を聴いた。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案  
（閣法第18号）（衆議院送付）

について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同国務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第18号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院、護り

反対会派 なし

○平成6年11月14日（月）（第3回）

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案  
（閣法第1号）（衆議院送付）

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提出）  
（衆第2号）

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案  
（衆第5号）（衆議院提出）

以上3案について提出者衆議院政治改革に関する調査特別委員長松永光君、衆議院政治改革に関する調査特別委員長代理大島理森君、同自見庄三郎君、発議者衆議院議員三塚博君、同保岡興治君、同三原朝彦君、同笹川堯君、同堀込征雄君、同茂木敏充君、同冬柴鐵三君、野中自治大臣、大出内閣法制局長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年11月16日（水）（第4回）

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案  
（閣法第1号）（衆議院送付）

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提出）  
（衆第2号）

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案  
（衆第5号）（衆議院提出）

以上3案について提出者衆議院政治改革に関する調査特別委員長松永光君、衆議院政治改革に関する調査特別委員長代理大島理森君、発議者衆議院議員三塚博君、同北橋健治君、同保岡興治君、同三原朝彦君、同冬柴鐵三君、同笹川堯君、同堀込征雄君、同茂木敏充君、野中国務大臣、政府委員、文部省、大蔵省及び国税庁当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月18日（金）（第5回）

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案  
（閣法第1号）（衆議院送付）

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提出）  
（衆第2号）

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案  
（衆第5号）（衆議院提出）

以上3案について発議者衆議院議員保岡興治君、村山内閣総理大臣、野中自治大臣、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第1号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共、二院、護り

（衆第1号）  
（衆第2号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院、護り

反対会派 なし

（衆第5号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共、二院、護り

なお、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提出）に

ついて附帯決議を行った。

○平成6年12月8日（木）（第6回）

請願第32号外11件を審査した。

政治改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
1	公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆	6.10.4	6.11.7	6.11.18 可決	6.11.21 可決	6.10.6 政治改革 調査特委	6.11.2 可決	6.11.2 可決	
18	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	〃	10.25	10.25 (予)	11.9 可決	11.11 可決	10.25 政治改革 調査特委	11.2 可決	11.2 可決	

・衆議院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
1	公職選挙法の一部を改正する 法律案	保岡 興治君 外10名 (6.9.30)	6.10. 3	6.11. 2	6.11. 7	6.11.18 可 決	6.11.21 可 決	6.10.13 政治改革 調査特委	6.11. 2 併合修正	6.11. 2 併合修正	6.10.13 衆本会議 趣旨説明
2	公職選挙法の一部を改正する 法律案	三塚 博君 外29名 (6.10.4)	10. 5					10.13 政治改革 調査特委			
5	政党交付金の交付を受ける政 党等に対する法人格の付与に 関する法律案	政治改革に関 する調査特別委 員長(6.11.2)	11. 2	11. 2	11. 7	11.18 可 決	11.21 可 決			11. 2 可 決	

## (4) 成立議案の要旨・附帯決議

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第1号）

### 【要旨】

本法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 衆議院小選挙区選出議員の選挙区は、別表第1のとおりとするものとする。
2. 横浜市において、行政区の再編成が行われた場合には、別表第1中神奈川県第7区及び第8区の区域は当該再編成後の行政区の区域により定めるものとする。
3. 別表第1に掲げる行政区画その他の区域は、平成6年8月11日（衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案についての勧告がなされた日）現在によったものであって、同年8月12日から施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなすものとする。
4. 公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）については、本法律の公布の日から起算して1月を経過した日から施行するものとする。
5. 本法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、2については、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

（閣法第18号）

### 【要旨】

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成7年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 平成7年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙等の選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあっては同年4月9日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては同月23日に統一する。
2. 選挙期日の告示日を次のように定める。
  - (1) 都道府県知事選挙 平成7年3月23日
  - (2) 指定都市の長選挙 平成7年3月26日
  - (3) 都道府県及び指定都市の議会の議員選挙 平成7年3月31日
  - (4) 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成7年4月16日
  - (5) 町村の議会の議員及び長の選挙 平成7年4月18日
3. 統一地方選挙の実施に伴い、各地方公共団体の議員及び長の選挙並びに指定都市及び都道府県の選挙はそれぞれ同時選挙とするものとする。
4. 平成7年4月9日の選挙と同月23日の選挙における重複立候補の禁止に関する措置を講ずるものとする。
5. 1における任期満了による選挙の寄附等の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙期日までの間とするものとする。
6. 市区町村の議会の議員について、共済給付金の計算の基礎となる在職期間の特例を設けるものとする。
7. 本法律は、公布の日から施行するものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第1号）  
（衆第2号）

**【要旨】**

1. 組織的選挙運動管理者等に係る連座制の強化
  - (1) 組織的選挙運動管理者等が、買収罪等の選挙犯罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該公職の候補者等であった者の当選は無効とし、かつ、連座裁判の確定の時から5年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができないものと

する。この場合において、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者が、同時に行われた衆議院比例代表選出議員選挙における当選人となったときは、当該当選人の当選は無効とするものとする。

(2) (1)の「組織的選挙運動管理者等」とは、公職の候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者をいうものとする。

(3) (1)において、買収罪等に該当する行為がおとり若しくは寝返りにより行われたものであるとき又は組織的選挙運動管理者等が当該買収罪等に該当する行為を行うことを防止するため当該公職の候補者等が相当の注意を怠らなかったときは、連座制を適用しないものとする。

## 2. 衆議院議員選挙における重複立候補者に対する連座制の強化

(1) 1(1)を除き、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者が当該選挙と同時に行われた衆議院比例代表選出議員選挙における当選人となった場合において、当該当選人について衆議院小選挙区選出議員選挙において連座制の適用があるときは、当該当選人の当選は無効とするものとする。

(2) (1)において、連座制の対象となる罪に該当する行為がおとり又は寝返りにより行われたものであるときは、当該当選人の当選は無効としないものとする。

## 3. 施行期日

(1) 本法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）の施行の日から施行する。

(2) 改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については本法律の施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後初めてその期日を公示され又は告示される選挙から、その他の選挙については平成7年3月1日以後その期日を告示される選挙から適用する。

### 〔附帯決議〕

政治改革を求める国民の声に応え、選挙における腐敗行為の防止を徹底するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について、遺憾なきを期すべきで

ある。

1. 組織的選挙運動管理者等に係る連座制の創設及び重複立候補者に対する連座制の適用の強化については、本委員会における審査の過程において明らかにされた立法趣旨等を十分踏まえ、その適正な施行を図るとともに、立法の趣旨及び内容の周知徹底について、万全を期すること。
2. 公職選挙法違反の取締りについては、今回の連座制の強化に伴い、その影響が一層広い範囲に及ぶこととなることにかんがみ、従来に増して厳正公平を旨としてこれに当たるとともに、国民の選挙運動への自発的参加を損なうことのないよう十分留意すること。

右決議する。

### 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案

(衆第5号)

#### 【要旨】

本法律案は、政党が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、政党交付金の交付を受ける政党等に法律上の能力を与えようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限するものと解釈してはならないものとする。
2. 本法律において政党とは、国会議員を5人以上有するか、又は国会議員を有し直近において行われた衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙若しくは比例代表選出議員選挙、又は直近に行われ若しくはその前回に行われた参議院議員の通常選挙の比例代表選出議員選挙若しくは選挙区選出議員選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙の有効投票総数の100分の2以上である政治団体であって、他の政治資金規正法上の届出がある政党に所属している議員を含まないものをいう。
3. 中央選挙管理会の確認を受けた政党は、主たる事務所の所在地において登記することにより法人となるものとし、本法律の規定により登記すべき事項は、登記後でなければ第三者に対抗できないものとする。

4. 政党は、名称、目的等所要の事項を届け出て中央選挙管理会の確認を受けることができるものとする。
5. 法人である政党は、任意解散のほか、党則等で定める解散事由が生じたとき、又は、目的の変更その他により政治団体でなくなったときは解散する。  
2の要件に該当しない政治団体となった日から4年を経過したときは、法人でなくなるものとする。
6. 設立の登記においては、名称、目的、主たる事務所、代表権を有する者の氏名及び住所、解散の事由を定めたときはその事由を掲げなければならない。  
法人である政党は、登記事項の変更、解散、清算終了、法格喪失の場合等において、所要の登記を行わなければならないものとする。
7. 民法上の理事、清算人に関する規定その他所要の規定を準用するものとする。
8. この法律の規定に違反する行為については、所要の罰則（過料）を設けるものとする。
9. 政党交付金の交付を受ける政党の要件に、政党が法人格を有することを加えるものとする。
10. この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものとする。

## 【沖繩及び北方問題に関する特別委員会】

### (1) 審議概観

#### 〔国政調査〕

本委員会は、10月26日、沖繩及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、北海道東方沖地震の被害状況及び北方四島の被害に対する緊急人道支援、北方四島へのビザなし渡航、北方四島周辺水域における漁業の安全操業、北方領土返還交渉の推進等について質疑が行われた。

### (2) 委員会経過

#### ○平成6年9月30日（金）（第1回）

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

#### ○平成6年10月26日（水）（第2回）

北海道東方沖地震の被害状況及び北方四島の被害に対する緊急人道支援に関する件、北方四島へのビザなし渡航に関する件、北方四島周辺水域における漁業の安全操業に関する件、北方領土返還交渉の推進に関する件等について河野外務大臣、山口総務庁長官、政府委員、郵政省及び国土庁当局に対し質疑を行った。

#### ○平成6年12月8日（木）（第3回）

沖繩及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

## 【地方分権及び規制緩和に関する特別委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において地方分権及び規制緩和に関する特別委員会に付託された法律案は、第129回国会からの継続案件である内閣提出の1件であり、成立した。なお、本委員会付託の請願はなかった。

#### 〔法律案の審査〕

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減を図るため、2月15日の閣議決定「今後における行政改革の推進方策について」における規制緩和等の措置を実施するに当たり、7省、40法律、177事項にわたる許可、認可等の整理及び合理化を行おうとするものである。

委員会においては、規制緩和の効果と影響、今後の規制緩和の進め方、地方分権の推進方策などの質疑が行われ、全会一致で、可決された。

#### 〔決議〕

本委員会では、10月26日、「規制緩和推進計画」の実行方策、手順等の明確化外4項目にわたる規制緩和の推進に関する決議を行った。

#### 〔国政調査等〕

11月30日、地方分権の推進に関する件について、前島根県知事恒松治君、横浜国立大学名誉教授成田頼明君及び柳井市長河内山哲朗君から意見を聴取するとともに、質疑を行った。

また、前国会閉会中に行われた、「地方分権に関する特別委員会」及び「規制緩和に関する特別委員会」の委員派遣の報告は、10月21日の会議録の末尾に掲載することとなった。派遣は、地方分権特別委員会が8月31日から9月2日まで、北海道において地方分権に向けての取組状況、財政事情及び地域振興対策の実情の説明聴取と地域振興関連諸施設の視察を行った。規制緩和特別委員会は、9月5日から7日まで、新潟県及び富山県において地方分権と規制緩和に関する意見を聴取し、NHK、石油・運輸・情報産業、大規模小売店、酒造会社及び自動車工場の視察を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成6年9月30日(金) (第1回)

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成6年10月21日(金) (第2回)

地方分権の推進及び規制緩和に関する件について山口総務庁長官及び野中自治大臣から発言があった。

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案(第129回国会閣法第73号)について山口総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

### ○平成6年10月26日(水) (第3回)

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案(第129回国会閣法第73号)について山口総務庁長官、政府委員、経済企画庁、通商産業省、建設省、運輸省、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(第129回国会閣法第73号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

規制緩和の推進に関する決議を行った。

### ○平成6年11月30日(水) (第4回)

参考人の出席を求めることを決定した。

地方分権の推進に関する件について参考人前島根県知事恒松制治君、横浜国立大学名誉教授成田頼明君及び柳井市長河内山哲朗君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

### ○平成6年12月8日(木) (第5回)

地方分権の推進及び規制緩和に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
129 -73	許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案	※衆	6. 5. 20	6. 9. 30	6. 10. 26 可 決	6. 10. 28 可 決	6. 10. 28 規制緩和 特委	6. 11. 2 可 決	6. 11. 2 可 決	第129, 130回国会 参継続

## (4) 成立議案の要旨

### 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

(第129回国会閣法第73号)

#### 【要旨】

本法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減を図るため、7省、40法律、177事項にわたる許可、認可等の整理及び合理化を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 許可、認可等を継続する必要性が認められないものはこれを廃止する。  
(金融先物取引法等32法律、134事項)
2. 現行の許可、認可等が過剰な規制になっているものはこれを緩和する。  
(鉄道事業法等6法律、16事項)
3. 現行の許可、認可等が不合理になっているものはこれを合理化する。(文化財保護法等11法律、27事項)
4. この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

## (5) 委員会決議

### 規制緩和の推進に関する決議

我が国経済社会を取り巻く内外の諸情勢は極めて厳しい。長期不況、貿易問題等の諸課題の解決とともに、国民が豊かさを実感できる21世紀へのさらなる発展の道を拓くため、世界有数の経済成長を支えてきた仕組みがいま、試練のときに立たされている。当面の総合的な経済対策に加え、我が国経済社会を柔軟で活力に満ちた強靱な体質に改善するとともに、国際的に調和がとれ一層開かれた市場とするための本格的な改革が求められている。

よって、政府は、第3次臨時行政改革推進審議会、経済改革研究会等の提言を踏まえつつ、官民の役割を明確にし、次の諸点に留意して、国民の理解と協力の下に実効ある規制緩和の推進に積極的に取り組むべきである。

1. 「規制緩和推進計画」の策定、実行に当たっては、実行方策、手順等を明確にし、規制緩和による諸影響に配慮しつつ、可及的速やかに実行に移すこ

と。

2. 行政指導や輸入手続等を含めた公的な関与についても、規制にわたるものについては改善、撤廃を図ること。
3. 開かれた市場にその本来の機能を発揮させるため、独占禁止法の運用強化を図りつつ、企業倫理の確立が図られるよう必要な措置を講ずること。
4. 規制緩和により影響を受けることが予測される中小企業、雇用等に万全の対策を講ずること。
5. 消費者利益を増進するため、情報提供態勢及び消費者被害の未然防止・救済制度の改善等、消費者行政の充実強化を図ること。

右決議する。

## 【中小企業対策特別委員会】

### (1) 審議概観

中小企業に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、第131回国会において初めて設置された中小企業対策特別委員会は、4回開会されたが、付託された法律案及び請願はなかった。

#### 〔国政調査〕

委員会においては、10月28日、橋本通商産業大臣から中小企業対策の諸施策に関する説明及びAPEC中小企業大臣会合に関する報告を聴取した。

次いで、11月11日、中小企業対策樹立に関する調査のため、参考人として、日本商工会議所中小企業委員会副委員長中西真彦君、全国商工会連合会相談役芦田完治君、全国中小企業団体中央会副会長大河内信行君及び全国商店街振興組合連合会理事長山本勝一君の出席を求め、中小企業の現状と課題に関する意見を聴取した。

参考人に対し、中小企業のリストラに対する支援策、中小企業の事業承継税制問題、中小企業退職金共済制度と小規模企業共済制度との関係、中小企業の資産の担保評価の在り方、租税特別措置制度において恒久化の必要な項目、中小企業4団体の横の連絡の緊密化、中小企業の海外進出の課題、印刷業界の展望、商店街振興策、大型店の出店規制緩和問題等について質疑を行った。

### (2) 委員会経過

#### ○平成6年9月30日（金）（第1回）

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

#### ○平成6年10月28日（金）（第2回）

理事の選任を行った。

中小企業対策の諸施策に関する件について橋本通商産業大臣から説明を聴いた。

APEC中小企業大臣会合に関する件について橋本通商産業大臣から報告を聴いた。

参考人の出席を求めることを決定した。

○平成6年11月11日（金）（第3回）

中小企業の現状と課題に関する件について参考人日本商工会議所中小企業委員会副委員長中西真彦君、全国商工会連合会相談役芦田完治君、全国中小企業団体中央会副会長大河内信行君及び全国商店街振興組合連合会理事長山本勝一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日（木）（第4回）

中小企業対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

## 【世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会に付託された案件は、条約1件及び内閣提出の法律案7件であり、いずれも承認、可決された。また、本委員会付託の請願20種類170件は、保留とされた。

#### 〔条約及び法律案の審査〕

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下WTO設立協定）は、昭和61年9月に開始された関税及び貿易に関する一般協定の第8回目の多角的貿易交渉であるウルグアイ・ラウンドの結果、平成6年4月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会合において作成されたものである。この協定は、世界貿易機関（以下WTO）を設立し加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供すること、関税その他の貿易障害を実質的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止すること等を目的とするものである。

法律案7件は、いずれもWTO設立協定の締結に伴い必要となる国内法の整備を図ること等を目的とするものである。

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、WTO加盟国の実演、レコード及び放送を、著作権法により保護を受ける実演、レコード及び放送に追加すること、WTO加盟国の著作物について、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の規定を適用しないこと等について規定するものである。

特許法等の一部を改正する法律案は、特許権の存続期間を出願の日から20年に改めること、外国語書面により特許出願をすることができる制度を創設すること等について規定するものである。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案は、畜産振興事業団以外の者が指定乳製品等の輸入を行うことができるようにするとともに、乳製品の輸入に係る事情の変化に的確に対処するため、同事業団が行う指定乳製品等の輸入に係る調整の業務を整備する等の措置を講じようとするものである。

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案は、蚕糸砂糖類価格安定事業団以外の者が生糸の輸入を行うことができるようにす

るとともに、同事業団が行う生糸の輸入に係る調整の業務を整備する等の措置を講じようとするものである。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案は、新たな国際的規律の下においても、農産物価格安定法に基づく価格安定制度の効果的な運用を確保するため、政府が買い入れた農産物等を農林水産大臣の定める価格で売り渡すことができる場合についての規定を拡充しようとするものである。

関税定率法等の一部を改正する法律案は、農産物のうち現在行っている輸入制限等を関税化する品目（麦類、乳製品、でん粉等）について、現行関税率を原則として内外価格差に相当する水準まで引き上げるとともに、関税割当制度等及び特別緊急関税を導入し、また、牛肉及び豚肉については、関税率を引き下げ、緊急措置を導入するほか、現在実行税率となっている関税率水準を原則として基本税率とすることにより関税率体系の見直しを行う等、関税率及び関税制度について所要の改正を行うものである。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案は、生産調整の円滑な推進、備蓄の機動的な運営及び米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講じようとするものである。

委員会においては、8案件を一括して審査し、予備審査で政府からの提案理由説明の聴取、参考人からの意見聴取及び質疑を行った。本付託後、村山内閣総理大臣及び関係大臣の出席を求め、WTO設立協定締結の意義、米国のWTO実施法及び通商法301条等に関する問題、WTOが我が国の農業や繊維産業に与える影響、紛争処理、アジア地域における著作権制度の普及・整備、実演家等の著作隣接権保護強化、障害者の著作物利用に対する一層の配慮、マルチメディア等の新領域における著作権制度の確立、特許審査処理期間短縮の必要性、特許付与後の異義申立て制度と無効審判制度との関係、米国の先発明主義是正の見通し、日米欧の特許情報の公開、WIPOとTRIPとの関係、米についての特例措置の7年目以降の取扱い、事業費総額6兆100億円の農業合意関連対策等の内容及び財源、食料自給の重要性、農業者への所得補償制度の導入、食品の安全性の確保対策、政府による米の買入れ価格及び数量、米の備蓄及び調整保管の在り方、米の生産調整の推進方針、緊急輸入米の在庫処理、指定乳製品等の関税化後の酪農政策、関税による国内産業保護機能の在り方、け

ん銃を輸入禁制品に追加することの効果、環境保護の観点からの関税率の見直し等について質疑を行った。

質疑を終え、討論において、日本共産党の立木理事より著作権法等の一部改正法律案及び特許法等の一部改正法律案を除く6案件に反対する旨の意見が述べられた後、採決の結果、WTO設立協定は多数で承認し、著作権法等の一部改正法律案及び特許法等の一部改正法律案の2法律案は、いずれも全会一致で可決し、加工原料乳生産者補給金暫定措置法の一部改正法律案、繭糸価格安定法・蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正法律案、農産物価格安定法の一部改正法律案、関税定率法等の一部改正法律案及び主要食糧の需給・価格安定法律案の5法律案は、いずれも多数で可決した。

なお、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正法律案等農業関連4法律案に対し、14項目の附帯決議が多数をもって付された。

## (2) 委員会経過

### ○平成6年11月21日(月) (第1回)

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成6年11月24日(月) (第2回)

参考人の出席を求めることを決定した。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件  
(閣条第1号) (予)

について河野外務大臣から趣旨説明を聴き、

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号) (予)

について与謝野文部大臣から趣旨説明を聴き、

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(閣法第17号) (予)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

(閣法第12号) (予)

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

(閣法第13号) (予)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(閣法第14号) (予)

以上4案について大河原農林水産大臣から趣旨説明を聴き、

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（予）

について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴き、

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（予）

について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件  
（閣条第1号）（予）

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の  
一部を改正する法律案（閣法第11号）（予）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案  
（閣法第12号）（予）

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案  
（閣法第13号）（予）

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（予）

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（予）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（予）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案（閣法第17号）（予）

以上8案件について参考人宮崎県西都市長黒田昭君、鹿島建設株式会社常  
任顧問溝口道郎君、北海道農民連盟書記長信田邦雄君及び農民運動全国連合  
会代表常任委員小林節夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行っ  
た。

○平成6年11月30日（水）（第3回）

参考人の出席を求めることを決定した。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件  
（閣条第1号）（予）

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の  
一部を改正する法律案（閣法第11号）（予）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案  
（閣法第12号）（予）

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案  
（閣法第13号）（予）

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（予）

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（予）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（予）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案（閣法第17号）（予）

以上8案件について参考人長野県米を考える会会長宮澤敏文君、南山大学ヨーロッパ研究センター長渡邊頼純君、東京農工大学教授石原邦君、全国農業協同組合中央会常務理事高野博君、日本生活協同組合連合会理事日和佐信子君及びいのちをはぐくむ学校給食全国研究会代表雨宮正子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成6年12月5日（月）（第4回）

理事の補欠選任を行った。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件  
（閣条第1号）（衆議院送付）

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案  
（閣法第12号）（衆議院送付）

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案  
（閣法第13号）（衆議院送付）

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案  
（閣法第17号）（衆議院送付）

以上8案件について村山内閣総理大臣、河野外務大臣、橋本通商産業大臣、大河原農林水産大臣、武村大蔵大臣、野中自治大臣、与謝野文部大臣、井出厚生大臣、高村経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年12月6日（火）（第5回）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件  
（閣条第1号）（衆議院送付）

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

（閣法第12号）（衆議院送付）

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

（閣法第13号）（衆議院送付）

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案

（閣法第17号）（衆議院送付）

田中科学技術庁長官、武村大蔵大臣、大河原農林水産大臣、野中自治大臣、井出厚生大臣、高村経済企画庁長官、亀井運輸大臣、山口総務庁長官、宮下環境庁長官、浜本労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年12月7日（水）（第6回）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件

（閣条第1号）（衆議院送付）

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

（閣法第12号）（衆議院送付）

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

（閣法第13号）（衆議院送付）

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案

（閣法第17号）（衆議院送付）

臣、武村大蔵大臣、野中自治大臣、与謝野文部大臣、井出厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日(木) (第7回)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件  
(閣条第1号) (衆議院送付)

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の  
一部を改正する法律案(閣法第11号) (衆議院送付)

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第15号) (衆議院送付)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案  
(閣法第12号) (衆議院送付)

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案  
(閣法第13号) (衆議院送付)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(閣法第14号) (衆議院送付)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第16号) (衆議院送付)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案  
(閣法第17号) (衆議院送付)

以上8案件について村山内閣総理大臣、河野外務大臣、大河原農林水産大臣、武村大蔵大臣、五十嵐内閣官房長官、宮下環境庁長官、野中自治大臣、野坂建設大臣、橋本通商産業大臣及び井出厚生大臣に対し質疑を行い、討論の後、

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件  
(閣条第1号) (衆議院送付)

を承認すべきものと議決し、

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の  
一部を改正する法律案(閣法第11号) (衆議院送付)

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第15号) (衆議院送付)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案  
(閣法第12号) (衆議院送付)

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案  
(閣法第13号) (衆議院送付)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(閣法第14号) (衆議院送付)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第16号) (衆議院送付)

**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案**

(閣法第17号) (衆議院送付)

以上7案をいずれも可決した。

(閣条第1号) (閣法第16号) (閣法第17号)

賛成会派 自、社の一部、新緑の一部、公、二院

反対会派 社の一部、新緑の一部、共、護り

(閣法第11号) (閣法第15号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院、護り

反対会派 なし

(閣法第12号) (閣法第13号)

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共、護り

(閣法第14号)

賛成会派 自、社の一部、新緑、公、二院

反対会派 社の一部、共、護り

なお、

**加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案**

(閣法第12号) (衆議院送付)

**繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案**

(閣法第13号) (衆議院送付)

**農産物価格安定法の一部を改正する法律案 (閣法第14号) (衆議院送付)**

**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案**

(閣法第17号) (衆議院送付)

について附帯決議を行った。

請願第3号外169件を審査した。

(3) 付託議案審議表

・条約(1件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
1	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件	衆	6.10.21	6.11.21 (予)	6.12.8 承認	6.12.8 承認	6.11.2	6.12.1 承認	6.12.2 承認	6.11.2 衆本会議趣旨説明 11.21 参本会議趣旨説明

・内閣提出法律案（7件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
1 1	著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案	衆	6.10.24	6.11.21 (予)	6.12.8 可決	6.12.8 可決	6.11.2	6.12.1 可決	6.12.2 可決	6.11.2 衆本会議趣旨説明 11.21 参本会議趣旨説明
1 2	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案	〃	10.24	11.21 (予)	12.8 可決	12.8 可決	11.2	12.1 可決	12.2 可決	
1 3	繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案	〃	10.24	11.21 (予)	12.8 可決	12.8 可決	11.2	12.1 可決	12.2 可決	
1 4	農産物価格安定法の一部を改正する法律案	〃	10.24	11.21 (予)	12.8 可決	12.8 可決	11.2	12.1 可決	12.2 可決	
1 5	特許法等の一部を改正する法律案	〃	10.24	11.21 (予)	12.8 可決	12.8 可決	11.2	12.1 可決	12.2 可決	
1 6	関税定率法等の一部を改正する法律案	〃	10.24	11.21 (予)	12.8 可決	12.8 可決	11.2	12.1 可決	12.2 可決	
1 7	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案	〃	10.24	11.21 (予)	12.8 可決	12.8 可決	11.2	12.1 可決	12.2 可決	

## (4) 成立議案の要旨・附帯決議

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件

(閣条第1号)

### 【要旨】

この協定は、1986年（昭和61年）9月に開始された「関税及び貿易に関する一般協定」（ガット）の第8回目の多角的貿易交渉であるウルグァイ・ラウンドの結果、1994年（平成6年）4月15日にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会合において作成されたものであり、前文、本文16か条、末文、附属書の一覧表及び4の附属書、すなわちこの協定の不可分の一部を成しすべての加盟国を拘束する附属書1、附属書2及び附属書3（以上は「多角的貿易協定」という）、並びに受諾加盟国についてはこの協定の一部を成す附属書4（「複数国間貿易協定」という）から成る。本承認案件の対象は、このうちの附属書4を除いたものであり、主な内容は次のとおりである。

1. 世界貿易機関（WTO）を設立する。
2. WTOは、加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供する。
3. WTOは、この協定及び多角的貿易協定の実施及び運用を円滑にし、また、複数国間貿易協定の実施及び運用のための枠組みを提供する。WTOは、多角的貿易関係に関する加盟国間の交渉のための場を提供する。
4. すべての加盟国の代表で構成する閣僚会議及び一般理事会を設置し、閣僚会議は少なくとも2年に1回会合し、一般理事会は適当な場合に会合する。事務局長を長とするWTO事務局を設置する。
5. WTOは、法人格を有するものとし、その任務の遂行のために必要な法律上の能力を各加盟国によって与えられる。WTOは、本部協定を締結することができる。
6. WTOは、1947年の関税及び貿易に関する一般協定の下でのコンセンサス方式による意思決定の慣行を維持し、その方式によって決定することができない場合は、投票によって決定する。
7. この協定が効力を生ずる日における1947年の関税及び貿易に関する一般協

定の締約国及び欧州共同体であって、この協定及び多角的貿易協定を受諾し、かつ、1994年の関税及び貿易に関する一般協定に自己の譲許表が附属され及びサービス貿易一般協定に自己の特定の約束に係る表が附属されているものは、WTOの原加盟国となる。すべての国又は独立の関税地域は、この協定に加入することができる。

8. この協定は、署名その他の方法によって行う受諾のために開放しておく。受諾は、この協定及び多角的貿易協定の双方に係るものとする。この協定及び多角的貿易協定は、ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書の3に従って閣僚が決定する日に効力を生ずる。
9. 加盟国は、自国の法令及び行政上の手続を附属書の協定に定める義務に適合したものとすることを確保する。留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。多角的貿易協定の規定についての留保は、これらの協定に定めがある場合に限り、その限度において付することができる。
10. 附属書には、次の協定及び関係文書が含まれている。

(1) 附属書1 A 物品の貿易に関する多角的協定

- ① 1994年の関税及び貿易に関する一般協定
- ② 農業に関する協定
- ③ 衛生植物検疫措置の適用に関する協定
- ④ 繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定
- ⑤ 貿易の技術的障害に関する協定
- ⑥ 貿易に関連する投資措置に関する協定
- ⑦ 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定  
（ダンピング防止協定）
- ⑧ 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定  
（関税評価協定）
- ⑨ 船積み前検査に関する協定
- ⑩ 原産地規則に関する協定
- ⑪ 輸入許可手続に関する協定
- ⑫ 補助金及び相殺措置に関する協定
- ⑬ セーフガードに関する協定

- (2) 附属書 1 B サービスの貿易に関する一般協定
- (3) 附属書 1 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
- (4) 附属書 2 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解
- (5) 附属書 3 貿易政策検討制度

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）

### 【要旨】

本法律案は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を締結するため、著作権法等の所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1. 著作権法の一部改正

- (1) 著作権法により保護を受ける実演、レコード及び放送の範囲に、世界貿易機関の加盟国に係るものを加えること。
- (2) 世界貿易機関の加盟国を本国とする著作物に係る保護期間の相互主義の特例を定めること。
- (3) 世界貿易機関の加盟国に係る実演については、商業用レコードの二次使用料を受ける権利を付与しないこと。
- (4) 外国の商業用レコード製造業者が世界貿易機関の加盟国のレコード製作者から原盤の提供を受けて製造した商業用レコードを、商業用レコードとして複製等する行為に対する罰則を定めること。
- (5) レコード保護条約により保護の義務を負うレコードに係る複製権の制限に関する経過措置を廃止すること。

#### 2. 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正

世界貿易機関の加盟国を本国とする著作物については、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の規定を適用しないこと。

#### 3. その他

- (1) 世界貿易機関の加盟国に係る実演、レコード及び放送については、現行著作権法施行時（昭和46年1月）以後のものまで遡って保護すること。
- (2) その他関係規定の整備を行うこと。

#### 4. 施行期日

この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日の翌日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

(閣法第12号)

##### 【要旨】

本法律案は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、畜産振興事業団以外の者が指定乳製品等の輸入を行うことができるようにするとともに、乳製品の輸入に係る事情の変化に的確に対処するため、同事業団が行う指定乳製品等の輸入に係る調整の業務を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 事業団以外の者が指定乳製品等の輸入を行うことができるようにするとともに、これらの者が輸入する指定乳製品等の買入れ及び売戻しの業務を新たに事業団が行うこととする。
2. 事業団が行う指定乳製品等の輸入について、現行の価格高騰時の輸入のほか、国際約束に従って農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等の輸入を行うこととする。
3. 事業団の指定乳製品等の売渡しについて、価格高騰時及び農林水産大臣の指示する方針による場合に行うこととする。

#### 繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

(閣法第13号)

##### 【要旨】

本法律案は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、繭及び生糸の国境措置が関税化されるに当たり、新たな国際的規律の下で蚕糸業の経営の安定と絹業への生糸の安定供給を図るため、蚕糸砂糖類価格安定事業団が行う生糸の輸入に係る調整の業務を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 事業団以外の者が生糸の輸入を行うことができるようにするとともに、事業団が生糸の価格の安定を図るため、引き続き、生糸の輸入を行うことができることとする。
2. 事業団以外の者が輸入する生糸について、事業団が買入れ及び売戻しを行いその価格を調整するとともに、実需者が需給上必要な量を輸入する場合には、生糸価格の安定に支障のない範囲内でその輸入に係る生糸の買入れ及び売戻しの対価の差額を減額することとする。
3. 輸入に係る生糸の買入れ及び売戻しの対価の差額を事業団の蚕糸業振興資金に充てることとし、蚕糸業の経営の安定に活用することとする。

#### 農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

##### 【要旨】

本法律案は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、新たな国際的規律の下においても、本制度の効果的な運用を確保するため、政府が買入れた農産物等を農林水産大臣の定める価格で売り渡すことができる場合についての規定を拡充しようとするものである。

#### 特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）

##### 【要旨】

本法律案は、工業所有権制度の国際的調和を図り、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の確実な実施を確保するとともに、技術開発成果の迅速かつ十分な保護の要請に的確に対処するため、外国語書面により特許出願をすることができる制度の創設、特許後に異議申立てを行う制度の採用、特許権の存続期間の延長等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 1. 特許法の一部改正

##### (1) 特許権の効力の拡大

発明の実施行為に譲渡又は貸渡しの申出を追加する。

##### (2) 特許対象の追加

原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明の特許を受けることができる発明とする。

(3) 明細書の記載要件の緩和

発明の詳細な説明は、その発明の属する技術分野で通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に、明確かつ十分に記載することとする。また、特許請求の範囲の記載は、特許を受けようとする発明が明確であり、請求項ごとの記載が簡潔なものとする。

(4) 特許出願への外国語書面出願制度の導入

特許出願人は、日本語で記載した明細書等に代えて、通商産業省令で定める外国語で記載した明細書等（外国語書面）を願書に添付することができることとする。ただし、2月以内にその翻訳文を提出しなければならない。また、最初の拒絶理由通知に対する応答期間までは、明細書等についての補正を認め、外国語書面出願についても、誤訳の訂正を目的とした明細書等の補正を認めることとする。

(5) パリ条約の同盟国以外の国からの特許出願に対する優先権の適用

世界貿易機関の加盟国及び相互主義により日本国民に対して優先権主張を認める国からの特許出願に対して優先権主張を認める。

(6) 特許期間の延長

特許権の存続期間を特許出願の日から20年とする。

(7) 裁定による通常実施権の取消条件及び移転条件の改正

特許庁長官は、通常実施権を設定すべき旨の裁定を維持することが適当でなくなったときは、これを取り消すことができることとする。また、裁定による通常実施権は、実施の事業とともに移転する場合に限り移転することができることとする。

(8) 特許料の追納による特許権の回復

本人の責めによらない理由で特許料の納付期限を徒過した場合につき、一定期間に限り、特許料の追納を認め、失効した特許権の回復をできることとする。

(9) 特許権付与前の特許異議申立制度の廃止及び特許権付与後の特許異議申立制度の創設

特許権付与前の特許異議申立制度を廃止し、何人も、特許権の設定登録に関する特許公報の発行後6月以内は、特許異議の申立てを行うことがで

きることとする。

## 2. 商標法の一部改正

ぶどう酒又は蒸溜酒の産地を表示する標章を有する商標を、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸溜酒について使用する場合は、商標を受けることができないこととする。

## 3. その他

実用新案法、意匠法及び商標法について、特許法の改正に準ずる所要の改正を行うとともに、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律及び弁理士法について、世界貿易機関の加盟国へのパリ同盟国と同様の地位の付与、外国籍の弁理士が裁判所で陳述する際の許可条項の削除等の改正を行う。

### 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）

#### 【要旨】

本法律案は、ウルグァイ・ラウンド交渉の結果合意された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施等のため、関税率及び関税制度について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1. 農産物の輸入制限品目等の関税化に伴う措置

農産物のうち現在行っている輸入制限等を関税化する品目（麦類、乳製品、でん粉等）について、現行関税率を原則として内外価格差に相当する水準まで引き上げるとともに、現行アクセス機会の確保等のため、現行アクセス数量については現行関税率を維持することを内容とする関税割当制度等を導入する。また、これら関税化品目について輸入急増等に対応する特別緊急関税を導入する等の措置を行う。

#### 2. 個別品目の関税率等の改正

牛肉及び豚肉について関税率を6年間で段階的に引き下げるとともに、輸入急増等に対応する緊急措置を導入する等のほか、一部の熱帯産品等について特惠税率を引き下げる等の措置を行う。

#### 3. 関税率体系の見直し

関税率水準として定着している現行の実行税率を原則として基本税率とす

ることにより関税率体系の整理・簡素化を行う。

#### 4. 特殊関税制度の整備

貿易ルール等の公正な運用を確保する観点から、貿易ルールに関する協定等に合わせて相殺関税、不当廉売関税及び緊急関税について課税期間の上限の設定等の整備を行う等の措置を行う。

#### 5. その他

商標権、著作権又は著作隣接権を侵害する物品について権利者からの輸入差止め申立て制度を導入するとともに、向精神薬、けん銃類等を輸入禁制品に追加するほか、関税法等の罰金額を引き上げる等の措置を行う。

### 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案（閣法第17号）

#### 【要旨】

本法律案は、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、生産調整の円滑な推進、備蓄の機動的な運営及び米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 政府は、米穀の需給の適確な見通しを定め、これに基づき、計画的にかつ整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、その適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うこととし、農林水産大臣はこれに必要な基本計画を策定することとする。
2. 米穀の生産者に関しては、現行の政府への売渡義務を廃止し、消費者の必要とする数量の米穀が計画的かつ安定的に出荷されるよう、その売渡先を特定するとともに、計画出荷米以外のものは、その数量の届出を要件として自由に販売できることとする。また、自主流通米及び政府米の適正かつ円滑な流通を確保するため、その出荷取扱及び販売を行う業者については、現行の指定・許可制に代えて登録制とするほか、自主流通米を計画的に流通させる主体として自主流通法人を法律上位置付けることとする。これに併せて、そ

の流通ルートについても、流通実態に沿うよう多様化・弾力化することとする。

3. 入札を通じて自主流通米の取引の指標とすべき適正な価格の形成が図られるよう、その機能を担う自主流通米価格形成センターを法律上位置付けるとともに、政府米の買入価格については、自主流通米価格の動向等を反映させるほか、生産条件等を参酌し、再生産の確保を旨として定めることとする。
4. 政府は、備蓄の円滑な運営を図るため生産調整実施者から政府米を買い入れるとともに、政府により輸入された米穀等の売買差額が国際約束に従って農林水産大臣が定めた額の範囲内となるよう、売渡しを行うこととする。
5. 麦については、国際約束に従って、政府以外の者が関税相当量を支払えば輸入することができるものとするほか、政府により輸入された麦等の売買差額について米穀等の場合と同様の規定の整備を行うこととする。

#### 〔附帯決議〕

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案に対する附帯決議

我が国の農業は、国民の食生活等に不可欠な農産物の供給や地域経済の活性化等の面で重要な役割を果たしているばかりでなく、生産の場である水田や畑は、森林ともあいまって、国土・自然環境の保全、緑の景観の維持等多面的な公益的機能を発揮している。

このため、国際化時代の進展に対応して、農業の生産基盤を整備し、農産物の需給の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定を期することは、国の重要な責務である。

よって政府は、世界貿易機関設立協定に関連する農業関係法の施行に当たり、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策予算について従来の農林水産予算に支障をきたさないようにする等国内対策を誠実に推進し、農業者の不安を払拭するとともに、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 カレント・アクセス等によって輸入される乳製品、生糸・繭、でん粉及び

小麦の国内市場への供給については、国内製品の需給や価格に悪影響を及ぼさないよう適切に対応すること。

- 2 乳製品については、需給の安定に努めるとともに、酪農経営の体質強化を図るため、生産基盤の整備、負債対策の充実、担い手の確保等総合的な施策を推進すること。
- 3 生糸・繭については、先進国型養蚕業の早期確立・普及等生産対策に万全を期するとともに、最近における生糸価格の低迷に対処して適切な対策を講ずること。
- 4 でん粉については、コーンスターチ用とうもろこしと国内産でん粉との抱き合わせ制度の適切な運用等により、でん粉原料である甘しょ及び馬鈴しょの安定的な需要の確保に努めるとともに、生産対策の充実を図ること。
- 5 新たな国際的規律の下で国民に対する主要食糧の安定的供給を確保するため、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画を定めるに当たっては、国民生活の安定を期するとともに、生産者の意向を十分踏まえ、農業経営の中・長期的安定に配慮すること。
- 6 生産調整の重要性にかんがみ、その実施に当たっては、生産者の自主性を尊重しつつ、行政と農業団体等が一体となって取り組むとともに、需給調整が円滑に行われるよう米穀の生産力、流通・在庫量、消費量等を的確に把握し、かつ、営農の安定にも配慮して生産調整目標面積を決定すること。

また、生産調整助成金については、生産調整の実効性確保の観点を踏まえ適正に決定するとともに、政府買入価格については、需給動向等を反映させつつ、再生産が確保されるよう決定すること。

- 7 ミニマム・アクセスによる輸入米については、国産米の需給及び価格の安定が確保されるよう、新たに加工用、海外援助用などへの活用を真剣に検討するとともに、国産米との品質格差等を適正に勘案して売渡価格を設定すること。

また、平成5年産米の凶作に対処するために緊急輸入した米穀についても、国内産米の流通に悪影響を及ぼさないよう適切に処理すること。

- 8 米穀の備蓄制度の重要性にかんがみ、政府が第一義的責任をもってその運営を行うとともに、備蓄数量については、150万トンの確保を基本としつつ

も、需給及び価格の安定を図る見地から余裕をもって弾力的に運用すること。

また、備蓄に伴うコスト負担につき国民の理解が得られるよう努めること。

- 9 計画流通制度の運営に当たっては、生産者ごとに定める計画出荷基準数量について生産者の意向を十分反映させるとともに、出荷契約について作況変動等による事情の変化を反映させる仕組みとし、あわせて計画出荷米が安定的に供給されるよう米穀の生産者等に対し適切な助成措置を講ずること。

また、計画出荷米以外の米穀の売渡しに係る生産者の届出制度については、米穀の安定供給に支障をきたさないよう運営するとともに、その手続について極力簡素化すること。

- 10 流通規制の緩和に当たっては、産地間の過当競争、流通の混乱、不当な価格操作等不測の事態が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、小売業者等販売業者の業種転換や体質強化等が円滑に図られるよう、その対策に万全を期すること。

また、万一の緊急事態に備えるため、配給等を実施し得る体制の整備に配慮すること。

- 11 米穀の品質、安全性等に対する国民の関心の高まりに対応するため、国営検査がこれまで果たしてきた役割に配慮し、必要な施設、効率的体制の整備を促進するとともに、農産物検査制度の在り方について検討すること。

また、年産・産地品種銘柄などの表示については、消費者の商品選択のよりどころとなるばかりでなく、米穀の適正かつ円滑な流通を確保する上で不可欠であることから、一層の整備を図ること。

- 12 豊作等により米価が著しく低落する場合等においては、備蓄の運用と自主流通法人が行う調整保管を適切に関連付けて実施するとともに、調整保管の暴落時対策としての重要性にかんがみ、国も必要な支援措置を講ずること。

また、自主流通米価格形成センターについては、自主流通米の取引の指標となる価格が適正に形成されるよう、公正な運営に努めること。

- 13 国際化時代に対処し、米穀の生産力の向上を図るため、生産基盤の整備の促進、担い手の確保等必要な諸施策の充実に努めること。

また、米の需要を拡大するため、米についての正しい知識の普及、新しい米加工品の開発等を促進すること。

14 畑作地域における輪作作物、水田における転作作物等としての麦の重要性にかんがみ、国内農業における麦作の位置付けを明確にするとともに、品質の改善と生産振興対策を充実すること。

右決議する。

## 【交通安全対策特別委員会】

### (1) 審議概観

#### 〔国政調査等〕

第130回国会閉会後の9月6日から7日にかけて、大阪府、兵庫県の交通安全対策及び阪神高速道路湾岸線等に関する実情調査のため、大阪府、兵庫県に委員派遣を行った。また、9月29日、派遣委員から報告を聴いた。

### (2) 委員会経過

○平成6年9月29日（木）（第130回国会閉会後第1回）

派遣委員から報告を聴いた。

——本委員会は、第131回国会において設置されなかった。——

## 2 委員会未付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
7	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	内閣委員長 (6.12. 6)	6.12. 6							継続審査	

### 3 調査会審議経過

#### 【国際問題に関する調査会】

##### (1) 活動概観

###### 〔調査の経過〕

本調査会は、第124回国会の平成4年8月7日（金）に設置されて以来、3年間にわたる調査活動のテーマとして設定した「21世紀に向けた日本の責務」について、政治、経済、文化等幅広い観点から調査を行ってきた。今国会においては、これまでの調査を踏まえ、最終年を迎えるに当たって設定した「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」のテーマの下、アジア太平洋地域における信頼醸成の構築、国際文化交流の推進及び政府開発援助（ODA）の在り方について調査を進めた。

今国会の会期中、調査会は2回行われた。まず、平成6年11月2日（水）に平山郁夫君及び青木保君の両参考人から国際文化交流の推進について、また猪口孝君、西原正君及び前田哲男君の各参考人からアジア太平洋地域における信頼醸成の構築について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。次いで、11月9日（水）に松井謙君及び鷺見一夫君の両参考人から政府開発援助（ODA）の在り方についてそれぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

また、11月9日（水）の調査会において、第130回国会閉会中の9月12日（月）から14日（水）までの3日間にわたって行われた委員派遣の派遣報告を聴取した。

###### 〔調査の概要〕

##### 1. アジア太平洋地域における信頼醸成の構築

調査会では、21世紀初頭のアジア太平洋地域の平和と繁栄のための条件、アジア太平洋地域における信頼醸成の努力、ASEAN地域フォーラムの意義と問題点、地域の信頼醸成構築における日本の役割、信頼醸成措置導入の必要性、ロシア、東南アジア及び太平洋諸国に対する信頼醸成措置導入の意義等について論議が行われた。

##### 2. 国際文化交流の推進

調査会では、平和と文化の手段による国際貢献の意義、アジア太平洋地域における情報文化基地としての日本の役割、文化財保存修復センター、アジア太平洋情報文化センター及び高等学術研究センターの設置の構想、留学生受け入れ制度及びアジア太平洋地域への留学制度の充実、異文化及び外国語教育の充実等について論議が行われた。

### 3. 政府開発援助（ODA）の在り方

調査会では、ODA政策の課題、ODAの現状と問題点、ODA基本法制定の意義とその問題点等について論議が行われた。

## （2）調査会経過

### ○平成6年10月6日（木）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

### ○平成6年11月2日（水）（第2回）

「21世紀に向けた日本の責務—アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて—」のうち、国際文化交流の推進について参考人東京芸術大学学長平山郁夫君及び大阪大学教授青木保君から、アジア太平洋地域における信頼醸成の構築について参考人東京大学教授猪口孝君、防衛研究所第一研究部長西原正君及びジャーナリスト前田哲男君からそれぞれ意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

### ○平成6年11月9日（水）（第3回）

派遣委員から報告を聴いた。

「21世紀に向けた日本の責務—アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて—」のうち、政府開発援助の在り方について参考人東京国際大学教授松井謙君及び新潟大学教授鷺見一夫君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

### ○平成6年12月8日（木）（第4回）

国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

## 【国民生活に関する調査会】

### (1) 活動概観

#### 〔調査の経過〕

本調査会は、今期の3年間のテーマを「本格的高齢社会への対応」として調査を行っている。

調査の初年度においては、高齢社会の現状と課題について概観するとともに、高齢者の介護と生活環境の整備の問題を中心に10項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、平成5年8月に議長に提出した。また、2年度目においては、前年度の提言についてのフォローアップを行うとともに、高齢者福祉の視点から、家族、医療、生活保障の三つの分野について検討を加え、14項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、平成6年6月に議長に提出した。

今国会は、3年度目の実質的な調査が行われた最初の国会であり、来年7月までに提出される最終的な議長への報告の取りまとめに向けて、本格的高齢社会に対応するためにはいかにあるべきか、その基本理念、施策の基本的な在り方などについて調査が行われた。

まず施策の動向に関して、前年度の14項目の提言を中心にフォローアップを行うこととし、10月20日に政府から提言に関連する施策の現状と課題について説明を聴取し、10月28日に質疑を行った。

また、本格的高齢社会への対応に関する件について4名の参考人を招致し、11月9日、18日にそれぞれ各2名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

なお、本調査会は、第130回国会閉会後の8月23日から25日までの3日間、島根県と鳥取県の両県において保健医療、福祉及び雇用等の高齢社会対策についての実情調査を行ったが、その派遣委員の報告を10月6日に行った。

#### 〔調査の概要〕

本調査会は、3年度目の調査を行うに当たって、高齢社会の諸問題に対するより具体的・実効的な対応策を検討するため、まず前年度の14項目の提言を中心にフォローアップを行うこととし、厚生省、内閣官房、文部省、運輸省、労働省、建設省から施策の動向等について説明を聴取し、質疑を行った。

その主な内容は、今後の高齢社会対策の基本理念、施策の基本的方向、高齢

社会対策の総合的・計画的推進のための法的整備、公的責任の範囲、新ゴールドプランの法的位置付けの明確化、老人保健福祉計画の実効性と財源措置、特別養護老人ホームの設置基準の緩和と個室化の推進、在宅介護支援センターの拡充、訪問看護の利用回数制限の緩和、福祉サービスの窓口の一元化、ホームヘルパーの処遇改善、民間企業の介護休業制度の法的整備、延長保育体制の充実、空き教室の学童保育やデイサービスセンターへの利用、福祉マンパワーの育成状況、福祉に関する関係教科内容の改善と学校教育法等における位置付けの明確化、教育費負担の軽減措置、高齢者仕様住宅への低利融資制度の創設、ウェルフェアテクノハウスの推進、実生活に適した福祉用具の普及等についてであった。

また、本格的高齢社会への対応に関する件について、有料老人ホーム・グリーン東京社長滝上宗次郎君、朝日新聞社論説委員大熊由紀子君、上智大学法学部教授堀勝洋君、聖学院大学政治経済学部教授城戸喜子君の4名を参考人として招致し、意見聴取と質疑を行った。

各参考人からの主な意見の内容は次のとおりである。

滝上参考人からは、「福祉社会への7つの提言」と題して、21世紀への長期的な視点、高齢者の視点・現場の視点、介護の非市場性と新たな福祉経済学、産業構造の高度化と福祉財源確保のための行財政改革、福祉の社会化と介護保険の創設、付き添い廃止の再考、情報の公開と医療・福祉に関する学問の自由等について意見が述べられた。

大熊参考人からは、「高齢社会をめぐる9つの錯覚」と題して、我が国の高齢化の現状と家族の介護力についての認識や家族・ボランティアの活用は公共部門の肥大化を防ぐ、民間活用によるサービスの質的向上、生涯現役は痴呆や寝たきりを防ぐ、小規模市町村に福祉サービスの供給力はない、高福祉は国の経済力を弱めるとの認識と現状の相違等について意見が述べられた。

堀参考人からは、「社会保障の理念と法的諸問題」と題して、社会保障の基本理念、社会保障に係る基本法制の在り方と問題点（社会保障基本法の制定に係る問題、社会保障法の法典化に係る問題、保健・福祉等の計画法制定に係る問題）、社会福祉法の権利義務に関する諸問題（福祉サービスを受ける権利、福祉サービスの内容に係る権利、福祉サービスの手続に係る権利、福祉サービ

スに係る権利の救済、福祉サービス受給者の人権擁護、意思能力の低下した者等の人権擁護と福祉サービス)等について意見が述べられた。

城戸参考人からは、「介護の費用と労働」と題して、介護のニーズと費用(各種施設と在宅における介護の総費用と個人負担、社会保障給付費と介護費用規模の国際比較、介護ニーズと公的介護費用の将来推計)、介護のニーズと労働力(保健医療・福祉部門労働力の国際比較、1970年以降の保健医療・福祉従事者数の増大、介護・社会福祉従事者数の将来推計)、社会福祉の理念に照らした介護保障についての考え方等について意見が述べられた。

以上4名の参考人に対する主な質疑の内容は、憲法25条(国民の生存権)と国の責務、高齢社会対策等についてのビジョン、理念、施策の基本的方向についての法制化の意義と効果、新ゴールドプランの法的根拠となる基本法制定の必要性、新ゴールドプランの実効性を確保するための財源問題、社会保障分野における地方分権化の在り方、福祉サービスの基準化、施設入所高齢者の権利、成年後見制度、介護労働者の労働条件、要介護者の出現要因と出現率の関係、介護の期間による費用の変化、介護費用積算上の住宅整備費用の扱い、家族介護者への緊急的な援助策、24時間介護体制実現のための施策、公的サービスの効率化のための福祉施設の運営の在り方、措置費等の効率的使用、福祉の社会化に果たす学校教育の役割、看護婦への権限の委譲問題、国民年金の第3号被保険者問題、過疎地域等における医師の確保問題等についてであった。

## (2) 調査会経過

### ○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

国民生活に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成6年10月20日(木) (第2回)

本格的高齢社会への対応に関する件について政府委員及び内閣官房当局から説明を聴いた。

○平成6年10月28日（金）（第3回）

本格的高齢社会への対応に関する件について政府委員、郵政省、文部省、労働省、建設省、自治省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月9日（水）（第4回）

理事の補欠選任を行った。

本格的高齢社会への対応に関する件について参考人有料老人ホーム・グリーン東京社長滝上宗次郎君及び朝日新聞社論説委員大熊由紀子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成6年11月18日（金）（第5回）

本格的高齢社会への対応に関する件について参考人上智大学法学部教授堀勝洋君及び聖学院大学政治経済学部教授城戸喜子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日（木）（第6回）

理事の補欠選任を行った。

国民生活に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

## 【産業・資源エネルギーに関する調査会】

### (1) 活動概観

#### 〔調査の経過〕

平成4年8月に設置された第3期の産業・資源エネルギーに関する調査会は、「21世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の課題」を統一テーマに調査を進めてきた。

最終年に当たる本年は、過去1、2年目の調査についての取りまとめと、なお残された課題等について調査を行うこととし、産業関係では「産業構造の変化と雇用問題等」「企業のフィランソロピー活動」、資源エネルギー関係では「エネルギーの有効利用と新エネルギーの開発」「技術開発と研究体制の整備等」に焦点を絞り、政府側からの説明聴取・質疑、6名の参考人からの意見聴取・質疑を行った。

また、第3期の統一テーマについて委員の意見表明及び委員間での自由討議を行った。

#### 〔調査の概要〕

##### 1 産業関係

###### (1) 政府からの説明聴取・質疑

通商産業省からは最近の企業を取り巻く環境の変化を中心に経済フロンティアの拡大の必要性等について、労働省からは非正規従業員の労働問題の現状と課題、ボランティア休暇の現状と環境整備等について、経済企画庁からは内外価格差、消費者教育、フィランソロピー活動の課題等について、また、運輸省からはモーダルシフト推進の必要性と都市内物流の効率化等について各々説明を聴取した。

委員からは、海外生産による雇用機会の喪失、企業家マインドの喚起とベンチャービジネスの育成、経済成長率の政府見通し見直しの必要性、企業の投資行動の在り方等について質疑があった。

###### (2) 参考人からの意見聴取・質疑

産業構造の変化と雇用問題等について、中条潮参考人からは、産業構造の変化の在り方を中心に規制緩和の必要性、首都圏の社会資本への集中投

資、終身雇用制の見直し等についての意見が述べられた。富田俊基参考人から、現在の日本経済の構造変化の原因と内外価格差、価格破壊、空洞化が雇用情勢に及ぼす影響について意見が述べられた。本間正明参考人から、フィランソロピー活動について特定公益増進法人制度、寄付金税制等の制度改革の必要性を中心に意見が述べられた。

委員からは、規制緩和が雇用に及ぼす影響、企業及び産業間の労働移動の円滑化方策、フィランソロピー活動における地方自治体と民間非営利セクターの役割分担等について質疑があった。

### (3) 委員の意見表明及び自由討議

産業の空洞化と雇用喪失、新公共投資基本計画の遂行と財源の在り方、新しい産業分野に対する政策的対応の必要性、産業構造変化に対応した中小企業対策、人材の流動化に対応した教育制度の改革の必要性等について委員の意見表明及び自由討議を行った。

## 2 資源エネルギー関係

### (1) 政府からの説明聴取・質疑

通商産業省からエネルギーを巡る国際情勢、我が国のエネルギー需給見通し、エネルギー安定供給対策、エネルギー供給体制の効率化等について、科学技術庁からエネルギー研究開発の状況、21世紀に向けた原子力開発利用等について説明を聴取した。

委員からは、長期エネルギー需給見通しの基本的考え方、電気事業及び石油製品輸入の規制緩和の検討状況、新エネルギーの普及の遅延要因、新エネルギー開発と国際貢献等について質疑があった。

### (2) 参考人からの意見聴取・質疑

エネルギーの有効利用については、竹内啓参考人から、エネルギー資源と地球環境は表裏一体であり、世界的・全人類的視点でとらえるべきこと、新エネルギー技術の開発推進と社会経済システム、ライフスタイルの変革等体系的に政策を変えていくべきことの重要性の意見が述べられた。

また、新エネルギーの開発については、山本貞雄参考人から、太陽光発電が普及しない最大の原因はコスト高にあること、約2,000億円の財政資金を使用すればコスト低減が図れること、ODAに環境ジャンルを確立し

オフィサー主義により太陽光発電を導入すること等の意見が述べられた。

さらに、技術開発と研究体制の整備等に関しては、吉川弘之参考人から、大学における研究補助者削減の見直し、研究者の流動性の拡大、留学生の受入れを通じた国際貢献の必要性等の意見が述べられた。

委員からは、太陽光発電の普及策、若者の理工系離れ対策、大学の研究環境の整備等に関する質疑があった。

### (3) 委員の意見表明及び自由討議

地球環境問題克服のための原子力発電の立地促進と地元対策を中心とした対応策、原子力関連情報の国民への開示、税制も含めた省エネ政策の見直し、太陽光発電システムの普及並びにコージェネレーションシステム確立のための立法化の提言等について委員の意見表明及び自由討議を行った。

## (2) 調査会経過

### ○平成6年9月30日（金）（第1回）

調査会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

理事の補欠選任を行った。

### ○平成6年11月9日（水）（第2回）

参考人の出席を求めることを決定した。

21世紀に向けての企業行動のあり方に関する件について政府委員及び労働省当局から説明を聴いた後、政府委員、労働省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

産業構造の変化と雇用問題等に関する件及び企業のフィランソロピー活動に関する件について参考人慶應義塾大学商学部教授中条潮君、株式会社野村総合研究所政策研究センター長富田俊基君及び大阪大学大学院国際公共政策研究科教授本間正明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

### ○平成6年11月11日（金）（第3回）

エネルギー供給の課題と対策に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び環境庁当局に対し質疑を行った。

エネルギーの有効利用と新エネルギーの開発に関する件及び技術開発と研究体制の整備等に関する件について参考人明治学院大学国際学部教授竹内啓君、京セラ株式会社代表取締役専務山本貞雄君及び東京大学総長吉川弘之君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成6年11月30日（水）（第4回）

21世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の課題に関する件について意見の交換を行った。

○平成6年12月8日（木）（第5回）

産業・資源エネルギーに関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は1,895件（188種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「国民健康保険制度の改革に関する請願」147件、「消費税の税率引上げ反対、食料品非課税の実現等に関する請願」87件、「私学助成に関する請願」86件などであった。

各委員会への付託件数は、内閣47件、地方行政108件、法務42件、外務1件、大蔵244件、文教243件、厚生669件、農林水産26件、商工1件、運輸1件、通信23件、労働129件、建設58件、議院運営62件、科学技術8件、環境46件、災害対策2件、政治改革12件、貿易機関170件であった。

また、取り下げられた請願は3件（付託前1件、付託後2件）であった。

なお、「ガット・ウルグァイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願」外67件、「減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する請願」外77件は、当初それぞれ外務委員会、農林水産委員会に付託したが、11月21日に世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会が設置され、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）外関連議案7件が同委員会に付託（予備）されたため、同月24日、同委員会に付託変更した。

次に、請願者の総数は1,500万9,005人に上り、このうち「私学助成大幅増額と35人以下学級の早期実現に関する請願」、「消費税の税率引上げ反対、食料品非課税の実現等に関する請願」、「35人以下学級実現、教職員定数改善、私学助成の大幅増額に関する請願」及び「私学助成の大幅増額と急減期特別助成の実現に関する請願」の4件は、いずれも請願者数が100万人を超えている。

また、請願書の紹介提出期限については、11月15日の議院運営委員会理事会において会期終了日の9日前の同月24日までと決定された。なお、12月2日に衆参の本会議において6日間の会期延長の議決がなされたが、短期延長のため再受理は行わなかった。

12月7日、8日及び9日各委員会において請願の審査が行われ、8委員会において319件（23種類）の請願が採択すべきものと決定された。これを受けて8日の本会議において、まず「雲仙普賢岳災害に関する請願」外1件が採択され、翌9日の本会議において「法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願」外316件が採択され、それぞれ即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は16.9％であり、また種類別の採択率（採択数／付託数）は12.3％であった。

## 2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委員会	付託	採択	不採択	未了	採択	
内閣	47	0	0	47	0	
地方行政	108	0	0	108	0	
法務	42	29	0	13	29	
外務	1	0	0	1	0	
大蔵	244	0	0	244	0	
文教	243	20	0	223	20	
厚生	669	193	0	476	193	
農林水産	26	1	0	25	1	
商工	1	0	0	1	0	
運輸	1	0	0	1	0	
通信	23	0	0	23	0	
労働	129	47	0	82	47	
建設	58	23	0	35	23	
議院運営	62	0	0	62	0	
科学技術	8	0	0	8	0	
環境	46	4	0	42	4	
災害対策	2	2	0	0	2	
政治改革	12	0	0	12	0	
貿易機関	170	0	0	170	0	
合計	1,892	319	0	1,573	319	提出総数 1,895件
						取下げ 3件

### 3 本会議において採択された請願件名一覧

- 法務委員会 .....29件
- ・法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願  
(第675号外28件)
- 文教委員会 .....20件
- ・義務教育費国庫負担制度の現行水準堅持に関する請願 (第13号)
  - ・義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願 (第1046号外4件)
  - ・義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願 (第1329号外13件)
- 厚生委員会 .....193件
- ・社会福祉施設整備の国庫補助に関する請願 (第12号)
  - ・児童家庭対策長期プランの策定と保育制度の充実に関する請願 (第121号)
  - ・保育制度の改善と充実に関する請願 (第255号外1件)
  - ・男性介護人に関する請願 (第258号外5件)
  - ・重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願 (第259号外6件)
  - ・カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願 (第420号外23件)
  - ・人工肛(こう)門・人工膀胱(ぼうこう)造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願 (第501号外7件)
  - ・身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願 (第897号外23件)
  - ・介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願  
(第903号外23件)
  - ・重度障害者のケアハウスの設置に関する請願 (第904号外23件)
  - ・重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願  
(第907号外23件)
  - ・医療制度の対策と改善に関する請願 (第908号外23件)
  - ・在宅障害者の介助体制確立に関する請願 (第909号外23件)

- 農林水産委員会..... 1件
  - ・農業農村整備事業予算枠の拡大に関する請願（第197号）
- 労働委員会..... 47件
  - ・労働行政拡充強化のための大幅増員に関する請願（第757号外22件）
  - ・障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大及び指導の強化に関する請願（第900号外23件）
- 建設委員会..... 23件
  - ・一般国道への障害者用公衆トイレの設置に関する請願（第898号外22件）
- 環境特別委員会..... 4件
  - ・富士山の世界遺産リストへの登録に関する請願（第1312号外3件）
- 災害対策特別委員会..... 2件
  - ・雲仙普賢岳災害に関する請願（第1291号外1件）

# 質問主意書一覧

(平成6年12月13日現在)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	陸上自衛隊における「防衛戦略」の定義に関する質問主意書	既 正敏君	6.10. 5	6.10.12	6.10.25	6.10.18 内閣から通知書受領 (10.26まで答弁延期)
2	国連海洋法条約に関する質問主意書	立木 洋君 外1名	10. 7	10.12	10.25	10.18 内閣から通知書受領 (11. 2まで答弁延期)
3	自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務に関する質問主意書	既 正敏君	10.14	10.19	11. 1	10.25 内閣から通知書受領 (11. 2まで答弁延期)
4	語学会話学校の外国人従業員に対する人権侵害に関する質問主意書	既 正敏君	10.19	10.24	11.18	10.28 内閣から通知書受領 (11.21まで答弁延期)
5	国連安全保障理事会常任理事国の義務に関する質問主意書	既 正敏君	10.25	10.31	11.18	11. 4 内閣から通知書受領 (11.21まで答弁延期)
6	自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する質問主意書	既 正敏君	10.26	10.31	11.18	11. 4 内閣から通知書受領 (11.21まで答弁延期)
7	柏崎刈羽原子力発電所の地盤に関する質問主意書	稲村 稔夫君	11. 1	11. 7		11.11 内閣から通知書受領 (12.21まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
8	陸上自衛隊における「防衛戦略」の定義に関する再質問主意書	畷 正敏君	6.11. 4	6.11. 9	6.11.25	6.11.15 内閣から通知書受領 (11.28まで答弁延期)
9	中山間地域対策に関する質問主意書	紀平 梯子君	11.16	11.21	11.25	
10	特別栽培米振興策に関する質問主意書	紀平 梯子君	11.16	11.21	11.25	
11	在日米軍の軍用機による低空飛行訓練に関する質問主意書	畷 正敏君	11.30	12. 1	12.13	12. 6 内閣から通知書受領 (12.14まで答弁延期)
12	首都圏中央連絡道路（一般国道20号～埼玉県境間）建設事業に関する質問主意書	上田 耕一郎君	12. 2	12. 2		12. 6 内閣から通知書受領 (7.1.17まで答弁延期)
13	元従軍慰安婦への個人補償等に関する質問主意書	吉川 春子君	12. 8	12. 9		

※ 第131回国会の質問主意書に対する答弁書受領月日等の空欄については、次回「第132回国会 参議院審議概要」の質問主意書一覧の欄外を参照されたい。

※ 第129・130回国会の質問主意書に対する答弁書受領月日は、それぞれ以下のとおりである。

(第129回国会) 4 動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所に関する質問主意書 ——6. 7.15

8 防衛庁における「戦略」に関する質問主意書 ——6. 7.19

10 脳死及び臓器移植に関する質問主意書 ——6. 8. 2

(第130回国会) 4 高レベル放射性廃棄物の処理処分及び貯蔵工学センターに関する質問主意書 ——6. 8.30

5 難病対策に関する質問主意書 ——6. 8.23

# 1 国会会期一覽

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期		
				当初日数	延長日数	総日数
第122回 (臨時会)	3.11. 5 (火)	3.11. 8 (金)	3.12.21 (土)	36	11	47
第123回 (常会)	4. 1.24 (金)	4. 1.24 (金)	4. 6.21 (日)	150	—	150
第124回 (臨時会)	4. 8. 7 (金)	4. 8.10 (月)	4. 8.11 (火)	5	—	5
第125回 (臨時会)	4.10.30 (金)	4.10.30 (金)	4.12.10 (木)	40	2	42
第126回 (常会)	5. 1.22 (金)	5. 1.22 (金)	5. 6.18 (金) 衆議院解散	150	—	148
第127回 (特別会)	5. 8. 5 (木)	5. 8.12 (木)	5. 8.28 (土)	10	14	24
第128回 (臨時会)	5. 9.17 (金)	5. 9.21 (火)	6. 1.29 (土)	90	45	135
第129回 (常会)	6. 1.31 (月)	6. 2. 8 (火)	6. 6.29 (水)	150	—	150
第130回 (臨時会)	6. 7.18 (月)	6. 7.18 (月)	6. 7.22 (金)	5	—	5
第131回 (臨時会)	6. 9.30 (金)	6. 9.30 (金)	6.12. 9 (金)	65	6	71

## 2 本会議・委員会傍聴者数の推移

国会回次	総計	内 訳	
		本会議	委員会
122 (臨時会)	1,449	652	797
123 (常会)	5,298	1,192	4,106
124 (臨時会)	109	46	63
125 (臨時会)	760	390	370
126 (常会)	2,609	795	1,814
127 (特別会)	213	210	3
128 (臨時会)	2,230	882	1,348
129 (常会)	1,918	620	1,298
130 (臨時会)	392	270	122
131 (臨時会)	2,018	721	1,274

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

## 3 参議院参観者数の推移

(第131回国会終了日 平成6年12月9日現在)

年	総計	参 観 内 訳				
		一 般	小・中学	高 校	外 国 人	特 別
平成2	189,410	36,344	146,324	6,093	570	79
3	178,861	39,347	136,779	1,827	400	508
4	187,510	44,437	139,428	2,521	760	364
5	181,231	46,833	130,828	2,197	1,306	67
6	163,613	37,589	123,353	1,817	811	43

(注) 特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

## 4 外国議会議長等招待者一覧

○ 議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
フランス共和国上院議員団一行	6. 7. 18	6	6. 9. 10～ 9. 16
モンゴル国国会議長一行	9. 12	5	10. 15～10. 21
南アフリカ共和国上院議長一行	10. 7	8	11. 20～11. 26

## 5 参議院議員海外派遣一覧

目的	議長決定	派遣議員	派遣地	日数	派遣報告
ブルガリア共和国国民議会議長の招待による同国公式訪問並びに各国の政治経済事情等視察	6. 6. 23	伊江 朝雄君	ドイツ, ブルガ	13	次期常会 の議院運 営委員会 に報告書 を提出の 予定
		山口 哲夫君	ア, オーストリア	14	
		永野 茂門君	スペイン, フラン	14	
		高桑 栄松君	ス	14	
選挙制度問題調査並びに政治経済事情等視察	6. 28	下条 進一郎君		12	
		陣内 孝雄君	イタリア, ドイツ	12	
		川橋 幸子君	イギリス, フラン	12	
		泉 信也君	ス	12	
		続 訓弘君		12	
政府開発援助 (ODA) 経済協力問題調査並びに政治経済事情等視察	6. 29	坂野 重信君	マレーシア, イン	12	
		片山 虎之助君	ド, ネパール, シ	12	
		今井 澄君	ンガポール	12	
		松尾 官平君		12	
消費者保護・産業流通問題調査並びに政治経済事情等視察	6. 29	瀬谷 英行君		12	
		斎藤 文夫君	ドイツ, スウェー	10	
		直嶋 正行君	デン, オランダ	10	
		有働 正治君		12	
青少年・教育問題調査並びに政治経済事情等視察	7. 4	守住 有信君	ニュー・ジ	14	
		岩崎 純三君	ランド, オース	8	
		菅野 久光君	リア, インドネ	11	
		中村 鋭一君	シア	10	
ルーマニア国会議長の招待による同国公式訪問並びに各国の政治経済事情等視察	7. 7	赤桐 操君	ドイツ, ルーマ	10	
		久世 公堯君	ニア, スウェーデン	13	
		鈴木 和美君	フランス	12	
		栗森 喬君		11	

目 的	議長決定	派 遣 議 員	派 遣 地	日数	派遣報告
財政・金融・税制問題 調査並びに政治経済事 情等視察	6. 7. 7	倉田 寛之君 峰崎 直樹君 青島 幸男君 三石 久江君	メキシコ, アメリ カ, カナダ	13 5 13 13	次期常会 の議院運 営委員会 に報告書 を提出の 予定
ニュー・ジーランド国会 及びオーストラリア 連邦議会訪問	7. 12	大森 昭君 田辺 哲夫君 西田 吉宏君 片上 公人君 橋本 敦君	オーストラリア, ニュー・ジ ーランド	10 10 10 10 10	
南アフリカ共和国公式 訪問並びにドイツ連邦 共和国の政治経済事情 等視察	7. 21	原 文兵衛君 田沢 智治君 淵上 貞雄君 井上 哲夫君	南アフリカ, ド イツ	13 13 13 13	
産業・資源エネルギー 問題調査並びに政治経 済事情等視察	7. 27	櫻井 規順君 大塚清次郎君 藁科 満治君 寺澤 芳男君 山下 栄一君 立木 洋君	アメリカ, カナダ	12 3 10 12 12 12	
第92回列国議会同盟会 議(コペンハーゲン)出席並 びに各国の政治経済事 情等視察	8. 16	森山 眞弓君 野沢 太三君 本岡 昭次君	イギリス, デンマ ーク, ドイツ, イ タリア, フランス	12 14 10	
第15回東南アジア諸国 連合議員機構総会(マ ニラ)出席並びに各国 の政治経済事情等視察	8. 25	杏掛 哲男君 清水 澄子君	フィリピン, マレ イシア, 中国 香港	10 8	
欧州評議会議員会議(ス トラスブル)出席並びに 各国の政治経済事情等 視察	9. 9	林田悠紀夫君 松前 達郎君	イギリス, フラン ス, イタリア, ド イツ, デンマーク オーストリア	11 9	

## 6 国会関係日誌 ( 6. 7. 23~12. 9 )

### 【第130回国会（臨時会）閉会后】

平成6年

7. 23 (土) ・村山首相、韓国訪問 (～24日)

27 (水) ・赤桐参議院副議長一行、ルーマニア訪問 (～8月5日)

29 (金) ・新聞正次参議院議員、判決訂正の申し立てをせず有罪確定となり、  
当選無効、資格喪失

---

8. 2 (火) ・人事院勧告 (過去最低の1.18%引き上げ)

5 (金) ・中央選挙管理会、松本英一参議院議員 (社) の死去に伴う萱野茂  
氏の繰り上げ当選告示

11 (木) ・衆議院議員選挙区画定審議会、全国300小選挙区の区割り案勧告

14 (日) ・桜井環境庁長官、太平洋戦争発言問題で辞任 (後任には宮下創平  
(自) 元防衛庁長官)

19 (金) ・原参議院議長一行、南アフリカ共和国訪問 (～31日)

21 (日) ・土井衆議院議長、マレーシア、シガポール、中国訪問 (～31日)

23 (火) ・村山首相、フィリピン、ベトナム、マレーシア、シガポール訪問 (～30日)

---

9. 2 (金) ・衆政治改革特委 (衆議院議員選挙区画定審議会の勧告について)

3 (土) ・社会党、臨時党大会で基本政策の転換を正式決定

6 (火) ・参政治改革特委 (衆議院議員選挙区画定審議会の勧告について)

11 (日) ・新聞正次前参議院議員の資格喪失に伴う再選挙 (都築讓氏が当選)

12 (月) ・第92回 I P U 会議 (～17日、デンマーク・コペンハーゲン)

13 (火) ・「ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画」を閣議決定

16 (金) ・参決算委 (平成3年度決算を議決——是認、警告)

22 (木) ・政府、「税制改革大綱」を臨時閣議で決定

・「護憲リベラルの会」、「新党・護憲リベラル」に名称変更

27 (火) ・東京地裁、藤波孝生元官房長官に対し無罪判決

28 (水) ・旧連立、衆議院統一会派「改革」を結成

- ・日本新党の海江田万里議員ら4衆議院議員、新会派「民主新党クラブ」を結成

---

【第131回国会（臨時会）】

- 9.30（金）・第131回国会（臨時会）召集、開会式
- ・衆参本会議（議席の指定、常任委員長の選挙、特別委員会の設置、会期65日間の議決、村山首相の所信表明演説）
- 
- 10.2（日）・天皇皇后両陛下、フランス、スペイン御訪問（～14日）
- 4（火）・衆本会議（河野外相の帰国報告）
- ・参本会議（故松本英一議員（社）の哀悼演説、平成3年度決算を議決、決算委員長の選挙、河野外相の帰国報告）
- 5（水）・衆本会議（所信表明演説・外相帰国報告に対する質疑、～6日）
- 6（木）・参本会議（所信表明演説・外相帰国報告に対する質疑、～7日）
- 11（火）・衆予算委（～13日）
- 13（木）・衆本会議（腐敗防止法案の趣旨説明）
- 14（金）・参予算委（～18日）
- 18（火）・衆本会議（税制改革関連法案の趣旨説明、「税制改革に関する特別委員会」の設置）
- 20（木）・衆厚生委（国民年金法等改正案の中央公聴会）
- 24（月）・衆厚生委（国民年金法等改正案の地方公聴会——仙台市、京都市）
- 25（火）・政府、ウグアイ・ラウ農業合意に伴う「農業対策大綱」を決定
- 26（水）・衆厚生委（国民年金法等改正案を修正議決）
- ・参分権緩和特委（許認可法案を可決）
- 27（木）・衆本会議（年金改革関連法案を修正議決）
- ・衆安保委（自衛隊法改正案を可決）
  - ・衆内閣委（行政改革委員会設置法案を修正議決）
- 28（金）・参本会議（許認可法案を可決、年金改革関連法案の趣旨説明）
- ・衆本会議（自衛隊法改正案を可決、行政改革委員会設置法案を修正議決）

30（日）・日本新党、初の党大会で解散及び新・新党参加を決定

---

- 11.1（火）・衆政治改革特委（区割り法案の参考人意見聴取）
- ・参内閣委（行政改革委員会設置法案を可決）
  - ・参厚生委（国民年金法等改正案の参考人意見聴取）
- 2（水）・衆政治改革特委（政治改革関連法案を可決）
- ・衆規制緩和特委（許認可法案を可決）
  - ・衆本会議（政治改革関連法案を可決、許認可法案可決・成立、W T O 設立協定・関連法案の趣旨説明、「世界貿易機関（W T O）設立協定等に関する特別委員会」の設置）
  - ・参本会議（年金改革関連法案、行政改革委員会設置法案可決・成立）
- 4（金）・衆税制改革特委（税制改革関連法案の地方公聴会——福島市、福岡市）
- 5（土）・公明党、党大会で「分党・二段階方式」での新・新党参加を決定
- 7（月）・衆税制改革特委（税制改革関連法案の中央公聴会）
- 9（水）・参環境特委（萱野委員、国会初の一部アイヌ語での質問）
- ・衆税制改革特委（税制改革関連法案を可決——「改革」欠席、紛糾）
- 10（木）・参内閣委（自衛隊法改正案を可決）
- ・土井衆議院議長のあっせんで税制改革関連法案の採決をめぐる紛糾決着
- 11（金）・参本会議（自衛隊法改正案可決・成立、税制改革関連法案の趣旨説明）
- ・衆税制改革特委（税制改革関連法案の質疑やり直し、可決確認）
  - ・衆本会議（税制改革関連法案を可決）
- 12（土）・村山首相、A P E C 首脳会議等のため、インド訪問（～16日）
- 15（火）・政府、「原爆被爆者援護法案（仮称）要綱」を発表、社会保障制度審議会に諮問
- 16（水）・新生党、全国代表者会議で新・新党への合流を正式決定

機関設立協定の受諾に伴う国内対策の確立等に関する  
決議」を議決、原子爆弾被爆者援護法を可決)

・衆参本会議 (12.9まで6日間の会期延長を議決)

5 (月) ・公明党、解党大会及び分党 (「公明」「公明新党」) の結成大会

7 (水) ・参厚生委 (原子爆弾被爆者援護法の参考人意見聴取)

8 (木) ・参WTO特委 (WTO設立協定・関連法案を承認・可決)

・参本会議 (WTO設立協定・関連法案を承認・可決、「世界貿易  
機関設立協定の締結承認等に伴う国内対策の確立等に  
関する決議」を議決)

・参厚生委 (原子爆弾被爆者援護法を可決)

・中央選挙管理会、山崎順子参議院議員 (日本新党) の繰り上げ当  
選無効の高裁判決に対し、最高裁へ上告

・(ジュネーブ) WTO設立協定実施会議でWTOの1月発足決定

9 (金) ・参本会議 (原子爆弾被爆者援護法可決・成立)

・民社党、解党大会

・第131回国会 (臨時会) 終了